

帝國修身軌範

文學士荻原朝之介著

第四冊

文學士萩原朝之介著
帝國修身軌範 第四冊
高等小學三年級
教師用

東京

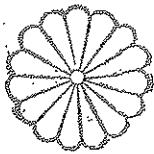
博文館藏版

勅 話

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚
ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ懿光心ヲニシテ世世厥ノ美ヲ濟
セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣
民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レテ持シ博
愛衆ニ及ボシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進
テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレ
ハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ
朕カ忠貞ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ
足フシ
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民人俱ニ遵守スヘ
キ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ惇ラス朕爾臣民ト
俱ニ拳拳服膺シテ成其德ラニセシコトヲ庶幾フ

明治二十二年十月三十日

御名 御璽



帝國修身軌範第三卷

高等小學第三年級
教師用書

目次

第一章 子タル者ノ務

丁

- 清八夫婦孝行ナリシ話 應用問題答二
- 己之助能ク病父ナ勞ハリシ話 應用問題答四
- 公助孝順ナリシ話 應用問題答七
- 七郎兵衛ノ娘能ク父母ナ義ヒタル話 應用問題答九
- 第二章 兄弟ノ務 十
- 熊澤助八兄弟ノ訟チ息メシ話 應用問題答二
- 本多兄弟財貨ナ譲リシ話 備考 應用問題答三
- 熊本ノ三賈友愛ノ話 備考 應用問題答五
- 第三章 婦女タル者ノ務 十八丁
- 池野無名夫婦ノ話 備考 應用問題答六

◎ さよ女貞節チ盡シタル話……………應用問答……〇

第四章 朋友ノ務

◎ 久坂高杉ノニ士謙讓ナリシ話……………備考教訓上ノ注意用問答……三

◎ 謙信ノ信義鹽チ甲州ニ送リシ話……………備考教訓上ノ注意用問答……六

第五章 自己ニ對スル務

◎ 橋本勘平遺失金チ返付セシ話……………教訓上ノ注意用問答……三

◎ 井上侯山崎闇齋ノ居チ訪ヒシ話……………備考教訓上ノ注意用問答……三

◎ 野々村彦右衛門土地チ利用セシ話……………教訓上ノ注意用問答……三

◎ 竹村甚五左衛門節儉ナリシ話……………教訓上ノ注意用問答……三

◎ 真田昌幸質素チ尚ヒシ話……………教訓上ノ注意用問答……三

第六章 他人ニ對スル務

◎ 阿部正武仁愛深カリシ話……………備考教訓上ノ注意用問答……四

◎ 德川家康細川忠興チ救ヒシ話……………備考教訓上ノ注意用問答……四

◎ 東大寺ノ僧奮然ノ話……………教訓上ノ注意用問答……四

◎ 伊達正宗幼時ノ話……………教訓上ノ注意用問答……四

◎ 熊澤蕃山中江藤樹ニ師事セシ話……………備考教訓上ノ注意用問答……四

◎ 倉谷鹿山文學チ修メシ話……………備考教訓上ノ注意用問答……四

◎ 連慶其弟子ニ彫刻法チ語リシ話……………教訓上ノ注意用問答……四

第七章 身ヲ立テ家ヲ興スノ道

◎ 東大寺ノ僧奮然ノ話……………教訓上ノ注意用問答……五

◎ 熊澤蕃山中江藤樹ニ師事セシ話……………教訓上ノ注意用問答……五

◎ 倉谷鹿山文學チ修メシ話……………教訓上ノ注意用問答……五

◎ 連慶其弟子ニ彫刻法チ語リシ話……………教訓上ノ注意用問答……五

第八章 社會ニ對スル務

◎ 江川永脩力チ公益ニ盡セシ話……………教訓上ノ注意用問答……六

◎ 中道つね竹内つね二女ノ話……………教訓上ノ注意用問答……六

◎ 清田彌兵衛商船チ取戻シタル話……………教訓上ノ注意用問答……六

第九章 國民タル者ノ務

◎ 伊丹康勝遠慮アリシ話……………備考用問答……六

- 老父其子ヲ屬マシテ兵役ニ就カシメシ
話.....
〔教訓上ノ注意〕
〔應用問答〕七

第十章 忠節ノ大義..... 七十三丁

- 高橋紹運節ヲ守リテ降ラサリシ話.....
〔備考教訓上ノ注意〕
〔應用問答〕齒
- 小宮山友信主君ヲ忘レサリシ話.....
〔教訓上ノ注意〕
〔應用問答〕矣
- ふく女能ク其主ニ仕ヘシ話.....
〔應用問答〕充
- 庄六能ク主家ヲ帮助セシ話.....
〔應用問答〕八

帝國修身軌範第三卷目次終

帝國修身軌範第三卷

高等小學第三年級
教 師 用

文學士 萩原朝之介著

第一章 子タル者ノ務

爾臣民父母に孝なれと宣はせ給ひたる 聖勅を遵奉し、以て本章を設けたるものにして、語に曰く、孝は百行の源萬善の始なり、又曰く、孝は德の本なり、又曰く、人の行ひ孝より大なるはなしと、以て其影響する所の遠且大なるを知るへし、即ち親に孝なるものにして、君に忠ならざるものは無く、友愛の誼に薄きはあく、又義理人情に通せざる者稀なり、是を以て考ふるに、孝道の訓練を重んじ、其徳性を涵養すべしとの緊要ある、敢て多辯を俟たず、一意專心以て此徳行の光彩を發揮せんことを勉むへし。

◎清八夫婦孝行ナリシ話

清八ハ美作國吉野郡青野村ノ農ニシテ、七十五歳ノ父ト六十九歳ノ母トナリシモ、妻きわトノ間ニ三吉樋左衛門ノ二子アリテ、一家六口ナリシモ、所有ノ田畠ハ僅ニ數畝ニ過キス、加之往年山崩レアリシ時、清八ノ田地ハ悉ク埋沒セシカハ、詮方ナク炭ヲ燒キ屋根板ヲ挽キテ、漸ク露命ヲ維ケリ、妻モ實直ナル者ニシテ、晝夜ノ別ナク夫ノ業ヲ助ケ、リ、二兒モ亦此狀ヲ見テ家業ヲ助ケント欲シ、日々山ニ入り蕨又ハ菓物ヲ採リテ之ヲ賣ル、人其故ヲ問ヘハ、父母ニ力ヲ協セテ祖父母ヲ養ハンカ爲ナリト答ヘケレハ、人皆其孝心ノ厚キニ感シ、價高ク之ヲ買フ者アルニ至レリ、清八ハ初メ多少ノ山林ヲ有セシニ、炭ヲ燒キ又ハ家屋修繕ノ爲、悉ク伐リ拂ヒテ今ハ一木ヲモ殘サ、ルニ至リシカハ、遂ニ炭ヲ燒クヘキ材料ニ窮セリ、鄰村中谷ノ村長太郎右衛門之ヲ憐ミテ、自家所有ノ山林ヲ隨意ニ伐木セヨト云ヘリ、然レモ清八ハ猥ニ之ヲ伐ラス、一樹一草モ必

ス太郎左衛門ニ告ケテ後ヲ伐ラサルハナシ、特ニ兩家ノ距離ハ一里ニ餘リシモ、清八ハ伐木ノ度毎ニ必來リ告ケテ後斧ヲ入レシトソ、又同村ノ清助モ孝行ノ譽レアル者ナリシカハ、或夜清八ノ宅ニ赴キシニ、祖父母及二兒ハ墓ヲ被リテ臥シ、夫婦ハ其傍ニ侍シテ火ヲ焚キ之ヲ暖メ居タリ、流石ノ清助モ之ヲ見テ流涕禁セス、已レハ遠ク及ハスト云ヒテ、翌朝古キ夜具一組ヲ贈リシニ、清八ハ之ヲ祖父母及二子ニ被セ、已レハ尙薫ヲ被リテ臥セリ、斯ク一家赤貧ナレトモ家内ハ甚タ睦シカリケリ、領主土井侯之ヲ聞キ銀數枚米若干ヲ下シ賜ヒシトナン、後此地幕府ノ所領トナルニ及ビ、代官野村某亦大ニ其行ヲ賞シ、殊勝ノ者ナリトテ清八夫婦及二兒ニモ夫々褒賞ヲ與ヘシトゾ、伊藤長胤曰ク父母ニ事フルニハ色ヲ愉ハシ氣ヲ和カニスルヲ主トスヘシト

(教訓。之。の。注。) 本項ハ清八の至孝なることを記せし者なれども、村長太郎右衛門及び清助の慈心も亦大に探るへき所あり、左れは本

項の如きは一事實を以て數様の教訓を爲し得べき者なるに依り、宜しく其心して應用教訓の範圍を擴めなば、却て其益の渺からざるを知るべし。

(選用問題)

○父母を養ふ心得如何……壯年の者は力役に服し、幼年の者は枯木を拾ひ落葉を搔き集むと、其の身相當の業を爲して、父母の手助を爲すへし。

○孝子に對する心得如何……物品を恤み或は其勞働を助け或は之を慰諭すへし、若し又孝子の物を賣るあらば、其の用と不用とに關らず、之を買ひ求めて其志を慰すへし。

(○) 己之助能ク病父ヲ勞ハリシ話

岩代國若松ニ四郎兵衛ト云ヘル者アリ、飛脚ヲ業トシテ常ニ若松ヨリ越後蒲原郡津川町マテ往返セリ、然ルニ圖ラス病ニ侵サレシカ、日ヲ追

ヒテ身體漸ク衰へ、復タ飛脚ノ業ニ就クヲ得ス、家計日ニ困窮ニ迫り殆ト饑餓ニ陷ラントス、四郎兵衛ニ己之助トテ十三歳ナル長子ト三次郎ト云ヘル次子アリ、己之助ハ身體強壯ナリシカ、三次郎ハ虛弱ナリキ、因テ己之助ハ父ノ病ニ懼リテ業ニ就クヲ能ハサルヲ憂ヒ、自ラ之ニ代リテ其業ヲ取レリ、若松ヨリ津川迄ハ十四五里ノ路程ニシテ、且極メテ嶮惡ナリシモ敢テ之ヲ厭ハス、時刻ヲ誤ルコナク能ク業務ヲ辨ス、人々其幼年ニシテ殊勝ナル志ヲ憐ミ、皆手紙ヲ彼レニ托スル者多カリシカハ、遂ニ一家ノ糊口ヲ謀リ得ルニ至レリ、元文四年父ノ病愈重リ起臥心ニ任セス、剩ヘ眼病ニ罹リ百方療治ヲ盡シテ看護セシモ其効更ニ無シ、己之助萬事ニ心ヲ用ヰ、食物ハ成ルヘク其嗜メル物ヲ調ヘ以テ其意ヲ安ンセシム、若シ他出スルキハ、必ス父ノ爲ニ食物ヲ調ヘ置キ、然ル後出テ、業ニ就ケリ、己之助或年ノ除夜、津川町ニ至リ賃錢二百五拾文ノ約束ニテ、庭包其外二三種ノ荷物ヲ擔ヒテ、夜中若松ニ歸ラントセシカハ、人

々危難アランヲ憂ヒ、明朝發足スペシト勧メシモ、今日ハ必ス歸ルヘキ旨云ヒ置キタレハ、父ノ必ス待タル、ナラントテ、急キ立チ出テシニ、途中ニテ大雨ニ逢ヒ、其寒サ云ハシ方ナカリシモ、更ニ屈スル色ナク遂ニ拂曉ノ頃家ニ歸リ、草鞋ヲ脱スル間モアラハヨソ、其得タル貰錢ヲ出し、新年ノ迎ヘ易キヲ父ニ談リテ、其心ヲ安ンセシメタリ、其後父ノ病益々劇シク存命旦夕ニ迫リシカハ、業ヲ廢シテ晝夜枕邊ヲ離レス、藥ヲ進メ身體ヲ揉ミ摩リ、看病怠リナカリキ、領主之ヲ賞シテ米數俵ヲ下シ賜ヒシトナン、常盤貞尚曰ク善ク事ヘテ親ヲ安ラカナラシムルハ子タルハ職分ナリト

(教訓之の浅見)世には孝道を勧むるに實利的を以てする者あり、未だ其の是なるを知らず、蓋し父母に孝なる所以を説くには、絶對的の務ありと心得しむへし、若し然らすして幸福名利を得んか爲、或は已れ復た兒孫の爲に孝養されんか爲に、之を盡すものとせば、其結果

如何、我れは名利幸福を要せず、故に孝を盡すを欲せず、我れ能く自立て子孫の存養を煩さず、故に孝を行ふを要せずと云ふ者あらは、如何すへき、よし又斯る理論を以てする者無しとするも、親に事ふるの道は、實利的、報酬的、交換的なるへきものにあらざることを知らしむへし

(應用問答)

○父母に事ふる心得如何………父母に美味を侑め襦袍を供し、或は介抱醫療に心を盡すへき事は、今更云ふまでもなく、殊に最も注意すべきは、何事に限らす父母の心を安んせしむるを肝要なりとす

◎公助孝順ナリシ話

舍人下毛野公助ハ敷行ノ子ニシテ射術ノ達人ナリ、或日右近ノ馬場ニテ射的ノ練習アリシニ、貴紳ノ人々數多其場ニ臨メリ、此日公助ハ如何ニシケルニヤ、三ノ的トモ皆射損シケリ、父敷行之ヲ見テ色ヲ變ヘ、沓ヲモ

ハキ敢ヘズシテ、馬留ノ側ニ走リ行キケリ、人々彼ハ何ヲ爲スソト見テアリシニ、敦行ハ公助ガ馬ヨリ下リテ調度ヲ解カントスル所ニ走セ往キ、杖ヲ執リテ公助ヲ打擲ス、公助ハ壯年ニシテ、敦行ハ既ニ八十餘ノ老人ナルニ因リ、公助之ヲ避ケ逃レンニハ、敦行追ヒ付クヘクモアラサルニ、然ハナクシテ父ノ打ツ儘ニナセリ、傍ヲニ在ル者之ヲ訝リ、何故ニ逃ケモセスシテ斯ク打タレシゾト問ヒケレバ、公助答フルヤウ、吾父年既ニ八十三餘レリ、痛ク腹立ナタル上ニ、我カ逃クルヲ追ハ、則ナ倒レモヤセント思ヒテ、穩ニ打キ臥シ居タルナリト、或人之ヲ聞キテ關白殿ノ許ニ至リ、公助ハ尋常ノ者ニアラス、此ノ如キ人ハ世ニモ稀ナリト申シケレバ、殿ニモ大ニ之ヲ感シ給ヒ、更ニ上級ノ舍人ニモ稀ナリト申シニ日ク父母ハ教戒ニ從ヒテ毫モ怒リ怨ム可ラスト

(廢用間答)

○父母の怒り玉ふ時は如何よすへきや……之に反抗する事の宜

しからざるは云ふまでもなし、謹みて其の戒責を受くへし、強ひて之を辨し、或は逃け隠れて其意に戻ることあるべからず

(◎七郎兵衛ノ娘能ク父母ヲ養ヒタル話)

昔備前國兒島郡小串村ニ七郎兵衛ト云ヘル農夫アリ、一人ノ女子アリシカ、幼キ時ヨリ、他ニ奉公セサセシニ、年期滿ナテ親ノ許ヘ歸レリ、時ニ父ハ年既ニ老イ母ハ繼母ナリシガ、是レトテモ年稍衰ヘタリ、サレハ、老タル兩親ノ股肱トモ頼ムヘキ者ハ、只此一人ノ女子ノミナレバ、親戚相謀リテ婿ヲ迎ヘ以テ老イタル父母ヲ養ハントス、然ルニ女聽カヌシテ曰ク、人ノ心ハ測リ難シ、若シ我カ夫タル人ニシテ、父母ニ事フルヲ從順ナル能ハス、若シ斯クノ如クナラハ、如何ニ悔ユトモ及バズ、覺束ナキ計ハ、初ヨリ爲サザルニ如カズ、我レ女子ナリト雖モ豈亦兩親ヲ養フノ策ナカラシヤトテ、親戚ノ強フルヲ辭シ、艱難辛苦ヲ物ノ數トモセズ、善ク

家業ヲ勵ミシカバ、父母モ心安シトテ深ク悅ビタリトナン、藤田一誠曰
ク親ニ事フルノ道多シト雖ニ愛敬ハ二字ヲ以テ第一トス

(疑用問答)

○父母の爲には一身の進退を如何すべきや……例令其の身の幸
福安寧を得ることありとも、之が爲に父母を養ふに差支ふるおどあ
りと思はゞ暫らく其身の進退を見合すべし

第二章 兄弟ノ務

爾臣民兄弟に友なれと宣はせ給ひたる聖教を遵奉し、本章を設け
たる所以にして、兄弟は素とはれ同一の幹より分れたる枝葉に異な
他人に對して道義の正鷲を失せざることを得んや、加之兄弟互に親
和するは、父母に孝なるに於てをや、然らば則ち、兄弟間に於ける友情
の訓練は毫も等閑視す可らざる所以を知るべし

(◎) 熊澤助八兄弟ノ訟ヲ息メシ話

備前國ニ熊澤助八ト云ヘル人アリ、嘗テ獄官ト爲ル、是ヨリ前富家ノ兄
弟其財ヲ爭フ者アリ、黨援各百餘人アリテ、論諍久シク決セス、遂ニ之ヲ
官ニ訴フ、獄官皆其裁判ニ窮シテ累年決斷スルコト能ハス、助八之ニ任
スルニ及セ乃ケ兄弟ヲ召シテ共ニ一室ノ中央ニ居ラシム、時ニ冬日寒氣
身ヲ刺スガ如キモ、一火爐ヲ室ノ中央ニ置テ終日問フ處ナシ、日暮ニ至
レハ乃テ晩飧ヲ二人ニ供シテ、共ニ之ヲ喫セシム、斯クスルコト凡ソ三

日、其間助八ハ常ニ障子ヲ隔テ、隣室ニ坐シ自家二人ノ兒童ヲシテ膝下ニ侍セシメ日用ヲ辨セシム、二兒能ク其命ヲ守リ且友愛ノ情甚ダ深シ、起訴セシ兄弟之ヲ見聞シテ、縉ニ慚愧ノ念ヲ生ジ、是マデノ不心得ヲ悔悟スルニ至レリ、初メ兄弟ノ一室ニ入ルヤ、各一方ノ隅ニ分レテ座セシガ、是ニ至リテ相謂フ、寒氣特ニ甚シ、宣シク火爐ニ近ツクベシトテ、互ニ相寄リテ其手ヲ握リ漣然涙ヲ流シ、骨肉相争フノ非ヲ悔ロ、宿怨頓ニ消ス、乃テ争ヲ止メシコトヲ請ヒテ獄庭ヲ退キ家ニ歸リテ互ニ業務ヲ勵ミニシトゾ、吳氏曰ク兄弟姊妹ハ父母ヲ同クスル者ナリト奚ゾ親和セザル可ンヤ。

(應用問答)

○兄弟にして不和あることありし時は如何……一時の心情激したるが爲、例令不和を生きることあるも、兄弟は素とはれ同根より生せし者なることを顧み、常に和合するの心掛けあるへし、宿怨を挾む

如きは最も宜しからき

(◎本多兄弟財貨ヲ讓リシ話)

徳川家康ノ臣ニ本多忠勝ト云ヘル人アリ、卒スルニ臨ミテ遺書ヲ裁シ、老臣松下河内ニ托シテ曰ク、嫡子ニシテ家督ヲ相續スルハ天下一般ノ公法ナリ、因テ長男忠政ニハ武器馬具其他一切ノ家什ヲ讓ルベク、又次子忠朝ハ小身ナルニヨリ、貯金一萬五千兩ヲ與フベシト、既ニシテ老臣ハ長男忠政ニ見ヘ、其遺命ヲ傳ヘシニ、忠政ハ父ガ多クノ金銀ヲ弟ノミニ譲リシテ聞テ快カラズ思ヘル色アリ、次ニ老臣ハ次男忠朝ノ許ニ到リテ遺命ヲ傳ヘシニ、忠朝ハ之ヲ辭退シテ曰ク、我ハ小身ナレバ、隨テ費用セ多カラズ、阿兄ハ從臣多ケレバ、之ヲ扶持スルノ費用實ニ我ニ倍蓰スペシ、サレバ此金ハ阿兄ノ用ニ供スペキモノナリト、是ニ於テ忠政心釋ケ大ニ悟ル所アリ、更ニ之ヲ辭シ、父ノ遺書ニハ必ズ從ハザル可カラズトテ、兄弟互ニ相譲リテ久シク決セズ、因テ親族相謀リテ其黃金ヲ二

分シ、各半額ヲ取ラシム、然レモ忠朝ハソノ黃金ヲ兄ノ庫中ニ藏メ置キテ、終身毫モ之ヲ私用セサリシトソ、語ニ曰ク兄弟ハ同腹ノ親ミ、父母ニ次ギタル天倫ナリト小忿ヲ以テ親愛ノ情ヲ破ル可ラズ。

(解説) 本多忠朝初の字を内記と稱す、徳川氏に仕ふ年十九にして關ヶ原の軍に從ひ、奮闘して功あり、因て上總大多喜城を賜ヘリ邑五萬石を食む、大坂夏の役、縦横奮戦して終に之に死す時に歳三十四。本多忠政ハ小字平八郎と稱き、年甫めて十六、父に從ひ岩槻城を攻め、奮戦して功あり、元和三年邑五萬石を加賜せられ、播磨の國姫路城より移る、寛永三年八月從四位下に進み侍従に任せらる、後ち同八年八月卒す年五十七。

(教訓文の注釈) 兄弟として其の一人頑なりとも、之に仕ふるに懇切叮嚀、以て誠意を盡さは、必ず其の頑夢をして自ら覺めしむる事あるべし、彼れ頑なりとて我亦不親切を以て之と對せは、到底和熟する

○機ながらむ、忠政をして兄弟相讓の美名を得せしめたるも、亦足れ忠朝の誠意に因らざんはあらず、宜しく此の主意を敷衍して、以て兄弟間和親の道を教訓する所あるべし。

(選用問答)

○兄弟物を分つの心得如何……多きを譲り少きを取り、優れるを與へて劣れるを受くるか如きは、兄弟の間に於て尤も肝要なる心掛なり、決して利慾を争ひ骨肉の情を傷ふることある可らず。

(◎) 熊本ノ三賈友愛ノ話

肥後國熊本ニ七左衛門、彌右衛門、九兵衛ト云ヘル三人ノ兄弟アリ、各家ヲ立テ、商業ヲ營ミ、且其家號ヲモ同シクセリ、父ノ代マテハ甚タ貧窮ニシテ借家ニ住ミ、細キ烟ヲ立テケルガ、七左衛門十二三歳ノ頃ヨリ商賣ノ道ニ熟シ、年長スルニ及ヒ、近村ヲ廻リテ古着ナドヲ賣買シ、身ノ勞苦ヲ厭ハスシテ晝夜心ヲ碎キケレハ、年月ヲ経ルニ從ヒ、金錢ニモ餘

裕ヲ生スルニ至レリ、斯クテ十年許モ經タレハ、父ノ負債モ悉ク辨償シ、
更ニ家宅ヲ買ヒ求メ土蔵ヲモ建テ、弟彌右衛門九兵衛ニモ一家ヲ立テ
シムルニ至レリ、然レトモ三人共ニ專ラ節儉ヲ守リテ、衣服飲食等其他
萬事奢ヲ禁シ、唯商賣ノ道ニノミ心ヲ盡シ、凡テ遊山見物ナドノ爲ニ空
シク光陰ヲ費サス、偶マ出テ遊フ時ハ、兄弟三人相謀リテ、孰レモ故障ナ
キ日ヲ撰ヒテ相伴ヒ、更ニ他人ヲ雜ヘス、時々寺ニ詣ツルニモ互ニ誘ヒ
合セテ同道セリ、夜ニ入り用事ヲ終リテ晚酌ヲ催フスヰニハ、各自聊カ
ナル物ヲ携ヘ來リテ、三人一所ニ寄り集ヒテ樂シメリ、又家財ハ勿論器
物雜具ノ類ニ至ルマテ、互ニ足ラサルヲ補ヒテ融通スルノ猶ホ一家ノ
如シ、斯ク兄弟相親ミテ數年一日ノ如ク和合シケルコトノ官ニ聞エケ
レハ、三人共ニ褒賞ノ榮典ニ與カリシト云フ、サテ彼等ハ皆其賜ヲ拜受
シ、深ク藏メテ家ノ重寶トシ、子孫ニ傳ヘタルガ、其家今ニ至リテ繁昌セ
リトソ、語ニ曰ク兄弟ハ形ヲ分ケテ氣ヲ連ヌル人ナリ、食ハ則チ案チ同

シクシ遊ハハ則チ方ヲ共ニスト

(教訓と之の注) 親ニ事ふるの道は勿論、兄弟友愛の事に至る迄、古
來より史上に傳はれる事蹟は、概ね非常の艱難貧苦に遭遇し、所謂變
に處する者の行を稱揚する多きを常とす、然るに本項の如きは全
く之に反して、能く其の常に處するの道に適へる者とす、斯る事柄は
最も深く稱揚して、以て人皆之に倣ふの念慮を起さしめる可らず
(應用問答)

○兄弟共に遊ふ心得如何……豫しめ其の時日を問ひ合せ、互に
其の差支なきときを期して共に同伴し、或ハ會合して樂むへし、己れ
一人の便利のみを謀るへからず

○兄弟の間に不足する物あらば如何すへきや……互に之を貸借
して其の用を辨すへし、物吝みを爲すか如きことある可らず

第三章 婦女タル者ノ務

爾臣民夫婦相和すべしと宣はせ給ひたる聖勅を遵奉し、本章を設けたる所以にして、夫は外に勤め婦は内を理め、一家をして和樂ならしむるの要ハ、即ち夫妻相輔け相補ふに在ることを知らしめぞんはあらず、蓋し一家にして齊ふことあらハ一郷相和し、一郷相和ぞれは一國も亦和氣揚々たるに至るべければなり、亦以て其影響をる所の至大至遠なるを知るべし、然らハ則ち、貞操堅固、順良淑婉の婦德を涵養をへき道は、古今ともに最も勉めすんハあらず

◎池野無名夫婦ノ話

京都東山ノ邊リニ小キ茅屋ヲ結ビテ、一人ノ女兒ヲ養育シツ、物幽カニ世ヲ渡レル老母アリ、其名ハ百合トテ性行正シキ婦人ナリキ、女兒稍長スルニ及ヒ才情アリ、百合常ニ之ニ謂ヒケルヤウ、汝ガ父ハ武士ナレ

バ、汝其身ヲ愛重シテ自ラ輕視スルコト勿レト、時ニ葛原ト云ヘル所ニ池無名ナル者アリ、書畫ヲ善クシ常ニ之ヲ沽リテ生活ノ資トナス、百合之ヲ聞テ奇トシ、終ニ其女ヲ以テ妻ハス、女又夫ノ爲ス所ヲ見習ヒテ頗ル繪畫ヲ善クスルニ至ル、斯クテ夫妻終日紙ヲ坤ベ墨ヲ舐リ以テ此上モナキ娛樂トス、百合之ヲ視テ大ニ喜ヒテ曰ク、吾ガ事畢レリトテ間モナク病ニ罹リテ歿ス、無名他日ニ至リ書畫ヲ以テ其名大ニ海内ニ震フ、世ニ大雅堂ト稱スルモノ是ナリ、其妻亦大ニ名聲アリ、能ク夫ヲ助ケテ筆硯ニ從事セシトソ、語ニ曰ク夫婦ハ互ニ其操ヲ正クスベシト

(續考) 池野大雅は有名の畫家なり、名ハ無名、秋平と稱す、霞樵、九霞等の號あり、幼にして穎敏、五歳にして能く字を成す、又頗る畫才あり、長するに及ひて紀伊に之き、畫法を祇園南海に學ふ、後ち大和に往きて設色の法を柳澤里恭に問ふ、又書法は唐宋の古帖を學ひて其妙所を得、兼て和歌を能くす、人と爲り肅敬恬虛、貧賤に安んじ寵辱に累は

されず、恵みて其報を望まず、平生の行爲多くは人の意表に出づ、故に世の人皆奇人を以て之を目す、又平生好みて名山に遊ふ、其足跡の到る所毎に、千景萬勝悉く之を筆端に發す、數は富士山に登りて一百圖を作る、奇狀變態甚た雅趣に富むと云ふ、安永五年四月十三日歿す歳五十四。

經用問答

○夫の好める業あらば如何にすべきや……其の業にして一家に裨益ある者ならば、益々之を勧め勵まし、夫をして安心之に從事せしむべし、事業の種類によりては、已も亦共に助けて、力を盡すことあるべし

◎さよ女貞節チ盡シタル話

さよハ、常陸國茨城郡蘆沼村伊平太ノ妻ナリ。伊平太家貧シキガ上ニ、濕瘡チ患ヘ、年久シクシテ癒ユルニ至ラズ、朝夕ノ起臥モ、人ニ扶ケラル、

「チ要シケレバ、さよハ其身モ、蓬頭垢面ナル儘ニシテ、懇切ニ看護シ、便溺ヲ受ケ、痛癢ヲ摩スルナド、少シモ憚嫌ノ色ナシ。夫伊平太ハ、之チ氣ノ毒ニ思ヒ、或ル日さよチ枕頭ニ招キ、徐ニ慰諭シテ曰ク、吾カ病質ノ頑ナル、果シテ何レノ年ニ、癰ユベキヲ知ラズ。汝永年ノ間吾カ痼疾ノ爲ニ、幾多ノ辛苦ヲ嘗ムルヲ觀ルニ忍ビズ、今ヤ幸ニ二兒ノ生長スルアリ。吾ハ二兒ノ看護ニヨリテ一生ヲ終ラン、汝ハ年齒尙高カラズ、改メテ他ニ嫁ギ、從來ノ辛苦ヲ忘ル、所アレト。さよ涙ヲ流シテ曰ク、良人ノ厚情幾シド謝スル所ヲ知ラズ。然レモ、夫ノ貧苦ニ迫リシトテ、之ヲ棄ツルハ婦女子ノ道トスル所ニアラズ。况ヤ夫ノ病患ヲ看護スルハ、妻タル者ノ應サニ盡スベキ道ニシテ、敢テ勞トスルニ足ラズ、頃日聞ク所ニヨレバ、陸奥國磐城ニ温泉アリ。一切ノ瘡毒ニ効アリトテ、之ニ浴セシ者、概子治セザルチナシト云フ、願クハ一浴ヲ試ミ玉ヘトテ、懲ニ勵メ勵マシ、村内ノ助力ヲ假リテ、一車ヲ準備シ、さよ自ラ之ヲ曳キテ、道途十七日間ノ艱苦ヲ經

磐城ニ至リ、浴スルヲ數旬ニシテ、病終ニ癒エタリ。水戸侯之ヲ傳へ聞カレテ、其貞節ヲ賞シ、厚キ賜物アリシトゾ。語ニ曰ク、婦ハ夫ヲ敬ヒテ和順ナルベシト。

(延用問答)

○婦女子に専ふべきハ何ぞ……婦女子は必しも容貌の美あるを尙ほす、容醜くとも其心情の優にやさしければ、之に若くべき譽れなからむ

第四章 朋友ノ務

爾臣民朋友に信なれと宣はせ給ひたる聖教を遵奉し、本章を設けたる所以にして、朋友の道は即ち信義の二字に基つかざるはなし、况んや内に在りては父子兄弟の扶助に依ることを得れども、外に在りては益友の協心戮力によりて、以て世に處すべき事多し、視るへし、古より今に至るまで、孤立して以て能く其事を成せし者ハ之れなく、概ね益友の誘掖推挽に依らざるハなし、先哲既に切磋琢磨の効を説くこと親切なりしも、亦以て其意の深きを知るべし、而して此の如き境域に進まんにて、主として朋友の交誼を全ふせざるへがらす

◎久坂高杉ノ二士謙讓ナリシ話

吉田松蔭ハ長州藩ノ人傑ナリ、其門下ニ久坂通武、高杉晋作ト云ヘル者アリ。此二人モ亦俊秀ノ士ニシテ双方優劣ナク、通武ハ沈毅ニシテ大才

アリ、晋作ハ氣力勇壯ニシテ決斷ニ富メリ、斯クテ兩人ハ松蔭ニ從ヒテ
兵書ヲ研究ス、晋作ハ常ニ一人ニ語リテ、久阪ノ沈毅ニシテ大才アルヲ稱
シ、我輩輕躁者ノ及ブ所ニ非ズト云ロ、通武ハ高杉ノ剛勇ニシテ決斷ニ
富ミ、事ニ當リテ撓マサルヲ稱シ、我輩ノ肩ヲ比ヌルヲ得ヘキニアラズ
ト云ヒテ、互ニ敬愛シテ親シク交ハル、松蔭之ヲ聞キテ曰ク、二人ノ推讓
スルコト斯ノ如クンバ、國家ノ福之ニ過ギズト、時人モ亦二人ヲ稱シテ
聯璧ト云ヒシトゾ、語ニ曰ク朋友ノ交ハ親睦ノ中ニ恭敬ヲ存ス可シト

(傳。清) 高杉晋作君ハ春風又東行と號す、山口藩の士なり、幼少より
倜儻にして大度あり、言論壯快流るゝが如し、好みて詩歌を賦す、既に
して之を廢し専ら兵書を修む、年甫めて十九吉田松蔭に謁す、松蔭素
より久坂通武を稱して、少年中の奇才國士無雙となせしが、晋作を獲
て大に喜び、以爲らく、通武に比すべしと、長藩幕府と戰ふや、其捷利を
得ること晋作の功多きに居る、慶應三年四月過飲の爲肺を傷み病を

以て馬關に歿す、享年二十九或ハ云ふ三十歳と、其の病に罹るや、藩主
日々之を訪ひ、長人亦晋作の爲に命を神に乞ふ者數萬人、以て其人望
を得たるを知るべし

久坂通武は長州の醫官あり、元瑞と稱す、後義助と改む、江月齋又は秋
湖と號す、幼にして敏慧、博く衆藝を綜ふ、父兄早く歿すと雖も、醫を業
とするを欲せず、自ら好みて兵書を吉田松陰に學ふ、松陰亦大に其の
才を愛し、後進の俊秀を數ふる毎に、常に指を通武に屈す、後終に女弟
を以て通武に配す、其信任を得たるを知るべし、慶應年間京師に於て
會津藩士と戰ひ利らず、泰然樓に上り腹を割き、炎火の中に投て
死セ、時に年二十六

(義助の注。遺) 朋友互に危難を助け災厄を救ふは、固より美事な
りと雖も、是れ亦變に處せるの道たり、朋友の朋友たる所以は、臨機非
常の際其の力を借るのみの謂にあらず、望むらくは平生に於て切磋

琢磨するを即ち友誼の道たり、又能く敬愛謙讓の道を踏むも交友の要たり、是皆常に處するの道にして、此心既に厚からは豈亦變に處するの道を誤らんや、故に本項の如く常に處するの道を始めとして、叮嚀に訓練する所無くんはあらま、變に處する道のみに偏するは普通教育上必しも好ましからず

(應用問答)

○優れたる才藝ある者に對する心得如何……人或は他の長を疾みて、却て之と親しく交はらざる者あり、是其心得違ひの甚しき者なり、宜しく之を益友として敬ひ交るべし

○已れに長所あるときの心得如何……假令人の爲に我か長所を譽めらるゝ事あるとも、之に乘じて誇るべからず、已れ能く謙遜して、他の美を揚くるの心なかるべからず

◎謙信ノ信義鹽ヲ甲州ニ送リシ話

甲斐ノ國ハ海岸ニ瀕セス、因テ領主武田信玄ハ常ニ食鹽ヲ東海ニ仰ク、今川氏真武田氏ト善カラス、嘗テ北條氏康ト謀リテ、食鹽ヲ甲斐ニ送ルコトヲ禁ズ、甲斐ノ國人大ニ困ム、越後ノ國主上杉謙信之ヲ聞キ、書ヲ信玄ニ贈リテ曰ク、仄カニ聞ク、氏真氏康鹽ヲ閉ダテ以テ君ガ國民ヲ奢ムト、是レ勇ナク義無キナリ、抑モ我が卿ト争フ所ハ、弓箭ニ在リテ米鹽ニ在ラズ、請フ今ヨリ以往之ヲ我國ニ取レ、其ノ多寡ニ至リテハ唯々貴意ニ任ゼンノミト、乃テ賈人ヲシテ價ヲ平ニシ、以テ之ニ供給セシム、是ヨリシテ北海ノ製鹽信濃甲斐ニ入ルニ至リシトゾ、徳川齊昭曰ク約束セシ事ハ變ス可ラズト

(備考) 上杉輝虎は越後の人あり、元の名を景虎と曰ひ、小字は猿松丸又虎千代と稱す、七歳にして林泉寺に入り僧となる、後林泉寺の住職天寶なる者、輝虎の爲めに父爲景に請ひて城に歸るを得せしむ、輝虎十一歳の比、爲景戦死し兄晴景家を繼ぐ、資性懦弱にして家國を治

むる能はせ、輝虎是に於て歎トて曰く、君弱にして臣矯り、衆庶貳心を懷く、吾れ若し進んで取らすんは、國終に亡びんと、暫く諸國を遍歷し宇佐美定行と親信し、就て兵法を學ひ、與に復歸を謀り、遂に上杉の家に入る、後將軍義輝其名の一宇を譲り更に關東管領に補し、錦直垂、采磨、文裏書、箇輿、朱柄傘袋等を賜ひ、禁闕よりも菊桐の兩記號をゆるし給ひ從四位に叙し、天盃及び御劍を賜はる、天正六年三月歲四十九にして卒す、信玄に後る、あと五年なりき

(教訓・互・の・法・運) 本項の固とはれ信友間の事にあらずと雖も、敵味方に分れて、刀を磨き剣を撫する間にしても、義を重んずるあと尙且斯の如し、然らば則ち信實の交友間に於ては、猶更以て信義を重んすべき所以を教訓すべし

(應・甲・問・答)

○朋友間にして、欠乏の物あらば如何すべきや……己れの所有す

る物を分ちて、之を救助する義心なからべからず、若し報酬を銜ふか如きい、卑しむべきとの甚しきものなり

○人より贈物を受けし時の心得如何……謝意を述べべきは勿論にして、其使用すべき器物あらば、實際に之を用ひ、美術品あらば之を室内に裝飾して、以て我か満足の意を示すを善しとす

第五章 自己ニ對スル務

爾臣民恭儉已れを持すべしと宣はせ給ひたる 聖勅を遵奉し、茲に本章を設けたる所以にして、苟も身を修め家を齊へんには、恭敬、禮讓、誠實、廉潔、節約の諸徳に依らそんはあらず、是れ一家一身の爲のみな

らき、世に處する道に於て、亦少くべからざるものなり、蓋し一身上の德行能く修まるにあらされば、事を與に見る者あからん、是即ち本章に於て此等の諸徳を涵養すべき儀範を示す所以なり、然りと雖も、已を盡すの道に於ては、敢て他に求むるの意ある可らず、たゞひ人の已れに對して盡さざるあとありとも、己れへ人に對して應に盡そべきの道を履行せんはあらぞ。

◎橋本勘平遺失金ヲ返付セシ話

松本長七ハ東京芝源助町ノ車夫ナリ、性正直ニシテ嘗テ人ヲ欺キシテナシ。サレバ他人ノ信用非常ニ厚ク、顧客隨テ多シ、正直長七ノ名世上ニ喧傳ス、一日人ノ爲ニ使シテ、金百五十圓ヲ遺失ス、長七家ニ歸リテ獨以爲ラク、今之ヲ失ヒシト云フモ、賤業ナル身ノ悲サハ、誰モ信スル者ナカル可シ。サレバ死シテ潔白ヲ現ハスニ若カズト、將ニ縊レ死セントス、偶々訪問者アリ、乃チ起テ戸ヲ開ケバ、木挽町ニ住セル橋本勘平ナル者

ニシテ、今夜圖ラズモ金員ヲ拾ヒシガ、定メテ遺失者ノ迷惑セルヲラントテ、念ノ爲メ包チ輸セシニ、松本長七ト記セリ、儲ハ貴殿ノ物ナルヲ察シ、一刻モ早ク送リ届ケテ心ヲ安ンセントテ、急ギ持參セシ由ヲ語リケレバ、長七ハ大ニ喜ヒ、實ハ證方盡キテ既ニ縊死セントナセシ事情ヲ語リ、今ハ貴殿ノ恩惠ニヨリテ一命ヲ維ギヌ、此ハ些細ナレドモ寸志ナリトテ、若干ノ謝金ヲ差出セシニ、勘平手ニダモ觸レズ、此金受クル程ナレバ、何ソ持參スベキゾ、足下ノ落セシ者ヲ足下ニ返スハ理ノ當然ノミ、我モ亦廉潔勤平ト云ハレシ身ナリ、イカデ此贈物ヲ受クベキヤ、唯圖ラズモ足下ノ命ヲ救ヒシハ此上ナキ喜ビナリトテ、固ク辭シテ立チ去リシトゾ、德川光圀曰ク、正直ハ一生ノ寶ナリト。

(教訓との注釈) 遺失物を拾ひ取りし時の心得に就て、既に尋常小學第三年級第五章中蠍蠍屋四郎兵衛の事迹に於て、教訓上の注意を記せし者あり、須らく併せ見るべし。

(應用問答)

○遺失物を拾ひし時の心得如何……其所有主の分明なる物は、其方へ送り届くべし、若し何人の所有なるや分明ならきは、村役場警察署等に届出づべし

○拾ひし物は已れの所有となすも可なるや……前項に記せし如く、先づ之を官署に届け出づべし、其後一ヶ年を経て遺失せし者の分明ならさるときは、更に官署より下け渡さるべし、此手續を踏ますして、私用することあらば、却て罪を受くるの虞あり

(○井上侯山崎閑齋ノ居ヲ訪ニシ話)

京都ニ山崎閑齋ト云ヘル大儒アリ、初メ江戸ニ在ルヤ清貧洗フガ如ク、些少ノ貯蓄モ無カリシカバ、故ラニ書肆ノ隣ニ住居シ以テ其書ヲ借覽セリ、此時井上河内侯學ヲ好ミ能ク士ニ下ル、書肆ノ主人ニモ亦屢謁見ナ許ス、嘗テ其書肆ニ謂テ曰ク、寡人學フ所アラント欲ス、汝ノ知ル所ニ

シテ人ノ師タルニ足ル者アラバ、請フ紹介セヨト、答ヘテ曰ク近頃一儒生山崎嘉右衛門ナル者、京都ヨリ來リテ小人ノ東隣ニ住ス、貧窮ナレドモ其狀貌蓋シ尋常ノ輩ニアラズ、閣下若シ意アラバ試ミニ之ヲ徵セト、侯大ニ悅ヒ乃ケ之ヲ延見セント欲シ、其趣ヲ閑齋ニ告ゲシム、閑齋毅然トシテ曰ク、侯、道ヲ問フニ意アラバ則チ先ツ來リ見ヨト、書肆之ヲ聞キ慄然トシテ、以テ時勢ニ迂ナリトシ、若シ強ヒテ彼ヲ薦メナバ、必ズ上ヲ犯シ法ヲ無ミシ、危禍吾ガ身ニ及バン、寧ロ薦メザルニ如カズト、他日侯復タ書肆ニ問フテ曰ク、過日紹介ヲ托セシ所ノ山崎ナル者ハ如何ト、書肆曰ク小人敢テ命ヲ惰ルニアラズ、前日既ニ貴命ヲ彼ニ傳ヘシニ、彼レ知ルベキナリ、請フ別ニ他ノ儒者ヲ擇ベト、俟嗟嘆良久シクシテ曰ク、方今師儒ト稱スル者蓋シ亦少シトセズ、而シテ皆聖賢ノ道ヲ行フニ意ナク、只東西ニ奔走シテ自ラ售ラント欲ス、寡人嘗テ聞ク、禮記ニ來リ學ブ

コトアリ、往テ教フルコトヲ聞カズト、山崎生能ク之ヲ守ル、是即ケ眞儒ナリト、直ニ駕テ命ジテ其居ヲ訪ヒシトソ、語ニ曰ク能ヲ以テ不能ニ問ヒ多キヲ以テ少キニ問フベシト

(續考)

山崎闇齋は鴻儒なり、小字は長吉、後ち清兵衛又嘉右衛門と改む、其先は播磨山崎邑の人なり、因りて以て氏とす、幼にして狡悍無賴、父之を患ひ妙心寺に入れて僧となす、然れども性行猶ほ悛めず、嘗て同輩と論議す、闇齋詞理塞かりて遺憾なりとす、乃ち其の夜竊かに彼の寢室に到りて紙帳を焼く、衆怒りて之を逐はんと欲す、是時に當りて土佐の公子某も亦妙心寺に在りて僧たり、曰く此の兒神姿凡ならず、當に爲すあるべしと、乃ち之を土佐の吸江寺に遣はして學はしむ、時に土佐には谷時中、野中兼山あり、共よ儒を業とす、闇齋を見て亦深く之を器とす、闇齋盡く禪學を棄て、學び、遂に髪を蓄へて儒となる、時に年二十五、土佐侯乃ち其の乞はずして擅に還俗するを責む、闇

齋恐れて京師に歸り、帷を下して道學を講説す、從ひ學ふ者日に衆ら、闇齋弟子を待つこと甚だ嚴なり、貴公子と雖も過あれば少しも假す所なし、其の書を講するや、音吐鐘の如く其容怒るが如し、弟子震慄敢て仰ぎ視るなし、天和二年九月十六日歿す年六十五、著書甚た多し

(教訓の法意)

近來師弟の道自ら壞亂し、人情輕薄、師を見るに路人を以てするに至る、豈亦慨嘆せざるを得んや、蓋し師として仰がるの意薄きに由るか、或は師を尊ぶの道を知らざるに因るか、孰れにもせよ、師は師たるの道を盡ら、亦能く師を敬はしむるの訓練を嚴正に加ふべし

(疑用問答)

○師に就きて學はんとする時は如何をベヤ……禮を厚ふして自ら師の許に赴き、以て弟子たるの禮を盡をべし

○師に事ふる心得如何……師は父母より代りて道を教ふる人なる

に因り、之れを尊敬することも亦父母に等しかるべし。例令師の言にして快からざることあるとも、決して之に反抗すべからず。

◎野々村彦右衛門土地ヲ利用セシ話

加藤清正ノ臣ニ野々村彦右衛門ト云ヘル者アリ、祿三百石ヲ受ケ肥後ノ熊本ニ住シ、宅地トシテ六百坪許リノ地面ヲ所有ス、其五十坪許リニ家ヲ建テ、三百坪ヲ畠トナシ、二百五十坪ニ梅栗茶等ヲ栽エ、宅地ノ外側ニハ柳ト皂莢トナ植エタリ、皂莢ハ生木ニテモ薪トナスヲ得ベク、軟芽ハ食料ニ供スルヲ得ベシ、斯クテ十年程ヲ闊セシニ、是等ノ諸木漸ク成長シケレバ、皂莢ノ實ヲ取りテ洗濯ニ用ヒ、其餘ハ賣リテ金錢ニ代ヘ、茶ハ我家ニ用井或ハ親族知友ニ贈リ、尙剩餘アレバ之ヲ賣リ、梅實ハ年々收獲スル所百石ニモ餘レリト、此ノ如ク毎年諸樹ヨリ收入スル所ノ利益甚ダ多ク、爲ニ三百石ノ武士ニシテ侍四人下男五人馬二頭ヲ養ヒ、武具ノ用意モ能ク整フニ至リ、千石ノ祿ヲ領スル者ニモ、オサク劣ラザ

リシトゾ、語ニ曰ク富裕ハ儉約ヨリ生シ貧困ハ奢侈ヨリ起ルト

(教訓。乞。の。沒。靈。) 輓近の弊習として、少しく文字に通する者は、徒に簿書を弄し空理を談ざるを主とし、栽培耕作の如き殖産興業の道を輕視するは、一時風潮の然らしむる所とは云へ、誠に嘆息すべき事あり、然るに本項の如きは、之に對して最も緊切なる摸範とするに足るべし、宜しく此等の事を教へ諭すと共に、學校の近傍に學田學園を設け、植物栽培の樂みに慣れしむること特に肝要あるべし

(應用問答)

○家宅の周圍に餘地あらば如何すべきヤ………有益なる樹木などを栽培して、以て其の發芽、生長、結實の有様等を観察して樂むべし、但し其餘地の用不用は、先づ父母に問ひ、然る後に於てすべきこと勿論なり

○自園の果物熟せし時は如何すべきヤ………親屬知友等分ち贈る

べし、蓋し自園自製の物を贈るも、市外より買求めたる者よりも、親切の情其中に籠ること深き者なり。

(◎竹村甚五左衛門節儉ナリシ話)

昔松井相模守ト云ヘル大名アリ、其家政宣シカラザリシニヤ漸ク衰頽セシカハ、各自若干ツヽノ金錢ヲ納ムヘキ旨家臣一同ニ命シタリ、然ルニ其家臣ニハ隨分多クノ俸祿ヲ受クル者モアリシガ、平生華麗ナル衣服ヲ着ケ、酒食ニ耽り榮耀ニ暮ラセシニヨリ、此ノ如キ場合ニ至リテ、主君ノ爲ニ充分ナル金錢ヲ上納スル者トテハ自ラ稀少ナリキ、然ルニ竹村甚五左衛門ノミハ平生奢侈ヲ好マズシテ、却テ他人ノ爲ニ吝嗇ナリト罵ラレシガ、此命アルニ及ヒ、恭シク主君ニ申シ上ゲケル様、吾等ハ殿ノ御蔭ニテ、斯ク安樂ニ生活セル者ナレハ、御恩ヲ報スルハ實ニ此時ニ在リトテ、是ヨリ後十年間ハ無俸給ニテ公務ニ從事シ、且此際一時ニ三百兩ノ金ヲ上納致シタシト、是ニ於テ前ニ竹村ヲ罵リシ者モ大ニ耻デ

タリトナン、太田元貞曰ク約ハ一字ハ人ノ要ナリト。

(教訓。之。の。法。更。) 節儉貯蓄の趣意及び財を散らすの心得等は、既に尋常小學第四年級第五章中黒田孝高の事迹に於て之を記述せし者あり、須く併せ見るべし、又顧ふに甚五左衛門の如きは、實に節約勤儉の龜鑑たるに止まらず、亦以て忠節の士として稱揚すべきものなり(應用問答)

(○節儉の目的如何……唯金穀を畜ふるのみにては、未だ節儉の趣意に適ふ者にあらざ、必ずや之を有用の事に費して、始めて節儉セし甲斐ありと謂つべし

(◎真田昌幸質素ヲ尙ビシ話)

真田昌幸ハ頗ル驕名アリシ大將ナリ、平生自ラ奉ズル甚ダ澹泊ニシテ質素ヲ重トシ、其刀櫛ヲ纏フニモ粗末ナル木綿ノ組紐ヲ以テス、或人之ヲ笑ヒシカハ、昌幸容ヲ正ウシテ云ヘルヤウ、驕奢ハ人生ノ惡弊ナリ、古

人モ驕ル者ハ敗ルト戒メラレタリ。其害ノ及フ所或ハ人々ノ位置ニヨリテ異ナルベケレド、大ニシテハ國家ヲ案シ、小ニシテハ一家ヲ傾クルヲ明カナリ、又假令外面ノミ美シトモ、盧飾ニテハ其用無キモノナリ、刀劍ニテモ亦然リ。刀櫛ノ如キハ如何ナル品ニテモ可ナリ、其中心ヨソ最モ肝要ナレ、先ツ之ヲ見ラレヨトテ拔キ離セシニ、晃々タル相州正宗ノ名劍ナリシカバ、問フ者大ニ愧ゲテ返ス辭モナク、勿々ニ立テ去リシトゾ、伊藤仁齋曰ク儉以テ身ヲ保ッヘシト。

(補考) 真田昌幸は幸隆の子なり、母の胎内にあること十二ヶ月にして生る、瞳大にして眼光人を射る、幼時より武田信玄に近侍す、識量人に過ぐ、年甫めて十四、刈屋原の戦に従ひて甲首二を得たり、長篠の戦に二兄死す、勝頼命して本籍に復し上田を領せしむ、尋て安房守と稱す、關ヶ原の役豊臣氏の爲に盡す所あり、三成敗るゝに及び、徳川秀忠昌幸を死に處せんと欲す、昌幸の長男信之切に助命を請ふ、因て之

を紀伊に流す、昌幸幸村と九度山に潜居して剃髪す、眞田紐を編みて刀柄を纏ひしは、蓋し此際に於ける事實なり、慶長十三年六月卒す年六十五。

(應用問答)

○修學用具を準備する心得如何……外見の美なる者を撰みせして、専ら實用に適する物を用意すべし

○衣服は如何なる者をよしとするや……絹布たりとも、汚れゝるは見悪し、洗濯しゝる木綿の衣服に若かざるなり、且又衣服よりて、人に輕重あるものにあらざるが故、敢て華美なる者を裝ふに及ばず

第六章 他人ニ對スル務

爾臣民博愛衆に及ぼすべしと宣はせ給ひたる 聖勅を遵奉し、茲に本章を設けたる所以にして、人の世に處するの道は、必しも一身一族の間に止まるべき者にあらず、餘力あらば以て其情誼を推して、博く衆人に及ぼすべきことあり、是亦人世的一大義務にして、誰しも此覺悟なかるべからず、若し夫れ千金を積むも、世の爲に之を利用するこそ無くんは、富裕果して何の効かあらん、假令一身の安逸を謀り得るとも、世の爲としては赤貧洗ふが如き者に同じきのみ、因て、仁恤、慈愛、賑給、義濟等の儀範を示し、其德義心を涵養するの便より供する所以なり

◎阿部正武仁愛深カリシ話

阿部豊後守正武ハ武藏國忍ノ城主ナリ、性慈仁ニシテ頗ル才氣アリ、正

武ノ臣ニ某トテ近習ヲ勤メシ者アリ、甚ダ放佚ノ者ナリシニ因リ、自ラ失費モ多ク、之ガ爲惡キ事ト知リツ、モ、嘗テ主人ノ秘藏セル器物ヲ偷ム、事發覺シテ近習ハ一室ニ押シ込メラレ、其父ハ閉門ヲ命セラレタリ、サレド、其後久クシテ罪科決セザリシカバ、重役ノ者共之ヲ促カズモ、正武單ニ首肯スルノミニシテ急ニ決セス、嗣子出羽守一日間ヲ得テ近習ノ處罰ヲ問フ、正武曰ク近習ノ罪輕キニ非レモ、彼カ父ノ勤功亦没スベカラズ、此事舉ゲテ汝ニ委セン、然レモ宜シク寛ニスル所アルベシト、是ニ於テ出羽守重役ト議シ、父ノ閉門ヲ解キ近習ヲ赦シテ家ニ歸ラシム、初メ此事ノ發露スルヤ人皆一家ノ没落ヲ以テ期セシニ、是ニ至リテ其寛仁ナルニ驚ク、其父大ニ感激シテ益々忠勤ヲソ勵ミケリ、又正武嘗テ老中タリシ頃、一日既ニ退出ノ刻限ニ迫リシキ、同僚ニ向ヒテ、緊急ノ事件アレバ、今之ヲ議セントテ、包チ開キ書類ヲ取り出サントスレドモ、見當ラザリシカバ、急ニ近臣ヲ其邸ニ遣リテ之ヲ取ラシメ、併セテ命ズル

ニ二三件ヲ以テス、然ルニ近臣ハ倉卒ノ際緊要書類ヲ忘却シ、誤ナテ他ノ書類ヲ携ヘ來リシカド、正武敢テ其罪ヲ責メズ、更ニ同僚ニ向ヒテ自ラ之ヲ謝シ、明日更ニ議セントテ退出ス、近臣ハ心自ラ安ンゼズ之ヲ老臣ニ訴ヘ、家ニ屏キテ罪ヲ待ツ、正武之ヲ召シテ曰ク、汝憂フル勿レ、我ハ天下ノ老中ニシテ、職務ノ書類ヲ忘ル、汝ヲ以テ罪アリトセバ、我罪ハ一層大ナルニ非スマト、其仁愛ナル概予此ノ如クナリシト云フ、六諭衍義大意ニ曰ク人トシテ情ヲ知ラスンハ木石ニ同シト。

(備考) 阿部正武初め美作守と稱す、要職に歷任して終に老中となり、更に豊後守と稱す、從四位下に叙せらる、正武才智ありて能く獄を斷す、公直清廉を以て宗となし、諸事を裁断して違戾あるをなかりき(教訓占の注)。己れを恕ること寛にして、人を責むること嚴なるべからざる所以は、既に高等小學科第一年級の部第五章中板倉重矩の事迹に於て之を述べたり、須らく併せ見るべし。

(廻用聞答)

○僕婢に対する心得如何……虫けらすらも、之を殘虐するは人の惡む所なり、況んや人より對してをや、成るへく憐み深く、親切に召使ふべし、例令雇人たりとも、傲慢なる舉動を以て之に接すべからず。

(◎徳川家康細川忠興ヲ救ヒシ話)

豊臣秀次ハ秀吉ノ義子ニシテ伏見城ニ居ル、秀吉之ヲシテ財貨ヲ監セシム、秀次諸侯ノ窮乏ナルヲ見レハ、潛ニ其金ヲ貸シテ以テ人心ヲ收攬セント欲ス、細川忠興モ亦曾テ黃金二百枚ヲ借レリ、其後秀次罪ヲ得ルニ及ビ、秀吉ノ有司來リ、伏見城ニ就キテ財貨ヲ檢セントス、秀次乃チ負債者ヲ促シテ其金ヲ還サシム、若シ延滞シテ此事秀吉ニ知レナバ、借りタル者モ共ニ其罰ヲ被ムルニ至ラント、忠興憂慮措クコト能ハズ、老臣ヲ召シテ之ヲ議ス、松井康之曰ク臣素ヨリ徳川家康ノ臣本多正信ト親シ、請フ彼ニ賴リテ内府ニ謀ラン、忠興之ニ從フ、康之往テ之ヲ謀ル、家康

左右ノ人ヲ屏ケ、正信ヲシテ唐櫃二個ヲ開カシム、中ニ各金百枚アリ、家康曰ク櫃上記スル所ヲ視ヨ、正信曰ク是レ二十年前公ノ三河ニ在マス
井藏メラレシモノナリト、家康之ニ謂テ曰ク、几ソ金錢ハ計司アリ故ニ
我レ久シク之ヲ貯ヘテ以テ不時ノ急ニ備フ、今ニシテ始メテ其用アリ、
吾レ深ク之ヲ喜ブト、乃チ手ヅカラ二百枚ヲ執リ、之ヲ康之ニ授ク、康之
叩頭拜謝シテ曰ク、是レ將サニ亡ヲ存シ滅ヲ助クルナリ、厚恩海山何レ
ノ日ニカ之ヲ報ゼン、當ニ速ニ本國ニ就テ奉還スル所アラント、家康曰
ク敢テ其儀ニ及バズ、若シ事洩レナハ兩家ノ危禍トナラン、必ス懸念ス
ルコト勿レト、康之感謝シテ出ヅ、松平定信曰ク人ヲ愛シ物ヲ憐ミテ恩
徳禽獸ニ及ブヲ心トスベシト

(應用問答)

○他人の依頼を受けし時は如何……止むを得ざる場合に逼りて、
他人の困難することあらは、私財など敢て惜まじしく之を恤むべし、

但し其の恩に誇らざる心あるへきこと肝要なり
○他人の家を訪問する時の心得如何……至急の用ある場合の外
は、成るべく先方の食事時間に當らざる際に於てすべし、或ハ又先方
の繁忙なる状況あるときは、遠慮して速に辭し歸るべし

(◎石谷將監仁恕ナリシ話)

石谷將監督テ歩兵隊長ト爲ル、一日其部下ノ庭中ニ、鶴一羽飛ビ下レリ、
家奴戯ニ斧ヲ拋チシガ、忽チニシテ斃レタリ、此時代ハ鶴ヲ殺セシモノ
ヲ嚴刑ニ處スルノ慣習ナリシカバ、部長以下大ニ驚キ其爲ス所ヲ知ラ
ズ、先ツ其奴ト主人トテ幽シテ、之ヲ石谷ニ告ケントス、時ニ偶マ不在ナ
リシカバ、其歸ルヲ待チテ日暮ニ至ル、石谷乃チ還リ使ヲ見テ、問フテ曰
ク部下ノ者甚タ奔走ス、何事ノ變アリシニヤト、使ノ者席ヲ進メ低聲ニ
言ヘルヤウ、今日某ノ庭中ニ鶴ノ下レルアリ、家奴之ニ斧ヲ拋チシニ不
幸ニシテ斃ル、是ニ於テ大ニ驚キ百万手ヲ盡シタレド終ニ之ヲ救フコ

ト能ハス、如何ニ之ヲ處置スヘキヤト、石谷大聲ニ謂ヒテ曰ク、鶴アリ、天ヨリ落ナテ死セリト云フカ、是レ暴死ナリ、蓋シ毒蟲ヲ食シタル爲ナラソ、子早ク歸リテ此事ヲ部中ニ傳ヘヨト、使ノ者歸リテ之ヲ部中ニ揚言ス、翌日石谷ハ鶴ヲ提ケテ登城シ、閣老諸侯ニ陳シテ曰ク、昨夜吾カ部中ノ庭ニ鶴アリ、天ヨリ落ナテ死セリ、犬馬ト雖トモ暴死スルコトアリ、鶴獨リ暴死ナカラシヤ、蓋シ毒虫ヲ食シタル爲ナラン、願クハ其罪ヲ問フ勿レト、閣老曰ク既ニ暴死セシモノナラバ、必シモ之ヲ問フニ及ハサルベシト、石谷曰ク諾、但シ中毒ノ鶴、敢テ大官ニ納ムヘカス、因テ之ヲ拜受シテ退クベシト、乃チ携ヘ歸リテ部長ヲ呼ビ、之ニ鶴ヲ與ヘテ曰ク、昨日以來部下ノ奔走驚愕極メテ多カラシ、之ヲ以テ其勞ヲ慰ムベシト、具原益軒曰ク人ヲ憐ムハ仁ナリト。

(教訓。乞。の。注。意) 人の上より立ちて部下を統督する者は勿論、番頭手代など凡て多くの傭人又は僕婢を召し使ふ者は、誰れしも仁愛の心

なからざるべからず、僅かの事をも荒々しく罵り怒りて、其の情を酌むに疎きか如きは、尤も忌むべきものなり、蓋し仁愛の心深きときへ人皆喜んで力を盡さんことを希ふ、故に情は人の爲めあらすと云へる諺あり、宜しく仁恕の心深かゝるべきやう教訓すべし、されば學校に於ては、告げ口、密訴など、漫りに取り上くるハ宜しからず
(應用。問答)

○人の失錯ありし時は如何……聖賢すらも時に一失なきにあらま、況んや誰しも心ありて失錯を爲す者あらば、多くは思ひもよらじて落度たることあり、此故に他人の失錯は厳しく責めざるを善しとす

◎伊達正宗幼時ノ話

伊達正宗ハ奥州仙臺ノ城主ナリ、五歳ノ時城下ノ眞言寺ニ參詣シ、佛壇ニ安置セル不動ノ像ヲ見テ、近侍ノ者ニ向ヒ是ハ何タル者ゾ、最ト武勇

ナル姿ニアラスヤト問ヒケレハ、近侍ノ者承リテ、是ハ不動明王ト稱スルモノニテ、面貌ハ甚ダ荒々シク在シマセド、内心ハ慈悲深クシテ、衆生ヲ救ハセタマフナリト答フ、政宗之ヲ聞キテ、嘗ハ武將タルベキ者ノ心得得トスルニ足レリト曰ヒケルトゾ、果シテ正宗長スルニ及ビ、勇猛ノ聞ヘ高キト共ニ士卒ヲ撫愛スルヲ亦深カリキ、徳川家康曰ク人ヲ愛スルヲ眞ニ節義ノ士ト云フト

(備考) 正宗幼にして兒戯を爲すに、能く節義を守りて毫も私なし、八九歳にして學より就き、禮樂を學び詩を誦し射御を習ふ、一を聞き十を知り、才能人に過ぐ、成人の後數度の戰功により、奥州仙臺の城主となる、慶長元年從四位下に叙し右近衛權少將より任せらる、正宗詠歌を善くし又茶事を好みて時に名ありと云ふ

(教訓占の注) 人に接するの道固より多しと雖も、其基く所は愛を以て第一とす、所謂孔子の仁、釋迦の慈悲、耶穌の愛、皆是れ同一根ある

るを知るべし、之を推し擴むるときは、窮極を盡る所を知らず、其の用亦大なりと謂ふべし、唯要する所は、私愛偏頗の情より陥らをして、其の眞を保つべきこと肝要あり

(應用問答)

○人に接する心得如何……武官軍人と雖も強きのみを以て善しとせず、必ず慈憐の情意を兼ねへきものなり、況や通常の身にして、人に接するに親切叮嚀なるをよしとする

第七章 身ヲ立テ家ヲ興スノ道

爾臣民學を修め業を習ひ以て智能を啓き德器を成就せよと宣はせ

給ひたる聖勅を遵奉し、茲よ本章を設けたる所以にして、人各天賦の差ありと雖も、勉め勵むにあらざれば、學成り難く業亦治め難きことは敢て云ふを俟たず、是に於てか勉強堅忍の要を説かさるへかうす、然りと雖も勉強の二字、之を云ふこと易くして之を行ふこと甚た難し、蓋し人生の行路に於て、往々其志念を挫折し、其目的を沮碍し、或へ他に誘惑する妖魔ありて、動もすれば漂然其歸着する所よ迷ふ者あれハなり、然らば則ち、立志堅忍、刻苦不撓の志氣を養成するにハ、最も其力を致さざる可らず、是れ本章に於て其儀範を示す所以あり

◎東大寺ノ僧奮然ノ話

東大寺ノ僧ニ奮然ト云ヘルアリ、唐ニ往キテ佛法ヲ研究セント欲シ、時機モアラバ此宿志ヲ達セント思ヒシガ、其頃ハ遣唐使モ既ニ中絶セシ折柄ナレバ、唯空シク月日ヲ過セシノミ、然ルニ天元ノ末、宋ノ國ヨリ商船來リシカバ、此時コソ好機會ナレ、イデヤ是ヨリ渡海シテ年來ノ志ヲ

果スベシト思ヒシカニ、家ニハ六十路ニ餘レル老母ノ在ルアレバ、身万里ノ異域ニ遊バンコト甚タ不孝ナリ、ザリナガラ今恩ヒ止マラバ再ヒ時機ヲ得ルフ難シ、如何ニセントテ只管思案ニ沈ミケレトモ、一己ノ決心ニ窮シテ遂ニ母ニ謀ル、母云フヤウ、我レ既ニ老イテ將ニ地ニ入ラントス、如何ソ其子ノ萬里ニ旅立ツチ悲シマサル事ヤアル、サレドモ此行ニヨリテ彼地ニ到リ、法ノ蘊奥ヲ窮メナハ、我何ソ之ヲ悲マシヤト、奮然之ヲ聞き且喜ビ且悲ミア曰ク、假令ヘ千萬人詞ヲ盡クシテ此行ヲ止ムルトモ、我レ決シテ肯カサルベシ、然レドモ母ノ止マルベシト命シ玉ハベ、我イカデ遠遊スルコトヲ得ベキ、サレド母ハ却テ獎勵ノ言ヲ賜ヘリ、其喜バシキヨト何ニ譬ヘン様ナシトテ、遂ニ意ヲ決シテ唐ニ渡リ、刻苦勉強スルヨナ凡ソ六年、佛法ノ蘊奥ヲ究メテ歸朝シケルニ、老母猶ホ壯健ニテ在リシカバ、互ニ喜ビノ涙ヲ流シケルトナン、家語ニ曰ク、強メズ、バ達セズ、勞セズ、ハ功ナシト

(教訓占の注意) 名を揚げ身を立つるは、父母は孝なるの一なれとも、自己の意見のみを以て、漫りに家郷を去るべからず、必ず一應は父母より諱りて、其の承諾を得るる後に於てすへし、然るに名利に走るの輩は、唯其の一身の榮利さへ達すれば、親より孝なりと思ひて、一言の断りも無く國を去り家を出づる者なきにあらず、是其不心得の甚しきものなり、須らく諱々教戒する所あるべし。

(疑用問答)

○遊學に出づる時の心得如何……先づ其の事を父母に告げ、許諾を得て後に於てすべし

(◎熊澤蕃山中江藤樹ニ師事セシ話)

熊澤蕃山年壯ナル時、良師ヲ求メテ諸國ヲ巡リケルガ、近江國ニ中江藤樹トテ學問博ク、德行高キ儒者アリト聞キ、遂々其家ヲ訪ヒ、藤樹ニ面會シテ教ヲ受ケンコトヲ請フ、然ルニ藤樹謙遜シ、我未タ人ノ師トナルニフルトモ、誰ガ敢テ人ノ師タリト謂フ者アランヤト、藤樹母ノ命ニ悖ルチ恐レ、且蕃山ノ志篤キニ感シテ遂ニ其請ヲ諾ス、蕃山是ニ於テ刻苦勉勵シテ終ニ大儒トナリシトソ、語ニ曰ク學ヲ爲スハ正ニ志ヲ立ツルナ以テ先トスベント

(補遺) 熊澤了介名は伯繼、蕃山又ハ息遊軒と號す、通稱は次郎八、平安の人なり、板倉重正、京極高通等の推薦を以て備前岡山の芳烈公に仕ふ、時年十六、壯年なるに及び始めて書を讀み朱注に據りて四書を研究す、尋て中江藤樹に從ひて王陽明の學を修む、芳烈公賢にして學を好む了介の國家を治むべき才あるを愛し之を招く、因て正保二

年再び備前に至る、公大に悦び委するに國政を以てし祿三千石を賜ふ。時に年二十七、國中大に治まる了介封書を幕府に奉りて時事の得失を陳す。將軍綱吉の旨に忤ひて禁錮せらる、是より復た時事を談せ、元祿四年歿す。年七十三。了介の學は朱子王陽明より出つと雖も、自ら見る所ありて竟に一家を成す。其の才最も政事に長く、時を知り世に處するを以て要とす。芳烈公嘗て由井正雪を待つに禮遇甚だ厚く、時に了介座に在り、正雪去りて後諫めて曰く、今の客は姦人なり。復た近つくること勿れど、後ち正雪果して不軌を謀りて誅よ伏す。人其先見に服す。著書亦多し。

(教訓とほれ) 師と仰ぎて就き學ぶべき人に對しては、如何ほど厚き禮讓を盡すとも飽きたりとますべからず。唯其の及はさらんとのみを憂ふべし。然るに近時の少年動もすれば師に仕ふるの道を知らず、却て其身を待遇さるゝの厚薄を論じ、朝に其の門下に入り、夕

にへ勃然として去るが如き者なきにしもあらば、ゆめく、斯る心得違を爲さゞるやう、教訓せる所あるべし。

(應用問答)

○學に就くの心得如何……既に一たび志を決せし以上は、漫に之を變じへからず、若し右顧左眄して常に守る所なくんは、其業遂に成ること能はざらむ。

(◎倉谷鹿山文學ヲ修メシ話)

倉谷鹿山ハ奥州三春藩ノ歩卒ナリ。幼キ時ヨリ頗ル學問ヲ好ミ、書法ヲ同藩ノ某氏ニ受ケテ尤モ其妙ヲ得タリ。同僚奥村某嘗テ鹿山ノ書ヲ見、大ニ嘲リテ曰ク、汝ガ書ハ所謂和流ナルモノニシテ觀ルニ堪エズ。斯ノ如クンハ寧ロ筆ヲ執ラザルニ如カスト。鹿山之ヲ聞テ大ニ耻ず、奮然トシテ故郷ヲ出テ諸國ヲ歷遊シ、良師ヲ尋チテ文學ヲ修メ、遂ニ長崎ニ至リ清國人ニ就テ書畫ヲ學ブ、刻苦研究スルコト數年、其業大ニ進歩スル。

ニ至リテ故郷ニ還ル、藩主其名ヲ聞キテ講學ノ師トシ士林ニ列シテ祿百石ヲ與フ、後遂ニ學長ニ進ム。是ヨリ先キ藩中ニテ文學ニ志スモノ甚タ稀ナリシカ、鹿山ノ歸國シテヨリ子弟漸ク學問ニ志シ、爲ニ文學藝術大ニ開ケシト云フ、語ニ曰ク志アル士ハ利刃ノ如シ百邪辟易スト。

(應用問答)

○已れに短所なるあらは如何……人若し我が技藝の未熟なることを批難する者ありとも、決して之を憤るべからぞ、是全く我が技の拙なるが爲めと思ひて、更に奮勵勉強するを善しす。

(○運慶其弟子ニ彫刻法ヲ語リシ話)

運慶ハ彫刻ノ名人ナリ、志アル者ハ皆其法ヲ習ハントテ、遠近ヨリ尋子來ル者甚ダ多シ、或日弟子ドモ運慶ニ向ヒテ云ヘルヤウ、吾等ハ是マテ何物ヲ彫刻シテモ、程ヨク出來タルコト無シ、何卒先生ノ秘法ヲ傳授シ玉ハレト、運慶答ヘテ曰ク、ソハ最ト容易ナルコトナリ、秘法トテ別ニ之ズト

アラス、最初耳ト鼻トハ大ニ過ケル如ク、目ト口トハ小ニ過クル如クニシ、爾后漸々恰好善キ様ニ彫ムヘキノミ、是レ唯一ノ秘訣ナルノミ、若シ最初ヨリ目モ口モ耳モ鼻モ皆ヨキ恰好ニスルトキハ、眼口ノ大ニ過キタリトテ再ヒ手入レスルコト能ハス、鼻耳ノ小ニ過キタリトテ亦然リト論セリ、其後ハ弟子等モ皆能ク師匠ノ命ヲ守リシカバ、遂ニハ巧妙ナルニ至リシトゾ、語ニ曰ク志ハ一日モ墜ス可ラズ心ハ一時モ放ツ可ラズト

(教訓・足の達) 本項の趣意を観味するに、獨り修身談の爲に見る而已ならず、勤學上に就ても亦大に省みるべき者あり、即ち速成を尙はむとして、徐々と其の成效を待つべき者なることを知らしむるに足るべし、最初よりして完全ならんことを望まい、却て其後に於て手數を要すること少からざれハなり

(應用問答)

○成業を期すべき心得如何……如何に俊秀の人たりとも最初より事に巧みなる者にあらず、况んや通常の人に於てをや、是故に敢て成功を急がずして漸々練熟する所あるべし

第八章 社會よ對する務

爾臣民達みて公益を廣め世務を開くべしと宣へせ給ひたる聖勅を遵奉し、茲ふ本章を設けたる所以にして、一身を修め一家を齊へて、以て世に立つ以上も、社會の爲も亦應に盡をべきの義務を負へさるべからを、一身を利し一家を益するのみを知りて、公益を進め世務を開達するの志氣に乏しきが如きは、是未だ世に處するの要を得た

る者にあらず、奚ぞ國家の爲に賀すべき者あらんや、苟も成人の後社會に立つに至りては、須らく此嘆ながらしめて、以て國利民福を進むるの精神に富ましむべし

◎江川永脩力ヲ公益ニ盡セシ話

江川永脩ハ濱松縣ノ士族ナリ、舊幕ノ頃陸軍鎮撫頭取ノ職ヲ奉シ、恪勤ヲ以テ稱セラレシガ、徳川氏封ヲ駿府ニ移サル、ニ及ビ、已レモ亦沼津ニ住シ、常ニ近邊ノ青年ヲ集メ、銃炮ヲ改造シ若クハ修繕シ、又ハ火薬製造ノ法ヲ教授シ、漸ク其業ニ熟セシムルニ至ル、藩廳之ヲ聞キ殊勝ノ至リナリトテ金若干ヲ給與ス、其后命ヲ受ケテ味方原ノ大谷ニ移リシガ、僅ニ百戸餘ノ小邑ニシテ、加之未ダ舊弊ヲ脱セス、頑迷ノ民尙多カリシモ、永脩漸々之ヲ誘導シテ文化ニ進メ、法令ニ服從シ、以テ聖化ニ沾ハシメタリ、永脩又自ラ鋤鍊ヲ手ニシ、新地ヲ拓キ蕪田ヲ修メ茶園ヲ設ケ、之ヲ貧民ニ貸與シテ業ニ就クヲ得セシメ、或ハ自費ヲ以テ險路ヲ平坦ニ

シ、通行ノ不便ヲ除クナト、其功勞少ナラカザリカバ、官復タ若干ノ金員及農具ヲ賜ヒテ其善行ヲ賞セシトゾ、語ニ曰ク善ヲ爲ス者ハ天之ニ報ユルニ福ヲ以テシ惡ヲ爲ス者ハ天之ニ報ユルニ禍ヲ以テスト

(應用問答)

○道路橋梁の破損する者あらは如何……資力ある者は自ら其の修繕の任より當り、資力なき者は有志家と共に、謀りて、往還の便を開くべし

○不毛の地あらは如何……之を開墾して田園となすべく、或は桑茶楮など、公共の爲に有益ある樹木を植ゑ付け以て世益を謀るべし

中道つね竹内つね二女ノ話

遠州長上郡内野村中道安五郎ノ叔母つね及ヒ小松村ノ竹内彦三郎ノ妹つねハ、共ニ紡績ヲ業トシテ辛クモ生活スル者ナリシガ、學校設立ノ

舉アルヲ聞キ、我身若シ男子タランニハ、相應ノ勞力ヲ以テ教育ノ事業ナ贊クベキニ、不幸ニモ女子タルノミナラス、家亦貧賤ナレバ、思フ儘ニハ任せチドモ、サレハトテ此儘止ムヘキニアラズトテ、中道つねハ裝飾用ノ小道具ナドヲ賣拂ヒテ、金參圓ヲ得之ヲ寄附セシコトヲ請フ、竹内つねハ老年ノ身ナレモ子孫ナク、老後ノ樂トテ別ニアラザレバ、村童ノ學ニ就クヲ見テ樂マントテ、金二圓二十五錢ヲ調達シ之ヲ寄附セシヨトヲ請フ、學校取締ハ此兩人ヲ諭シテ、其志ハ賞スルニ餘アレモ、平生ノ活計スラ裕カナラサル身ナレバ、思ヒ止マリテヨト云フナ、兩人ハ縱令此金ノ有無ニ係ハラス、格別ノ影響モナケレバトテ、再三願出デシカバ、奇特ノ至リナリトテ此由ヲ縣廳ニ申達シテ、而ル後領收セシトソ、語ニ曰ク善ハ小ナリトテ捨ツ可ラズ惡ハ小ナリトテ行フベカラズト

(教訓占の浅見) 公益を謀るの志念は、世に處する道に於て緊要なる者なり、左れは此心を訓養すべきことの必要なるは云ふまでもあ

し、さて、如何せば、漸々斯る美風に傾かしむるを得べきか、是れ宜しく一考を要すべき所たり、若し夫れ生徒貯金法の行はれたる學校に於ては、其の幾分を割きて慈善公益の事に充てしむるか如き、臨機の取計ひをなすも、亦其一方便たるべし

(應用問答)

- 公益たるべき事業の起る時は如何すべきや……平素無益の費を儉約し置きて、以て公共有益の事業に義捐をべし
- 若し其の義捐すべき資力なき時は如何……一身の労力を捧げて以て其の事に従ふも亦可あり

◎濱田彌兵衛商船ヲ取戻シタル話

長崎ニ濱田彌兵衛ト云ヘル人アリ、屢商船ニ乗リテ海外ニ航シ、諸蠻ノ語ニ通シ頗ル其事情ヲ詳ニス、嘗テ長崎ノ代官某ノ所有セル商船、台灣人ノ爲ニ奪ヒ取ラル、某怒テ曰ク、是レ獨リ吾ガ耻ノミナラズ、抑亦我ガ

日本ノ耻辱ナリ、報ゼズンバアル可ラズト、即之ヲ幕府ニ請フテ許サル、某乃テ此事ヲ彌兵衛ニ謀リケレバ、彌兵衛直ニニ應諾シ、士卒數十名ヲ率ヰ、共ニ農夫ニ變裝シテ臺灣ニ至リ、土地開墾ノ事ヲ守吏ニ請フ、彼レ之ヲ肯カザル而已ナラズ、哨船ヲ以テ之ヲ圍ミ、上陸スルヲ能ハザラシメ、且人ヲシテ來リ言ハシメテ曰ク汝好意ヲ以テ渡來スト云フモ、何故多クノ人ヲ從ヘルヤト、彌兵衛曰ク公等何ゾ人ヲ疑フコトノ甚シキ、日本若シ海外ヲ畧セント欲セバ、應サニ猛將精兵ヲ派遣スベシ、何ゾ我輩ニ依ランヤト、守吏船中ヲ搶スルニ、僅ニ數十口ノ護身刀ト農具アルノミ、是ニ於テ陸ニ上ルコトヲ許ス、彌兵衛城中ニ入り、甲比丹ニ見ヘテ其部下タランコトヲ請ヘドモ許サズ、然ラバ本邦ニ還ランコトヲ請ヘドモ亦許サズ、彌兵衛衆ニ謂フヤウ、甲比丹我ガ去留ヲ絶ツ、其意測ルヘカラズ、大丈夫タルモノ不測ノ地ニ入りテハ、當サニ死中ニ活ヲ求ムヘキノミト、一日昧爽ニ際シ彌兵衛復タ城内ニ入り、衆之ニ從ヒテ門外ニ屯

ス、而シテ甲比丹猶ホ寢ニ在リ、驚起叱咤シテ曰ク、汝等故ナク人ノ室ニ
入ル、何ゾ無禮ナルヤト、彌兵衛直ニ進ミテ之ヲ押シ伏セ、匕首ヲ取り其
胸ニ擬シテ曰ク、汝既ニ死罪アリ、何ゾ人ノ無禮ヲ咎ムルヤト、左右之ヲ
助ケントス、彌兵衛叱咤ス、敢テ逼ル者ナシ、甲比丹恐レテ助命ヲ乞フ、彌
兵衛曰ク汝生ヲ欲セバ迅ニ城樓ノ發砲ヲ止メヨ、又汝カ前ニ掠メシ所
ノ貨物ヲ還セト、甲比丹皆命ヲ聽ク、彌兵衛甲比丹ヲ拉ヘテ俱ニ去ラン
トス、甲比丹切ニ請フテ曰ク、島民皆吾カ指揮ヲ仰ク、吾在ラスンバ依ル
所ナクシテ甚ダ困苦セン、吾レ一兒アリ年十二、願クハ吾カ代リトシテ
伴ヒ去レト、彌兵衛乃チ其子及ビ數人ヲ質トシテ歸リ報ズ、代官某幕府
ニ申報シ厚ク之ヲ賞ス、語ニ曰ク人必ズ仁義ノ心アリテ而シテ後仁義
ノ氣アリト

(補考) 濱田彌兵衛は長崎の人、勇にして謀畧あり、本文の如き事績
によりてその名一時に震ふ、肥後侯聘して之に祿す、時に寛永五年、今

を去ること凡そ二百六十五年前なり

(應用問答)

○公益を謀る心得は、内外に因て異なるや……均しく是れ公益
を謀ることなりと雖も、外國に關することは最も深く注意すべし、蓋
し内國に於ける損益は、單に同胞の間に止まる而已なれども、外國に
關する者は、全國一般の損失となる事あれはあり

第九章 國民タル者ノ務

爾臣民常に國憲を重んト國法よ遵ふべしと宣はせ給ひたる 聖勅
を遵奉し、茲モ本章を設けたる所以にして、抑も國民の法憲よ服從す

る徳義心乏しからば、人皆其堵に安んずること能はず、治國平天下の實を視ること難からむ、即ち納稅を務め、兵役に服し、法令に遵ふか如きは、余輩臣民の守るべき道にして、本邦の大憲に於て定めさせ給へる所なり、苟も其國に居て衣食し、其國恩を荷へる者は、銳意熱心以て此義務を實踐せざる可らず、若し夫れ此志念に乏しからば、國民にして國民たらざるの譏あらん、世の師傅を以て任する者、誓て此嘆なからしめんことを期せざる可らず、

◎伊丹康勝遠慮アリシ話

伊丹康勝ハ幕府ノ勘定奉行ナ勤ム、人ト爲リ誠實ニシテ遠慮アリ、吏務ニ練達シ農桑ヲ勸メ商賈ヲ勵マス、是ヲ以テ良吏ノ名アリ、時ニ甲斐ノ國ヨリ小紙ヲ産ス、一商人金ヲ幕府ニ納レテ其利益ヲ專有セント謀ル、然ルニ或人亦私カニ其利ヲ奪ハント欲シ、更ニ千金ヲ増納セント請ヒシカバ、有司貪リテ之ヲ許サントス、康勝固ク之ヲ不可トシテ聽カズ、執

政問フテ曰ク、千金固ヨリ些少ナリト雖モ、亦以テ國費ノ幾分ヲ資クルニ足レリ、何ゾ無益ト云フヲ得ンヤト、康勝曰ク公等ヲシテ若シ盜賊ノ起ルヲ防グベキ手段アラシメバ、吾亦敢テ不可ナリトセズ、執政之ヲ怪ミ其故ヲ問ヒケルニ、康勝答ヘテ、凡ソ小紙ハ貴トナク賤トナク、人皆使用スルモノニシテ、一日モ之レナカニ可カラズ、然ルニ上下共ニ之ヲ用ヒテ敢テ困窮セザル所以ノモノハ只其價ノ卑キガ爲ノミ、今彼レ千金ヲ増シ以テ其利ヲ奪ハント欲ス、彼レノ千金ヲ惜マザル所以ノモノハ、是レ紙價ヲ貴クシ以テ之ヲ償ハントスルノ計ニ過ギス、紙價一タビ貴ケレバ百貨皆騰貴ス、サレバ小民必ズ窮シテ遂ニ盜ヲ爲スニ至ラン、公等能ク之ヲ防グノ手段アル歟、夫レ千金ノ微ヲ以テ天下ノ民ヲ困マシム、何ゾ股ヲ割キテ腹ヲ肥スニ異ナランヤト、執政亦其遠キ慮アルニ感服シテ此事終ニ止ミタリトソ、語ニ曰ク人ノ賴リテ以テ生活スルモノ、ハ財貨ナリ能ク一分ヲ寬メテ人ヲ待テ一分ヲ省キテ人ヲ濟フヘシト

(續。考) 伊丹康勝は喜之助と稱し、駿河の人、後ち徳川家康に仕へて貢賦の事を掌る、寛永元年從五位下に叙せられ播磨守と稱す、慶永二年六月卒す、時に年七十九、康勝能く更務に練達す、松平正綱等と共に併び稱せらる。

(應用問答)

○世務を處理する心得如何……一人を利し他人を損する如き偏頗の處置あるべからず、甲乙誰彼の差別なく、公平ある利益を受くべきやう、取扱はざるべか

(◎老父其子ヲ勵マシテ兵役ニ就カシメシ話

或所ニ老翁アリ、一人ノ子ヲ持シガ、年漸ク老イテ病ニ冒サル、二人ノ兒子其傍ナ離レズシテ懇ニ看護シケルガ、偶々弟ハ徵兵適齡ニ相當ス、平常ナラバ勇ミ進ミテ出ヅベキナレド、病ニ沈メル老父ニ別ル、ハ、何トナク心安カラストテ、稍猶豫セル氣色アリ、父ハ早クモ之ヲ察シ、次男ヲ

枕邊ニ呼ビテ諭シケルヤウ、汝ハ今年徵兵ノ適齡タリ、國民タル者ハ自ラ進ミテ此務ニ當ルベキ筈ナルニ、汝ノ厭色アルハ我ヲ憂フルニ因ルナラン、サレド親子ノ情ハ私ナリ、私ヲ以テ公務ヲ缺クベカラズ、看護ノ事ハ兄ノ在ルアリ、憂フルニ及バズ、汝カ國家ノ爲兵役ニ從事スルハ、我カ最モ喜ブ所ナレバ、今此任ニ赴ク、乃チ忠孝兩全タラントテ勵マセシカバ、次男モ勇ミ立テ兵役ニ從事シ、能ク規律ヲ守リテ服務セシカバ、遂ニ士官ニ拔擢セラレケリ、且其入營セシ後ハ時々手紙ヲ遣リテ、父ノ安否ヲ問フテ息ヲサリケレハ、老父モ大ニ喜ビタリトナン、語ニ曰ク、人ハ其尊卑ヲ問ハズ已レノ國ヲ裨益スル事ヲ息ル可ラズト

(教訓占の注観) 維新の初め既に徵兵の令を布かれたりと雖も、兵事を武士に一任したる習慣の久しき爲め、今日に至るまで未だ能く其趣意の徹するに至らず、種々の口實を設けて之を避け、或は逃亡し、或は海外に赴き、以て之を免かれんとする者、未だ全く其迹を絶たず、

斯る今日に於ては、尙更全國皆兵の主義を擴充して、之に當るの氣風を養生せざる可らず、地方によりては、兵役に就くものに對して、學校生徒に送迎の禮を取らしむる者ありと云ふ、是亦訓練上的一方便たるべし。

(文曰ク) 本項の如き談話に聯絡して、兵制の大体を説き示すこと最も肝要あり、即ち國民にして二十才に達すれば、徵兵に應じて軍隊に入るべきものとす。之を現役と云ふ、現役三年の任務を終りたる後は、家に在ることを許さると雖も、猶は四年間は毎年一回づゝ召集に應じて練練に出でざるべからず、之を豫備軍と云ふ、尙ほ其の後五年間は毎年一回ツ、點呼に應するのみなり、之を後備軍と云ふ、斯くて通常の兵役義務を終ると雖も、男子十七歳より四十歳迄は、誰しも軍籍に入るの義務あり、之を國民軍と稱す、萬一事あるに當り豫備後備の兵數にして、若し足らざることは之を補ふの責ある者とす。

(選用問答)

- 兵役に就くの義務如何……癡癲白痴の如き不能力者にあらずるよりは、國民たるもの誰しも此の義務を負はざるべからず
- 兵役に就く心得如何……兵役に服せし以上は、規律を守り品行を正うし、以て軍人たるの面目を全ふすへし

第十章 忠節の大義

爾臣民一旦緩急あらば義勇公に奉すべしと宣はせ給ひたる聖勅を遵奉し、茲に本章を設けたる所以にして、抑も忠節の大義たるや、鼎鑊前に在るもの屈せず、劍戟後に列なるも怖れず、艱苦を覗ること諂の

如く、苦節に赴くこと歸るか如く、以て臣民の應に守るへき道を踐みて違はざる者はなり、視るべし。我が邦土たるや、古より未だ嘗て外寇の爲に蹂躪されしことなく、國辱たるべき侮をも被らざりし所以のものは、畢竟我が國民の忠節義勇に富みたる心情に依らずんはあらず、既往にして斯の如し、今後亦益々此志氣を涵養し、以て國家を富岳の泰きに置かずんはあらず。

(◎) 高橋紹運節ヲ守リテ降ラザリシ話

高橋紹運ハ大友氏ノ臣ニシテ筑前國岩谷城ヲ守リシ人ナリ、大友氏嘗テ島津氏ト戰ヒテ勢漸ク衰ヘ、遂ニハ岩谷城モ重圍ノ中ニ陥ルニ至レリ、紹運之ニ屈セスシテ能ク防ギシカハ容易ニ陷ラス、敵將使ヲ遣ハシテ曰ク、大友氏邪教ヲ信シ天地神明ノ惡ム所トナリ、今ヤ將ニ滅ビントス、然ルニ足下節ヲ持シ氣ヲ勵マシ、孤城ニ據リ力ヲ盡シテ拒ク、義ニ於テハ感ズルニ餘アリト雖モ、唯其徒勞ニ屬セントヲ畏ル、寧ロ鋒ヲ屈シ

テ降ルニ若カズト、紹運答ヘテ曰ク、大友氏ハ賴朝將軍ノ時、封ヲ茲ニ受ケシヨリ、十數世ノ間威ヲ九州ニ振フ、今ヤ不幸ニシテ此袁運ヲ見ルト雖モ、吾ガ家代々大友氏ニ仕フ、今ニ至リテ節ヲ屈シ降ヲ乞ハシ、人我ヲ指シテ何トカ云ハシ、聞クガ如クンバ豊臣氏大軍ヲ擧ゲ、來リテ島津氏ヲ討ツト、然ランニハ足下ノ主君モ、遠カラズ困難ノ境ニ陥ルベシ、其際足下ニ降ヲ勧ムル者アラハ、容易ク肯ズルヤ否、願ハクハ少シク考察スル所アレ、凡ソ生キトシ活ケル者誰カ死ナカラシ、我レ今茲ニ戰没セハ、是レ死スベキ時ニ死スル者ニシテ、豈亦大丈夫ノ面目ナラスヤト、敵將其義心ニ感シ尙更説キ慰ムル所アリシモ、紹運ノ心腸宛モ金鐵ノ如ク、敢テ其節ヲ變ゼザリシカバ、敵將モ斯クテ在ルベキニ非ストテ、劇シク攻メ立テシニ因リ紹運終ニ戰死シケリ、語ニ曰ク君ニ事ヘテハ忠ヲ盡シ、吾身ヲ顧ミルトナカレト

(備考)

紹運彼我の勢を察し、到底其抗すべからざるを知り、將に自

双せんとするや、一首の辭世を城門の扉に題せしとて、其傳ふる和歌に「かはねをば岩屋の苔にうづみてぞ雲井の空に名を止むべき」
(教訓。乞。の。法。靈) 利を見て節を變すべからざるの教訓は、高等小學第二年級の部第十章中成瀬正成の事跡に於て既に記述せし者あり、須らく併せ見るべし。

(變用聞答)

○主君の難に逼るあとあらは如何……一身の安逸を謀りて其身を全うせんと欲し、主君の難を顧みざるが如きは、臣子たる者の道にあらざるなり、必ずや其の難を共にし忠節を盡さざるべからず。

(③) 小宮山友信主君ナ忘レサリシ話

武田勝頼ノ家臣ニ小宮山友信ト云ヘル者アリ、或時同僚某ト事ヲ争ヒテ之ヲ勝頼ニ訴フ、勝頼ニ嬖人アリ、跡部大炊、長坂長閑ト云フ、某乃ケ此兩人ニ詣訣シ且賄賂ヲ贈ル、兩嬖因テ友信ヲ讒シ、之ヲ非理ニ陷レテ屏

居セシム、天正十年織田信長大軍ヲ擧ケ來リテ勝頼ヲ攻ム、甲斐ノ軍大ニ敗北シ、勝頼主從僅ニ四十二人ニテ天目山ニ隠ル、友信其跡ヲ逐ヒ途中ニテ馳セ付キタルニ、曩ニ已レト争ヒシ者ハ既ニ逃ケ去リ、二嬖跡部長坂モ亦主君ニ從ヒ居ラサリシカバ、友信乃チ慷慨ニ堪ヘズ、天ヲ仰キ長大息シテ曰ク、嗚呼君主曩ニ讒者ノ言ヲ信シテ忠直ヲ用フルコト能ハズ、一朝危急ノ際ニ臨ミテ讒者既ニ逃ル、今我レ此難ニ殉死セバ、恐ラクハ君公聰ナラスシテ、人ヲ視ルノ明ナキコトヲ世間ニ顯ハスニ似タリ、然リト雖モ眼前其難ヲ見ナガラ、拱手傍観シテ死ヲ輸サムルトキハ、是レ人臣タルノ義ヲ傷フベシ、縱令主君ノ明ヲ損スルトモ、寧ロ臣タルノ義ヲ破ル可カラズトテ、四十二人ト共ニ國難ニ殉セシトゾ、語ニ曰ク忠臣ハ累至リテ行明カリ貞臣ハ難至リテ節顯ハルト

(教訓。乞。の。法。靈) 他人の毀譽褒貶の事に關してハ、決して片言を以て斷すべからず、雙方の言ふ所を聽くに、須らく虛心平氣なるべし、然

らされは忠臣を斥け、義僕を遠ざけ、益友を失ふが如き事あるべし。是れ宜しく教訓を加ふべきことともなり。

(又曰く) 君の難に臨みて共に一命を棄つ、之を殉死と云ひて、我が古俗最も此義心に深かりしものなり。今日の人情よりして推せば、或ひ愚に幾しと思惟する者あるへきなれども、是全く時勢の異なるに因るものなれば、決して之を詆謗することあるへからず、寧ろ是によりて我國の元氣を維持したるものと知るべし。

(應用問答)

○若し讒譏に逢へば如何すへきや……怒を他に遷すべからざることは、古人の固く戒められたる所なり。左れは主君の忌諱に觸れて排斥さることありとも、是れ其讒者の爲に然る所以を知らざりて其の憤を主君に遷すべからず。君々たらぞとも臣以て臣たらずんはあるべからず。

◎ ふく女能ク其主ニ仕ヘシ話

ふく女ハ甲斐國都留郡忍草村里正ノ雇夫某ノ妻ナリ。不幸ニシテ蚤ク夫ナ喪ヒ、獨リ幼兒ヲ養育シテ能ク其雇主ニ仕フ。主人ノ五郎右衛門偶々難病ニ罹リテ起ツフ能ハズ、加之其主婦モ嬰兒ヲ遺シテ病死セシカハ、生計頓ニ衰ヘテ所有ノ田地モ悉ク負債ニ充テ、其日ノ烟モ立テガタク、多クノ奴婢ハ皆暇ヲ乞ヒテ立テ去リ、主家ヲ顧ミル者トテハ絶ヘテ無カリキ、然ルニふくハ獨リ主家ニ留マリ、朝夕心ヲ竭シテ病氣ヲ介抱シ、其幼兒ヲ鞠育シテ未タ曾テ怠ラズ、深夜密ニ山神ノ祠ニ詣リテ、主人ノ早ク平癒セシコトヲ祈リ、或ハ溪河ニ禊シ、已ガ身ヲ以テ代ランコトヲ願フナド、更ニ寒暑ヲ厭ハス丹誠ヲ籠ム、斯クテ久シキ病闘ノ爲ニ、資財一切薬資食料等ノ爲ニ賣リ盡シ、ふく一人ノ勤キニテハ、イカデ雇主父子ヲ養フコト能フベキ、日々漸ク貧窮ニ陥リシカバ、同國南八代郡末木村ニ、一子六右衛門ガ小キ家ヲ構フルヲ幸トシ、病メル主人ト其幼兒

トヲ伴ヒ、六右衛門ノ許ニ便リテ止宿シケリ、其後モ晝ハ人ニ雇ハレテ鋤鍬ヲ執リ、夜ハ主人ノ病尋ニ侍シテ親切ニ之ヲ介抱シ、夏ノ夜ハ扇團ヲ取りテ蚊ヲ拂ヒ、冬ハ已レノ體ヲ以テ其臥臺ヲ温メ、又外ニ出テ、食物ヲ得ルコアレバ、必ズ携ヘ歸リテ之ヲ主人親子ニ供シテ、聊カモ一身ノ爲ニ費サズ、幼兒稍長スルニ至レバ、紙筆ヲ購ヒテ字ヲ習ハシ、或ハ書籍ヲ人ニ借リテ讀マシムルナド、其辛苦養育實ニ一方ナラズ、六右衛門夫婦モ力ヲ竭シテ母ヲ助ケ、舊主ヲ大切ニ看護セシカバ、其地ノ代官武島氏金穀ヲ與ヘテ之ヲ賞勵シ、又狀ヲ具シテ幕府ニ上申シケレバ、ヤガテふくニハ白金二十枚、其子六右衛門ニモ亦十枚ヲ賜ヒテ母子ノ忠孝ヲ賞セラレタリ、是實ニ天明八年二月頃ノ事ナリトス、語ニ曰ク人ニ貴賤アリテ主トナリ奴トナルト雖モ互ニ相助ケテ世ヲ渡ルベシト

(應用問答)

○主人の病に罹りし時は如何……日々の業務に勞働すべきは勿

論、醫樂看護の事に至るまで、親切に心を盡して介抱すべし
○主家の嗣子幼少ならば如何……其の成長するに至るまで、家事を助けて以て前途を見届くるが如き心掛なからべからず

(◎) 庄六能ク主家ヲ幫助セシ話

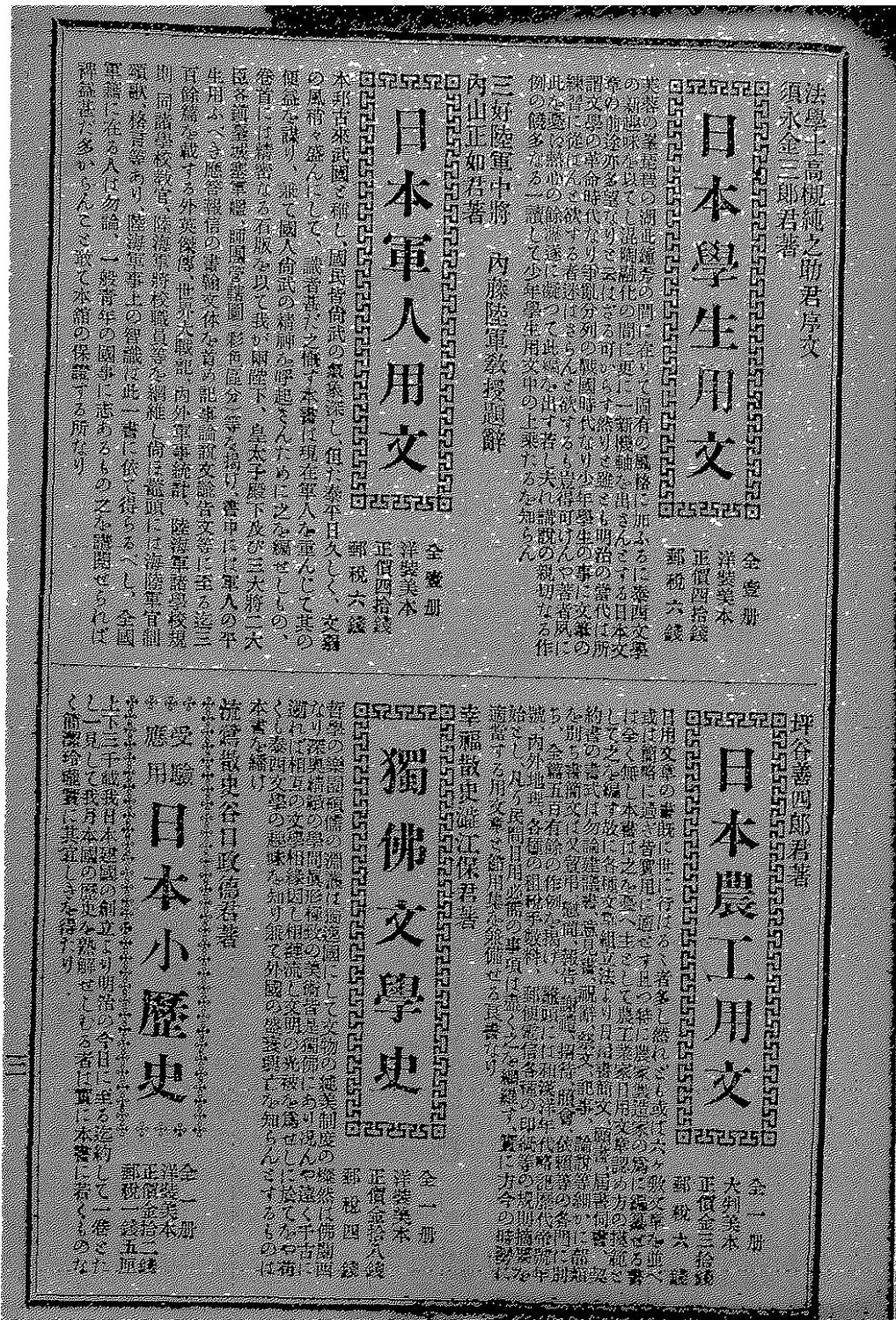
大和國添上郡京終村庄兵衛ノ子ニ庄六ト云ヘル者アリ、寛延元年全國郡山蘭町ノ疊職忠兵衛方ニ雇ハレ、十年間弟子奉公ヲナセシガ、未だ其期ノ滿タザルニ、忠兵衛眼病ヲ患ヒ業ニ就クコトヲ得ス、加之一家數口ナリシカバ、漸ク貧困ニ迫リ、四時ノ衣食ニモ事缺クニ至ラントス、庄六之ヲ見ルニ忍ビズ、熱心家業ヲ勵ミ、朝ハ疾ク起キ夕ハ遲ク歸リ、其貲錢ヲ以テ一家糊口ノ料ニ先ツ、又外ヨリ歸ルモ、先づ主人ノ安否ヲ問ハザレバ膳ニ向ハズ、又或時業務ノ都合ニヨリ、遠方ニ行クコトアレバ、主人ハ毎日其往來ノ勞ヲ察シテ、先方ニ一泊シ、其業ヲ終リタル後ニ歸宅スベシト勧ムルモ、一日主人ノ安否ヲ問ハザレバ心安カラズトテ、夜毎ニ

歸り來リテ忠兵衛ノ傍ニ侍養スルヲ怠ラス、斯クテ年期モ既ニ滿チケレド、主家ノ幼兒成長スルニ至ルマデハ、尙ホ主家ニ止マリテ勞働センコトヲ請ヒ、終始變ラズ親切ニ忠兵衛ニ仕ヘシカバ、時ノ領主大ニ之ヲ賞シ金若干ヲ賜ハレリ、庄六ノ善行斯ク感スルニ餘アリシカバ、其頃京都ニテ庄六行狀ト云ヘル一書ノ出版アルニ至リシトゾ、文天祥曰ク節義ハ國ノ元氣ナリト

(應用問題答)

○義僕とは如何なる者を云ふや……已れの利害を顧みずして、専ら主人の爲に力を盡し、假令如何なる艱苦に逢ふとも、其志を變せず、終始能く其操行の誠實なる者を云ふ。苟も恩義ある者に對しては、誰しも斯る心掛を以て仕へざるべからず

帝國修身軌範第三卷 終



文學真

作文一千題

假字づかひ早学子
國語教授問答
谷一馬著

帝國修身軌範第四卷 教師用書

第一 章 子タル者ノ務

- 市太郎能ク其父ニ養ヒシ話……………應用問答……

● 捏助能ク其母ニ孝ヲ盡セシ話……………教訓上ノ注意……三

● 萬吉ノ孝養ヲ盡セシ話……………應用問答……六

二 章 兄弟ノ務……………教訓上ノ注意……六

● 總兵衛能ク其兄ニ事ヘシ話……………應用問答……二

● 脇屋義助兄義貞ニ義兵ヲ舉ケシメシ話……………備考用問答……三

● 前田利家友愛ノ念厚カリシ話……………備考用問答……一

三 章 婦女タル者ノ務……………教訓上ノ注意……一

● 美濃部伊織ノ妻ノ話……………應用問答……一

● 龍鶴臺ノ妻ノ話……………應用問答……一

第二章 兄弟之務

- 市太郎能ク其父ニ養ヒシ話……………應用問答……

● 梶助能ク其母ニ孝ヲ盡セシ話……………教訓上ノ注意……三

● 萬吉ノ孝養ヲ盡セシ話……………應用問答……六

二 章 兄弟ノ務……………教訓上ノ注意……六

● 總兵衛能ク其兄ニ事ヘシ話……………應用問答……二

● 脇屋義助兄義貞ニ義兵ヲ舉ケシメシ話……………備考用問答……三

● 前田利家友愛ノ念厚カリシ話……………備考用問答……一

三 章 婦女タル者ノ務……………教訓上ノ注意……一

● 美濃部伊織ノ妻ノ話……………應用問答……一

● 龍鶴臺ノ妻ノ話……………應用問答……一

第三章 婦女外務者ノ務

- 市太郎能ク其父ニ養ヒシ話……………應用問答……

● 捏助能ク其母ニ孝ヲ盡セシ話……………應訓上ノ注意……三

● 萬吉ノ孝養ヲ盡セシ話……………應訓上ノ注意……六

二 章 兄弟ノ務……………應訓上ノ注意……一

● 總兵衛能ク其兄ニ事ヘシ話……………應用問答……二

● 脇屋義助兄義貞ニ義兵ヲ舉ケシメシ話……………應考用問答……三

● 前田利家友愛ノ念厚カリシ話……………應考用問答……一

三 章 婦女タル者ノ務……………應訓上ノ注意……十

● 美濃部伊織ノ妻ノ話……………應用問答……一

● 龍鶴臺ノ妻ノ話……………應考用問答……一

第四章 友ニ交ハル道

二十三丁

- 松永貞徳林道春ヲ戒メタル話……………(備考) 教訓上ノ注意
- 山内治太夫ト進士猪三郎トノ話……………(備考) 教訓上ノ注意
- 無雙道化ト平野某トノ話……………應用問答元
- 藤原良繩遙讓ナリシ話……………(備考) 教訓上ノ注意
- 綾部道弘其子ニ美服ヲ着セシメサリシ話……………(備考) 教訓上ノ注意
- 中島彌五兵衛長壽ヲ保ナシ話……………應用問答元
- 彦根侯奢侈ヲ禁セシ話……………(備考) 教訓上ノ注意
- 藤治遺金ヲ其主ニ返セシ話……………應用問答元
- 永田佐吉德行ノ話……………應用問答元
- 六 章 他人ニ對スル務……………四十一丁
- 永田佐吉德行ノ話……………應用問答元

第五章 自己ニ對スル務

二十九丁

- 加藤嘉明饗器ヲ破リシ話……………(備考) 教訓上ノ注意
- 譯井智明仁慈ナリシ話……………(備考) 教訓上ノ注意
- 義齋能ク窮民ヲ救助セシ話……………應用問答元
- 堀秀政寛恕ナリシ話……………(備考) 教訓上ノ注意
- 萩生徂徠學ニ耽リ新年ノ禮ヲ忘レシ話……………(備考) 教訓上ノ注意
- 源義家ノ兵法ヲ學ヒシ話……………(備考) 教訓上ノ注意
- 登蓮法師時間ヲ惜ミシ話……………應用問答元
- 杉山和一ノ勉強セシ話……………(備考) 教訓上ノ注意
- 村上清次郎公益ヲ起セシ話……………應用問答元
- 桑原平七善行ノ話……………應用問答元
- 安松金右衛門水路ヲ開キシ話……………應用問答元

第六章 他人ニ對スル務

四十一丁

- 永田佐吉德行ノ話……………應用問答元
- 六 章 他人ニ對スル務……………四十一丁
- 永田佐吉德行ノ話……………應用問答元

第七章 身ヲ立テ家ヲ興スノ道

五十五丁

- 萩生徂徠學ニ耽リ新年ノ禮ヲ忘レシ話……………(備考) 教訓上ノ注意
- 源義家ノ兵法ヲ學ヒシ話……………(備考) 教訓上ノ注意
- 登蓮法師時間ヲ惜ミシ話……………應用問答元
- 杉山和一ノ勉強セシ話……………(備考) 教訓上ノ注意
- 村上清次郎公益ヲ起セシ話……………應用問答元
- 桑原平七善行ノ話……………應用問答元
- 安松金右衛門水路ヲ開キシ話……………應用問答元

第八章 社會ニ對スル務

六十四丁

- 萩生徂徠學ニ耽リ新年ノ禮ヲ忘レシ話……………(備考) 教訓上ノ注意
- 源義家ノ兵法ヲ學ヒシ話……………(備考) 教訓上ノ注意
- 登蓮法師時間ヲ惜ミシ話……………應用問答元
- 杉山和一ノ勉強セシ話……………(備考) 教訓上ノ注意
- 村上清次郎公益ヲ起セシ話……………應用問答元
- 桑原平七善行ノ話……………應用問答元
- 安松金右衛門水路ヲ開キシ話……………應用問答元

第九章 國民タル者ノ務……………六十九丁

- 高虎私怨ヲ棄テ、嘉明ヲ薦メシ話……………[備] 應用考問 答…七
- 幕府法ヲ重ンシテ義士ニ死ニ與ヘシ話 應用考問 答…三
- 古賀輪里事ヲ處スルニ鄭重ナリシ話……………[備] 應用考問 答…四

第十章 忠節ノ大義……………七十六丁

- 杵淵重光主入ノ警チ報セシ話……………應用問答…九
- 兒島高徳櫻樹ニ詩ヲ題セシ話……………應用問答…六
- 市兵衛ノ忠義ナリシ話……………應用問答…八
- 久兵衛及ぬい女能ク其主ニ事ヘシ話ニ應用問答…八

帝國修身軌範第四卷目次終

帝國修身軌範第四卷

高等小學第四年級
教師用

第一章 子タル者ノ務

文學士 萩原朝之介著

本章を設けたる趣旨及び本章中の各事項を教訓すべき要領等は、第三年級の部第一章に述べたるものに同ト

◎市太郎能ク其父ヲ養ヒシ話

市太郎ハ江戸本所永倉町ニ住ミシ六兵衛ノ子ナリ、幼キ時母ヲ失ヒ父ニ養ハレシガ、十二歳ノ頃下谷ノ商家ニ年季奉公ニ雇ハレ、餘念ナク勤キケレド、父漸ク老衰シテ困窮ニ迫ルヲ見、日々膝下ニ在リテ侍養センコトヲ欲セシガ、幸ニ年期モ間モナク滿ケレバ、雇主ヨリ受取リシ五兩ノ金ヲ以テ油ノ小賣ヲ始メタリ、時ニ偶々洪水アリシカバ、取ル物モ

取り敢へズ、父ヲ負ヒテ逃レシカド、爲ニ家財悉ク失ヒテ復タ如何トモ
スペカラズ、遂ニ興丁トナリテ父ヲ養フ、斯クテ家ニ在ル時ハ父ノ爲ニ
奉養至ラサルナク、若又烈風ノ夜ナトハ、其變アランコトヲ憂ヒテ外ニ
出ツル無シ、又父ハ豫ネテ酒ヲ好ミシモ、老衰シテ業ヲ廢セシ以來ハ、全
ク禁酒セシガ、是其實ハ失費ヲ厭ヘルナリ、市太郎初メハ之ヲ知ラズ、全
ク酒ヲ嫌フニ至リシコト、思ヒシガ、其後ニ至リ我力刻苦シテ得タル
賃錢ニヨリ、酒ヲ買フナ厭ヒテ、爲ニ禁酒セシ者ナルコトヲ知リ、大ニ驚
キ、父ヲ慰メテ曰ク、何トテ早ク此事ヲ明シタマハザリシゾ、兒ガ得ル所
ノ賃錢少シト雖ニ、亦以テ酒ヲ買フニ足レリ、老後ノ歡樂酒ニ勝レル者
ナカラバ、吾何ゾ之ヲ供シ得サルヲアラントテ、其後ハ常ニ酒ヲ脩メケ
リ、サレド六兵衛ハ漸々病ミ疲レ遂ニ兩便ヲモ漏ラスニ至リシガ、市太
郎ハ敢テ意ニ介セス夜中ニ之ヲ洗濯シ、人ナシテ其事アルヲ知ランメ
ザリキ、寛政八年二月町奉行坂部能登守其善行ヲ賞シ銀數枚ヲ賜ヒ、且

六兵衛ニモ其生存中扶持米ヲ與ヘラレシトゾ、常盤貞尙曰ク小孝ヲ積
ミテ親ノ心ニ違ハサルハ大孝ナリト

(選用問答)

○父母に飲食を脩むる注意如何……其嗜好に適へる物を脩むべきことは、是まで教訓せし所に於て既に明かあれども、尙注意を要す
へき者あり、そは即ち其嗜好物を調ふる爲、費用を要せし事を父母に
知らしめざるにあり、然らざれば折角の美味を供ふるも、食して其味
を損せしむるに至らむ

◎惣助能ク其母ニ孝ヲ盡セシ話

惣助ハ美作國津山林田町ノ著ナリ、七歳ノ時父ヲ失フ、時ニ姊ふくハ廿
一歳ナリシガ、未だ人ニ歸カズシテ他家ニ奉公セリ、次ノ姊ハろくドテ
拾歳ナリシガ、母ハ二兒ヲ養ハシガ爲、裁縫ニ從事シ或ハ綿ヲ繰リシモ、
到底生計ヲ補フニ足ラズ、因テ長女ふくノ給金ニ依リ、漸ク一家三口ヲ

凌ケリ、惣助幼童ナガラモ常ニ孝養ノ心淺カラサリシカバ、拾五歳ノ頃ヨリ行商トナリ、日々近村ヲ廻レニ資本少ナキカ爲、思フ儘ニ仕入チナスヲ得ズ、隨テ利益モ多カラサリシニ因リ、暇アル時ハ日傭稼トナリテ孝養ノ資ヲ謀ル、其母ニ事フルヤ、毎朝夙ニ起キテ、母ノ眠覺ルヲ俟ケ、先ゾ煙草ヲ供シ或ハ湯ヲ調ヘ口ヲ嗽カシメ、茶ヲ出シ飯ヲ進メ、食後ニハ髪ヲ修メテ然ル後業ニ就ケリ、其家ヲ出ツルニ當リテハ、母ノ倦ムヲアランヲ憂ヒ、酒食ヲ調ヘ多少ノ錢ヲ供シ、且告ゲテ曰ク、兒ガ不在中若シ倦悶ニ憐ミ玉フヲアラバ、願クハ近隣ノ懇意ナル者ヲ集ヘテ打テ興シ、兒ガ歸ルヲ待タレヨト、其歸ルヤ必ズ時期ヲ誤ラズ、歸レバ則テ先ヅ母ノ安否ヲ問ヒ、身體ヲ揉ミ摩リ、商業上ノ利益ヲ語リテ母ヲ安ンゼシメ、快ク眠ニ就カシムルナト、奉養更ニ怠リナカリキ、嘗テ隣人及ビ懇意ノ者共、惣助ニ勧メケルヤウ、子ノ孝養ハ更ニ怠リナケレニ、奈何セン業務ノ爲毎日他出セザルヲ得ズ、故ニ侍養ヲ盡サント欲セバ、妻ヲ迎フルニ

若カズト、惣助熟考シテ答ヘラク、我モ亦豫テヨリ斯ク思ハザルニ非レド、他人ノ心ハ計リ難キ者ナリ、サレバ我ガ妻タル者ニシテ、能ク母ニ事ヘンニハ、眞ニ賀スヘキ事ナルモ、若シ然ラザランニハ、却テ憂チ増スノミ、故ニ今日ニ至ルマテ妻ヲ娶ラザルナリ、サレド、吾ト共ニ母ニ侍養スベキ心深キ者ナラバ敢テ之ヲ辭セズト、天明八年五月領主其行ヲ賞シ銀若干ヲ賜ヒ、且家屋ノ營繕料トシテ別ニ貲幣若干ヲ下賜セントゾ、孔子曰ク父母許サズンバ遠ク遊ブヘカラズト。

(教訓三。の。法。義。) 是までの孝子談には、男子にして妻を迎へず、女子にして他に嫁せず、獨身以て父母に侍養するを美事としたる者あり、是れ固より美事たるに相違なしと雖も、本項に於ける惣助の答意の如きは、却て其の穩當ある者とす、蓋し獨身にて世に處するは、是れ變道にして人生の常ならざ、或は又父母の侍養にも却て事欠く事あらんか、然るに能く夫の意に隨ひ、俱に相助けて舅姑に侍養する者なら

を、之を迎ふるも敢て妨げなし。是れ人世の常にして、亦能く父母をして安心せしむることを得べければなり。

(選用語)

○父母の意を喜はしむべき者は何ぞや……飲食のみを以て奉養するは、未だ必しも盡せりと爲さず、出つれば即ち方位を告げ、入るには成るべく時刻を違へず、其意を悦はしむべき事は之を告げ、憂ふべき事は色にも顯はざると、起居動作の宜しきを得るか如きは、最も父母の心をして安んせしむるの道たり。

(◎萬吉ノ孝養ヲ盡セシ話)

萬吉ハ越前國敦賀郡道口村ノ農夫ナリ。平素能ク父母ニ事へ弟妹ヲ教訓シ、孝道友愛トモニ盡サルハナカリキ。萬吉性來臂力衆ニ勝レシカバ、其業ヲ取ルニ當リテ、已レ其難キ者ヲ取り、弟ニハ容易ナル事ヲ取ラシム、且常ニ同一ノ業ヲ與ヘテ自ラ熟練セシメンヲ期セリ。父ハ年既

ニ老ヒタルモ、家ニ在リテ草履草鞋等ヲ作り。二子ノ手助ヲナセリ。然ルニ性噪急ニシテ怒リテ發シ易ク、動モスレバ激シク罵ルコトアリ。然レハ萬吉決シテ之ト爭ハス、何事モ父テ先ニシテ已レテ後ニシ、心ノ限り孝養ヲ盡シケレバ。後ニハ父モ大ニ悅ビ、人ニ誇リテ曰ク、我家赤貧ニシテ洗フガ如シト雖ニ、一萬吉アリ、朝ハ夙ニ出テ、夕ハ星ヲ戴テ歸リ、人ノ爲ニ力耕シ、或ハ荷物ヲ運搬シ、其貢銀ヲ以テ能ク一家數口ヲ糊スヲ得ト。藩主之ヲ聽キ、村長ニ就テ其狀況ヲ探ラシタルニ、果シテ聞ク所ニ相達セザリシカバ、安永元年一月、米若干及ヒ、良民傳一部ヲ下賜ス。萬吉後ニ名ヲ忠兵衛ト改メ、益家業ヲ勵ミ、父ニ事フル愈懇篤ナリ。天明六年ノ冬、人ノ爲ニ京師ニ荷物ヲ送リ行キ、歸路近江ヲ經、今津ニ至ルノ途中ニテ、一個ノ財嚢ヲ拾ヒシカバ、其遺失主ヲ索ムレモ得ス、忽テ思ヘラク、前日同行セシ二人ノ旅客、今朝先テ旅宿ヲ出ツ、或ハ其所有ニハ非ルヤト、急キテ跡ヲ追ヒ到リ、漸クニシテ彼ノ財嚢ヲ示セシニ、果シテ其一

人ノ所有物ナリシカバ、旅人大ニ喜ビ、此中ニハ大切ナル書類モアリシユエ、之ヲ失ヒナバ、我身ノ休戚ニモ關スベカリシニ、足下ノ厚意ニヨリテ悉ナク我手ニ歸シタルハ感謝ノ至リナリトテ、錢若干ヲ與ヘテ謝セントス、忠兵衛固ク辭シテ手ニグモ觸レズ、我レ賛ナリト雖モ、一日ノ賃錢以テ一家ヲ養フニ足ル、何ゾ報酬ヲ要センヤ、今此金ヲ受クル程ナラバ、何トテ財囊ヲ返シ参ラスベキヤハト、旅客其清廉ナルニ感シ、相伴ヒテ隣驛ニ至リ酒ヲ呼ビテ共ニ酌マントス、忠兵衛復タ之ヲ固辭ス、旅客愈其潔白ナルニ感ズ、時ニ人アリ告テ曰ク、彼レハ往年、孝行ヲ賞セラレテ米穀及ヒ良民傳ノ賜ヲ受ケタル孝子萬吉ナリト、旅客之ヲ聞キ嘆シテ曰クサモアルベシ、今日ノ行ヒ凡人ノ爲シ得ベキ所ニアラズト、更ニ忠兵衛ニ向ヒ、子ノ住所ハ幸ヒ通路ニ當ルヲナレバ立寄リ申サン程ニ、願ハクハ良民傳ヲ示サンコト、只管ニ乞ヒシカバ、萬吉快ク之ヲ諾シ家ニ導キテ懇切ニ待遇シ、良民傳ヲ示シ茶ヲ館ム、旅客大ニ喜ビ、萬吉ニ

謂テ曰ク、我儕ハ今敦賀ニ赴カントス、爲ニ荷物ヲ運搬サレナハ幸甚ナリト、萬吉之ヲ諾シ、將ニ出發セントスルニ際シ、旅客別ニ一百錢ヲ取り出シ忠兵衛ニ與ヘテ曰ク、是ハ酒料ノミ、請フ收メヨト、忠兵衛更ニ之ヲ受ケズ、旅客頻リニ勸メテ曰ク、是レ其貲錢ノ一部分ナレバ、往ゲテ受ケラレヨト、忠兵衛遂ニ辭スル能ハズ、之ヲ受ケテ、敦賀マテ荷物ヲ擔ヒ送リシトゾ、禮記ニ曰ク父母ノ教アラバ謹ミテ行フベシト

(教訓との対比) 本項は孝子の事實談なりと雖も、廉潔正道の行爲も亦大に採るべき所あり、故ヨ一ハ以て親に事ふるの道を説き、他の一ハ恭謙誠實以て其身を持するの道、即ち第五章よりける材料とすべし。古人が、孝ハ百行の本、萬善の源なりと云ひしも、即ち後生を欺かさるを知るべし

(寒用問答)

○父母をして安心せしむべき事業へ何ぞや……賤業を捨てゝ高

尙の職より遷り、身を立て家を興す、是固より父母を安心せしむべき業
なれども、こゝ通常人の容易に爲し得べき事にあらず、若し徒に空中
櫻閣を畫くの志想を懷きて、一も成すことなくんは、却て甚しき不孝
たるべし、若し夫れ着實より父母の業とせる事を受け繼ぎ、熱心之より從
ひなば、父母の喜び蓋し之より若かさるべし、須らく此理を推して以て
着實の事業より就くべきことを教訓すべし

第一章 兄弟ノ務

本章を設けたる趣旨及び本章中の記事を教訓すべき趣旨要領等は、
第三年級の部第二章に述べたる者に同ト

◎ 總兵衛能ク其兄ニ事ヘシ話

開現總兵衛ハ肥後國益城郡杉島村ノ人ナリ、性質溫和ニシテ友愛ノ情深ク、其妻モ亦能ク夫ノ意ヲ守レリ。總兵衛ニ兄アリ、千代次郎ト云フ、幼時ヨリ難病ニ侵サレテ歩行スルコト能ハズ、席上ヲ這ヒ廻ルノミナリシガ、總兵衛夫婦ハ親切ニ看護シテ更ニ怠ル色ナク、只管ニ其心ヲ安ンゼンコト勉メケリ。若シ兄ノ外出セントナ望ムキヘ、之ヲ背負ヒ又ハ車ニ乗セ、其欲スル所ニ赴ク、家事ノ如キモ概ニ兄ノ指揮ヲ受ケテ之ヲ處理ス。兄終ニ病ノ爲ニ歿スルニ至ルマテ終始渝ハルヲナク、之ニ事フル「前後三十餘年ニ及ビ、其間更ニ倦怠ノ狀ナシ、縣廳其善行ヲ賞シ金穀ヲ下賜ス、語ニ曰ク能ク兄姉ニ事フル之ヲ悌ト云フト」

類用語
卷之三

○兄弟交際の要如何………一時の親切を盡すとも、久しうに亘らざれば其の甲斐なし。蓋し一朝一夕の世話心配は、骨肉の間ならずとも

爲し易きものなり

(◎) 脇屋義助兄義貞ニ義兵ヲ舉ゲシメシ話

新田義貞ノ弟ニ脇屋義助ト云ヘル人アリ、義貞嘗テ護良親王ノ令旨ヲ奉ジ、北條高時ヲ討タンコトヲ謀ル、時ニ高時兵糧ヲ調ヘントテ、新田郡ノ人民ニ課シテ錢ヲ募リ、吏卒ヲ多ク遣ハシテ急ニ催促セシム、義貞其更人ヲ斬リテ首ヲ村境ニ梟ス、高時之ヲ聞テ大ニ怒リ、義貞ヲ擊タントス、義貞ハ是ニ始テ親族及ヒ臣下等ヲ召シ集メテ評議シケルニ、或ハ利根川ニ拒グベシト曰ヒ、或ハ越後ニ往キテ宗族ノ輩ニ謀ラント曰ヒ、衆議區々ニシテ果シナカリキ、時ニ義助坐ヲ進ミテ曰ク、兩議ミナ宣シカラズ、我レ坐ナガラニシテ強敵ノ來ルヲ待テ、其間ニ兵糧盡キナンコトモアラバ、兵氣挫折シテ振ハズ、爲ニ大敗スルユト必定ニシテ徒ニ一人ノ笑ナ買フ、豈亦愧ツヘキ次第ナラズヤ、同シク死スル身ナラバ、假令一騎三兵トイヘドモ、出デ、國內ヲ説キ廻リ、衆我ニ附キ從ハバ則チ直ニ進るべし

(解説) 脇屋義助は次郎と稱す、興國元年春、伊豫の人南朝の爲モ兵ミテ、鎌倉ニ攻メ入り、左モナクバ、潔ク戰死セン、是レ坐ナガラニシテ殺サル、ニ孰與ゾヤト、衆皆之ニ同意シ、乃チ兵ヲ起シテ義旗ヲ舉ゲ、直ニ進ミテ鎌倉ニ入り、之ヲ破リテ遂ニ鎌倉ヲ陥レタリ、巨軌曰ク兄弟、信ナラザレバ、其情親マスト

(解説) 脇屋義助は次郎と稱す、興國元年春、伊豫の人南朝の爲モ兵を起したれども、統帥の將なし、故ニ其派遣を奏請す、是に於て廷議より義助を、四國より遣はす、官軍より復た大ニ振ふ、敵風を望み十餘城を棄て逃る、義助入りて國府に居る、久しからまして病歿す、諸軍爲ニ沮喪し、四國相尋で陥没す、以て其聲望を負へるの大なるを知るべし

(対用問答)

○兄弟事を相謀るに際しての注意如何……兄弟孰れにしても、一已の判断に苦むことあらざ、相偕に其利害得失を協議すべし、此際に

於ては一點の私心を挿まずして、誠實なる精神を以て答ふべし、問ふ者も能く是を容れ、答ふる者も亦能く其理を盡さん事に注意すべし。

(6) 前田利家友愛ノ念厚カリシ話

前田利家ハ嫡子ニアラズト雖モ、兄利久病身ニシテ事ヲ執ルヲ能ハザリシカバ、織田信長、利家チシテ家ヲ襲ハシム、時ニ森可成、佐々成政、柴田勝家等ノ面々思ヒクニ之ヲ祝セントテ利家ノ許ニ到リ、見利久ノ病身ナルニ引キ換ヘ、利家ガ能ク其家ヲ繼クニ至リシヲ稱讚セシニ、利家ハ色ヲ正フシテ曰ク、各方ハ家兄ノ病身ナルヲ知リナガラ、只管ニ、我ノミヲ贊稱サル、ハ心得難キコトナリト、庶ニ在ル者其意ヲ察シテ復タ敢テ之ヲ言ハサリシトゾ、繼令癱疾ノ身タリトモ、兄ハ見ナリ、敬愛ノ念如何デ怠ルベキヤ、利家ノ如キハ能ク人倫ヲ完フセシ者ト謂フヘシ、伊藤仁齋曰ク人道ハ親ニ孝兄ニ悌、一日モ無カルベカラズト。

(備考)

前田利家小字は犬千代、後ち孫四郎と稱す、人となり豪邁に

して沈毅寡言なり、初め織田信長に仕ふ、十四歳にして初めて軍に從ひ首級を獲さり、爾來屢戰功を奏し、終に加能諸國の大封を受く、年六十二にして卒す、或は云ふ六十三なりと、從一位を贈らる、利家病危篤なるに及び、我れ唯憂ふる所は、秀頼夙に孤となり、内府及び我を呼びて、江戸の父加能の父と稱す、今我れ病の爲に世を逝らば、君必ず哀慕せん、天若し我より數年を假さば、君をして政柄を掌らむること我方寸もあり、嗚呼死生命あり、之を奈何ともすべからず、熟々世變を惟へは、我心甚た憂苦すと、目を瞑らし牙を嚙み、疾苦益々甚し、佩刀の鞘を執りて胸心よ當て叫喚すること兩三聲、終に瞑す、利家常に曰く大節に臨みて奪ふべからきとは、我か平素の心とする所ありと、世人或は利家を以て温從無爲の人となす、是甚た誤れり

(教訓。互。の。注。意) 世には見にして學力却て弟に劣り、弟は上級に在りて兄は下級に在るか如きこと、往々見聞する所なり、斯る際に於て

や、動かすれば弟にして其の技に誇り、兄を輕蔑するの傾き全くなきにじもあらず、是れ大に訓誡を要すべき所なり、蓋し兄弟の倫理、長幼の序は、智力上に於ける優劣の差によりて、敢て輕重すべきものにあらま、是れ全く別事なれはなり。

(腰用賜答)

○弟にして兄に優る事あらは如何……已れの才能を恃みて、兄を凌ぐことあるべからず、才藝は即ち才藝たり、人倫は即ち人倫たり、才藝の巧拙を以て人倫の序を破るべき者にあらず、益々恭謙の意を表するを以て善とす。

第三章 婦女タル者ノ務

本章を設けたる趣旨及び本章中の各事項を教訓すべき要領等は、第三年級の部第三章に於て述べたるものに同ト。

(◎) 美濃部伊織ノ妻ノ話

安房國朝夷郡眞間村ニ内木四郎右衛門ト云ヘル者アリ、其女るむ十四歳ノ時、江戸ニ出テ、尾張侯ノ奥方ニ仕ヘタリシカ、二十八歳ノ頃旗本美濃部伊織ノ許ニ嫁シ、平内ト云ヘル男子ヲ生メリ、るむ性質從順ニシテ能ク夫ニ事ヘ、祖母ニ侍養スルコト最モ親切ナリ、サル程ニ、伊織ハ公用ニテ京都二條ノ城内ニ在勤セシガ、或時同僚下島某ニ辱メラレ、忍ヒガタクテ遂ニ之ヲ刃傷ス、其罪ニヨリ家祿ヲ没収サレ、越前國丸岡藩ニ護送サレテ無期禁錮トナリシカバ、るむ悲歎遣ル方ナク、朝夕涙ニ沈ミケレド、斯クテ在ルベキニアラザレバ、家財ヲ賣リ拂ヒテ、幼兒ヲ伴ヒ江

戸ヲ立テ退キ、生國安房ニ歸リ、憂キ年月ヲ送リキ、然ルニ幼兒平内ハ五歳ノ頃、痘瘡ヲ煩ヒテ死ス、時ニ祖母モ江戸ヨリ來リテ寄寓セシカバ、懲ニ世話シケルモ、程ナクシテ病死ス、是ニ於テ今ハ單身トナリ、他ノ繁累モナク、年尙若ケレバ、再ヒ江戸ニ出デ、黒田家ノ奥方ニ仕ヘ、其給金ヲ財ヘテ美濃部家祖先ノ祀ヲ怠ラズ、且奉公大切ニ勉メケレバ、深ク信用セラレテ、三十餘年一日ノ如クニ過セリ、今ハ年既ニ老ヒテ身ノ勵キモ自由ナラズ、因テ暇ヲ乞ヒテ再ヒ故郷ニ還リシガ、其翌年夫伊織モ赦サレテ江戸ニ歸ルベキ身トナリタレバ、るむノ喜ビ言フバカリナク、年來奉公シテ貯ヘ置キタル金ヲ携ヘテ夫ノ許ニ至リ、之ヲ以テ所用ノ入費ニ充テ、婦タル道ヲ全フス、幕府、永年ノ間其貞操ヲ守リタルヲ賞シテ白銀若干ヲ下賜ス、語ニ曰ク女ハ、唯和ラギ順ヒテ貞信ニ情深ク靜ナルヲ善シトスト

(教訓占の泛観) 女子の他に嫁せし後に於て最も注意すべきは、先

方の家風を守るにあり、蓋し孰れの家にても、祖先來の家風あるもの存して、自ら一家を律するの習慣あり、さるを溢りに其理非など争ひて風波を生ずるは宜しからず、格別の弊あき以上は、能く之に遵ひ守るべし、婦人の身として彼は喙を容れ、一家の和樂を傷ふことあるべからず

(寢用問答)

○夫の不在なるときの注意如何……其身の貞節を守るべき事は、夫の遠く外にある時と雖も、固より變すべきにあらず、斯る際には尙更其志操を堅くして一家の治め方に注意すべし、主人にして在らざる時、一家を治むること能はざとて、世人の批難を受くるは、女子たる者の恥辱此上なしと知るべし

◎瀧鶴臺ノ妻ノ話

長門國萩藩ノ士某ニ女アリ、才能人ニ勝レタレドモ容貌甚醜カリケレ

バ、妙齡ニ至リテモ人ノ娶ルモノナシ、然レドモ女常ニ自ラ人ニ語リテ曰ク、妾願クハ瀧鶴臺先生ノ如キ賢士ニ侍セント、當時鶴臺ハ、學問德行トモニ世ニ聞エケレバ、人之ヲ聞テ某女ノ志望徒ニ高キニ失スルヲ笑ハザル者ナカリキ、鶴臺之ヲ聞テ曰ク、是ハ我カ知己ナリ、必ス能ク内ヲ治メン、容貌ノ醜惡ハ素ヨリ我ガ間ハサル所ナリトテ、遂ニ之ヲ娶ル、女既ニ鶴臺ニ歸キテヨリ、夫ニ事フル、從順ニシテ能ク家事ヲ理メ、其見識亦大ニ高シ、鶴臺過ナアレバ諄々トシテ常ニ之ヲ諫ム、一日鶴臺ノ側ニアリテ事ヲ周旋スルノ際、偶マ袖中ヨリ赤糸ヲ纏ヒタル一毬ヲ落ス、鶴臺怪ミテ何物ゾト問フ、妻顏ナ赤ラメテ答フルヤウ、妻愚ニシテ平日家事ヲ理ムルニ悔ユヘキ、甚多シ、因テ其過ヲ寡フセント思ロ、嘗テ赤白二様ノ絲毬ヲ作り、常ニ之ヲ袖ノ中ニ入レ置キ、若シ不良ノ念萌スコトアレハ赤キ糸ヲ纏ビ、善良ノ念發スルトキハ白キ糸ヲ纏ビ、以テ自ラ省ミルコト一二年ナリシガ、初メハ赤毬ノミ益大トナリ、白毬ハ依然トイヲハゲテ逆ロ叛クコト勿レト

シテ異ナラズ、是ニ於テカ、爾後益身ヲ慎ミ、善ニ志スコト勉メケレバ、白毬漸々其大サヲ増シテ、今ハ却テ赤毬ノ大サニ優レルニ至リシトテ、更ニ一ノ白球ヲ袖中ヨリ取り出シテ示セシカバ、鶴臺大ニ其心掛ケノ殊勝ナルヲ感賞セシト云フ、語ニ曰ク夫、諫ムル時ハ氣色ヲ暴クシ聲ヲイヲハゲテ逆ロ叛クコト勿レト

(備考)

龍鶴臺は長門藩の侍臣にして驥八と稱す、鶴臺は其の號なり、幼にして學を好む、太宰春臺嘗て其の才を稱して海西無雙と云へり、藩侯其の名を聞き、擢て、臣とす、又博く佛籍を窺ひ、殆んど其の説を極む、浮屠の輩皆推服す、安永二年正月歿す年六十五

(教訓との接觸) 古より貞婦烈婦と云ひ、或は節婦賢女と稱する者を見るに、多くは夫の安危に關し、若くは其身の進退に窮し、萬止むを得ずして非常の手段に依り、以て僅に一身を守り、其節を全うする者のみなり、是れ固より婦女子としては、斯の如き覺悟あるべきことを勿

論あれとも、是れ其變に處する道にして、平常婦女たる者の道を盡すに於ては、必しも斯る非常の場合のみに限るにあらず、然るに本項の如きは、最も能く常に處する道に適へる者にして、探りて以て好材料とすべき者なり

(文曰く) 是までは婦人を教育するに、頗る沈默柔弱の方針を取りしたものなれども、時勢自ら異なるに於ては、亦多少斟酌する所なるべからず。されば、これはとて變性男子に髪鬚たるか如き養成を欲するにあらず、然れども婦人は必しも閨室内に閉居する者にあらずして、夫と共に家事を治め、兒女を養育し、家内の經濟に任じ、或は來賓に接し相應の挨拶應答をなし、或は僕婢を召し使ふに相當の道をしてすること、其責任甚だ輕からず、因て貞淑の女徳に兼るに、敢て事に臆せざるの氣象をも養成せんはあらず
(應用問答)

○婦女子の其身を保つ心得如何……婦女子は夫に隨ふを以て其の道とす、故に一己の意見を以て家事を取り扱ふ可らず、能く夫に諮詢して後に於てすべし、事毎に己れの爲す所を是とし、夫の意に逆らひて云ひ争ふべからず、常に唯夫れ及ばざらんことを顧みるべし

第四章 友ニ交ハル道

本章を設けたる趣旨及本章中の各事項を教訓すべき要領等は、第三年級の部第四章に於て述べたる者に同ト

○松永貞徳林道春ナ戒メタル話

松永貞徳ハ藤原惺窓ノ弟子ニシテ、其同窓中交誼最々深カリシハ林道

春ナリ、貞徳漢學ヲ修メ、傍ラ歌道ニ心ヲ寄セ、細川幽齋ニ就キテ古今集ノ蘊奥ヲ研究ス、冷泉氏或日徳川家康ニ伺候シテ、歌道ノ物語ヲナセシ時、家康人丸ノ事ヲ問ヒシニ、冷泉家ハ確ト返答致シ難シトテ辭退セリ、時ニ林道春次室ニ在リテ此由ヲ聞キ、自ラ進ミ出テ人丸ノ事迹ヲ述べケレバ、席ニ在ル者皆其博學ヲ賞セザルハナカリキ、貞徳之ヲ聞キ、其後道春ニ面會シ、君ハ和漢ノ學ニ通曉シテ其奥義ヲ究メ、當今肩ヲ比フル者ナケレモ、歌ヨム道ニ至リテハ未ダ究メザル所アラン、夫レ人丸ノ事迹ハ、人丸傳トテ古今傳授ノ内ニモ別ニ記スルモノナレバ、冷泉氏ホドノ大家ニシテ、之ヲ知ラザル理由ハアラズ、サレド古今傳授ノ終ヘザル前ニハ、初學ノ者ニ語ル可ラザルニ因リ、態ト差扣エラレタルヲ、君ガ物知リ顔ニ進ミ出テ、然カモ推測ナル憶説ヲ述ベタルハ片腹痛キ次第ナリ、元來君ハ勤トモスレバ、他ヲ卑ミ己ヲ重ンスル傾キアリ、宜シク悛ムル所アルベシト云ロシニ、道春ハ貞徳ノ友義厚キヲ喜ビ、懇ニ其意ヲ謝

セシトゾ、朱子曰ク朋友ノ間善ヲ責ムルハ吾カ誠ニ盡ス所以ナリト

(備考) 松永貞徳は歌人なり、京師に生る、長じて猶は髪を束ぬ、童服を着して自ら長頭丸と號す、資性和歌を好みて聯句を善くす、後内大臣藤原實條に就きて門弟と爲り、頗る有識の名を得たり、慶長三年八月前攝政藤原前久、准后藤原兼孝の二人、幽齋、紹巴及び宗養等に命て、貞徳を聽るして花咲翁と稱し、俳諧一派の宗匠と爲さしむ、又時の法皇貞徳を寵し「花の本」の號を賜ふ、晩年に至り明を失ふ、承應二年十一月歿を歳八十三、貞徳嘗て徒然草を京師の三条大橋に講ぎ、轂下の富豪往々其の高辯に嘆服せざるべなし、松江重頼、山本西武、北村季吟、萩野安靜は其の門下の名流なりとす。

(教訓。及。の。注。更。) 尋常小學第一年級の部に於て、言語上の作法を説ける中に、人の談話を奪ふ可らず、或は差し出口を爲す可らざる所以を記し、以て教訓上の注意を加へし事あるも、全く斯る落度のながら

しめんか爲なり、故に彼此互に對照して以て本項の事實を教訓する所あるべし。

(應用問題)

朋友にして過ちあらざ如何すべきや……善を責むるは朋友の道なりとて、古人の謂へれたる通り、其の過ちあるを見は、諄々之を説きて善に遷らしむべし。

○忠告する心得如何……誹謗に至らざるやう、町寧に忠告すべき事は、既に第二年級の部第四章中に於て述べたる如し、尙ほ此外に於ては、成るべく其の心情の穩かなる機會を見て、之を説くの注意なからべからぞ。

○他人の問答せる場合に於ける心得如何……他人の談話するに際しては、耳を傾けて竊に之を聞かんとするか如き状あるへからず、己の知れる事ありとも、問はれざるに先ちて、他人の問答中に喙を容

るべからず。

(◎) 山内治太夫ト進士清三郎トノ話

山内治太夫ハ進士清三郎ト共ニ松平康重ニ仕ヘリ、嘗テ軍ニ從ヒ、殿シテ退ク、治太夫矢ヲ射盡シテ將ニ危カラントス、因テ清三郎一矢ヲ取りテ治太夫ニ與フ、治太夫之ニヨリテ敵兵ヲ射タリシニ、一兵ノ胸腹ヲ洞シテ、後邊ナル松ノ木ニ達セリ、敵之ヲ見テ大ニ懼レ乃キ退キ去ル、翌日敵將ハ其矢ヲ康重ニ送リ返シテ曰ク、此ノ如ク射テ善クスル者殆ト無雙ナリト、康重執リテ之ヲ視レバ、清三郎ノ姓名ヲ刻セリ、因テ彼ヲ賞セムトナセシニ、清三郎曰ク是レ治太夫ガ射ル所ナリト、治太夫ヲ召シテ之ヲ問フ、曰ク之ヲ射タルハ小臣ナレドモ、矢ヲ與ヘシモノハ清三郎ナルニ因リ、臣ガ功ニハアラザルナリト、兩人相讓リテ決セズ、康重其恭謙ナルヲ喜ビ、二人トモ併セテ賞セリト云フ、語ニ曰ク朋友ハ間禮厚ケレバ、爭ナシト

(教訓との注意) 同情の意を表すべきは、人生最も大切なことなり、蓋し同情相憐むの心なければ、自他并立の道存し難ければあり、而して之を養成せんには、同校若くは同級生にして病に罹る者あるとき、其家に就きて訪問せしめ、或は書状にて之を見舞はしむる如き、實際上の訓練を加ふること肝要なり、既に某地に於ては之を實行し、大に其効驗あるを信するものゝ如し

(疑用問題答)

○友情を全くするの注意如何……利を争ひ功を競ふが如きは、是れ友情を毀ふことの最も大なる者なり、要するに、利を譲り功に誇らさるか如きは、最も久しく友情を保つの道にして、彼の輕薄常なきが如き忌はしき謗もなかるべし

第五章 白己ニ對スル務

本章を設けたる趣旨及び本章中の各事項を教訓すべき要領等は、第三年級の部第五章に於て述べたる者に相同ト

◎無雙道化ト平野某トノ話

道化清十郎ハ美濃國ノ人ナリ、來リテ織田信長ニ仕フ、軍ニ從ヒ屢々功勞アリ、信長其驍勇用ユベキヲ愛シ、自ラ無雙ノ二字ヲ其背旗ニ書シテ以テ之ニ與フ、故ニ人々之ヲ呼ヒテ無雙道化ト曰ヒントソ、信長嘗テ美濃ノ士平野某ヲ招ク、道化之ヲ接待ス、從容トシテ問テ曰ク、聞ク、子進バ則チナ先登シ、退ケバ則チ殿スト、知ラズ、何ヲ以テ能グ此クノ如キカ、平野應ヘテ曰ク、唯死ヲ決スルニ在ノミ、然リト雖モ、齋藤氏ノ諸將前後皆國ノ爲ニ殉死ス、而シテ余獨リ餘命ヲ保テ此ニ在リ、是レ畢竟我ガ勇氣ノ足ラサルニ由ルナリ、今子ノ間ヲ承ケテ覺エズ慚汗背ニ溢ルト、道

化退テ嘆シア曰ク、嗚呼平野氏ノ勇アリテ、其謙讓スルヲ尙此ノ如シ、吾儕ノ及ブ所ニアラズト、佐藤恒曰ク、争テ息ムルハ一個ノ讓ハ字ナリト

(應用。問。答)

○其身に抜群の達技あらは之を誇るへきや……たとひ人に對して誇るに足るべき技量ありとも、決して自ら之を吹聴すへからず、諂に能ある鷹は爪を隠すと云へるおとあり、其身に秀てたる技藝あらは、已れ之を示さすとも、他人の眼力能く之を知るおとを得るなり

○人を接待するときの心得如何……賓客に對しては、成るべく其心を損するおとなきやう注意をへし、一言一行の端よりとも、注意粗なるときは、思はざる不敬を感じしむることあれどなり

○賓客に接する心得如何……來客多くして、未だ互の面識なき人あらは、主人たる者は丁寧に紹介して双方の心を安せしむべし、又座席を設くるにも、成るべく相識の人を隣りに置くべし、左右共に全く

識らざる人の間に席を設くる時は、其人をして迷惑を感じしむることあれはなり

◎藤原良繩遜讓ナリシ話

藤原良繩ハ豊雄ノ子ナリ、生レ得テ智慮人ニ勝レシカバ、父之ヲ異トシ産ヲ傾ケテ學ヲ授ク、良繩日夜刻苦勉勵シ、長ズルニ及ヒテ四朝ニ歴仕シ、樞要ノ位置ヲ占ム、然レモ自ラ奉ズル甚ダ淡泊ニシテ、謹儉是レ重ンシ、絶エテ人ニ矜ルノ色ナク、常ニ遜讓シテ虛シキガ如シ、嘗テ文章博士タリ、時ニ學者各自ヲ黨派ヲ立テ、互ニ自家ノ說ヲ主張シテ他ヲ譏リ爭論已マズ、其極往々世人ノ嘲笑ヲ受クルニ至レリ、良繩獨リ此間ニ處シテ其風波ニ侵サレズ、卓然超越シテ名望ヲ失ハザリシトナン、薛瑄曰ク

(續。考) 藤原良繩、字は翫台、風彩閑雅にして舉止緻審なり、承和四年

内舍人となる、時に同僚皆を豪家の年少にして、奢侈放縱拘束する處

なし、良繩獨り舉動其法あり、見る者内に慙ぢ、各自修飾し相語りて曰く、朝台來れハ則ち我を苦しめ、去れは則ち思はざる者莫しと、年五十五にして卒す、性寛裕にして華飾を好み、孝謹天至、忠信夙に彰はれ、心を盡して上に奉す、未だ嘗て機事を洩らし、特に文徳帝の爲に信任せられて、寵待優遇を蒙り、内外の事悉く委ねて之を決せしめられじと云ふ。

(教訓。之。の。ほ。運) 世の進むに従ひて、學者の事業も亦自ら繁錯なるに赴き、相競ふて一派を立て一流を開く者の多きは、良繩の時代に於ける比にあらず、されば學者間の意見を殊にし主義を異にするは、勢ひ免れざる所なり、此際に處するには、最も恭謙公平の心情を以てせざるへからず、假令學理論旨の如何を論争する事あるとも、延ひて人身上の毀譽褒貶に亘らざる様教訓すべし、是れ最も學者の用心すべき所なり。

(又曰く) 輓近青年社會に於ける風儀を見るに、行儀作法を目して世に益なき物とし、亂雜放縱なる行爲多きは、豈亦思はざるの甚しき者ならずや、スペンサー氏の社會進化論に、政治宗教すら成立せざる蠻民の集合部落にも、亦自ら相互に於ける禮儀作法の存するを見ると云へり、況々文化の民たるに於てをや、吳れくも禮儀あつて始めて社會の安穩あることを知らしめ、以て我か君子國の美を損せしむることなかれ、良繩の如き其禮讓を守りしによりて斯る美名をも得たるあれ。

(應用問答)

○人の意見合はざる時は如何すべきや……穏かに其理非を辨するは、固より妨げなしと雖も、強ひて他人をして屈服せしめんと欲すべからず、若し然らんには、言論或ひ極端に走るの失あらん、苟も我か言ふ所にして理あらは、遽かに忿争せずとも、彼れ必ず何時しか之を

悟るの日あらん

◎綾部道弘其子ニ美服ヲ着セシメザリシ話

綾部道弘性甚ダ奢侈ヲ惡ム、或人其子ニ贈ルニ美服ヲ以テス、道弘之ヲ着スルヲ肯ンゼズシテ曰ク、先考貧苦ノ間ニ世ヲ終ヘラレタリ、吾亦漸ク多年ノ辛苦ヲ經テ、君公ノ恩惠ヲ受け、俸祿ヲ辱フシ、以テ汝等ヲ養育スルヲ得レバ、人情トシテ儉ヨリ奢ニ入ルハ易ク、奢ヨリ儉ニ入ルハ難シ、我爰ニ慮ル所アリテ、汝等ニ美服ヲ着セシメザルナリト、語ニ曰ク儉以テ家法トスルハ禮ナリ儉以テ子孫ヲ訓スルハ智ナリト

(備考) 綾部道弘は豊後杵築の儒なり、其の先は丹波綾部より出づ、因て氏とす、道弘年八歳にして叔父の家より往く、家人其の幼弱を侮り、待つよ禮を以てそき、道弘憤懣して夜を冒し、里餘の曠野を経て家に歸る、父母其の豪膽なるを異とす、試みに古文數百言を授く、一讀をされさ復た忘れず、人と爲り峭鯛にして議論屈する所なし、而して内ハ親戚

に敦く、外ハ朋友に信あり、故を以て初めは衆人其嚴を憚かれども、久しう其の恩に服す、稱して其郷の伯夷と言ふ、以て其性行を察へら、元祿十三年口疾を得て歿す、年六十六

(師父の心邊) 落花流水自ら情あり、人生豈亦妖魔の爲に一身を誤らざるを期せんや、殊に修學上に鞅掌すべき青年時期に於て、此累最も多じとも、是れ畢竟金錢衣服の隨意なるに由ること多し、然るに已れの愛兒をして他に遊學せしむるや、旅中の情を慰せんためなど、餘計の金錢を支給し、或は絹布の衣類を整へて之に給する者あり、是れ慈親の情としては、さもあるべき事なれども、蓋し亦思はざるの甚しきものなり、修學中ハ如何なる衣服を纏ふとも、之を以て其の身を輕重すべき者にあらず、唯夫れ暑寒を防ぐに足るの綿服を着け、強健以て其の業に堪えしめは可なり、是れ無情なるに似たりと雖も、其實ハ真正ある親愛の情に適ふ者と謂つべし

(應用問答)

○衣服に關する心得如何……衣服を儉素にしてかさりすくなく、よのづねにしていやしからざるがよし、又貧しき人も、勉めて潔く、あかつきけがれざるを用ふへし、富める人も美麗を好み、無用の服を多くそべからず、又甚だ質朴に過ぎて、けがらはしく鄙野あるもあし、とは、貝原益軒先生の戒められたる言なり、誰しも之を守らば過ちなかるべし

(◎中島彌五兵衛長壽ヲ保ナシ話)

中島彌五兵衛ハ埼玉縣入間郡所澤町中島熊吉ノ曾祖父ナリ、天明八年八月テ以テ生ル、性清淨潔白ヲ好ミ、夏ハ常ニ水浴テナシ以テ身體ヲ清メ、暇アレバ則テ庭園ニ出デ落葉ヲ掃キ、樹木ノ手入ナシテ心神ヲ慰メケリ、斯クノ如ク平生身體ノ攝養ニ力ムルヲ以テ、酒ヲ飲マズ煙草ヲ口ニセズ、食物ハ適宜ノ度ヲ計リ、決シテ飽食スルニ至ラス、是ヲ以テ幼

(應用問答)

○一身を攝養する心得如何……飲食を節し身體を清潔にし、適宜の勞働を爲し、以て攝生の法を守るべきは、是れ我が身の爲め而已と思ふべからず、蓋し一身を毀傷せば、則ち父母に孝なる能ハず、身體健康あるにあらざれば、則ち國家の爲に盡すこと能ハざるか故なり

(◎彦根侯奢侈ヲ禁セシ話)

彦根ノ城主井伊直孝ニ加封ノ恩命アリシ時、衣服ヲ掌レル侍臣ノ申シケルハ、是マテハ御領地モ少キノミナラス、扶持シ給フ兵士モ多カリシ故ニ、自然衣服ノ類ニ粗品ヲ用ヰサセ給ヒキ、今ハ加封アリテ既ニ大國

ノ領主ニ成ラセ給ヒヌレバ、身ノ表トモ申スヘキ衣服モ、爾來精品ヲ用
井サセ給フヘキト勿論ナルヘン、因テ織屋等ヘ此旨ヲ申シ渡シ候ハント、直孝大ニ氣色ヲ變シ、且嘆息シツ、儲モ々々、其方ドモハ今マデ頼母
シキ者ナリト思ヒ居リシニ、危キ心ヲ持ケタル者カナ、今御加増ヲ賜ハ
リテ大國ノ主ニナサセ給フハ、吾等ニ美服ヲ着ヨトノ上意ニハアラズ、
多クノ精兵ヲ養ヒ國家ノ用ニ供フヘキニ外ナラズ、サレバ衣服ナドモ
愈々益々粗品ヲ用井ヨト云フベキ筈ナルニ、今此言アルハ何タル事ゾ
ヤ、嗚呼世ハ末ニナリキト云ヒテ、潛然涙ヲ流サレヌ、時ニ膳部ヲ掌レル
侍臣モ、珍味ノ獻立ヲ書キテ懷中シ居タリシガ、侯ノ言ヲ聽キテ、時宣惡
シト思ヒ、其儘引キ退キテ、御膳ハ今迄ノ通り仕ルベキカト申セシカバ、
直孝モ笑ヒナカラ、前車ノ覆ヘルハ後車ノ戒ト云ハレシトナン、語ニ曰
ク人ノ最モ去ルベキ者ハ、驕奢ナリ、驕奢ハ百殃ノ基ナリト
(教訓占の注題) 衣服の華美を慎しむべきは、今更云ふまでもなき

事なれど、さればとて汚れたる衣服を着くるは宜しからず、是れ其身
の健康に益なきのみならず、人に對するに於ても亦不敬たるべけれ
はあり、蓋し其身相當の衣服を着け、容儀を整ふべきことは、一身を保
持する上に於て、大切な心懸なりとす

(應用問答)

○人と會食する時の心得如何……物を飲み物を食ふに際し、音を
爲さしめざる様注意すべきは勿論、一たび口中に入れたる物は、再び
吐き出す可らず、又飲食物の中に、他物の混トある時は、人に知れざる
様、静かに取り除くべし、是れ其人をして不快の感あらしむればなり、
又相手の人より早く食事を畢るべからず、是れ其の人をして飲食に
安からしめざる憂あれはなり

(◎藤治遺金ヲ其主ニ返セシ話)

藤治ハ信濃國小縣郡沓懸村ノ者ニシテ、全郡馬越村惣兵衛方ニ馬子奉

公ナナシ、毎日旅客ノ荷物ヲ馬ニテ運コト力タリ、或日常ノ如ク街道ニ出デ客ヲ待テ、約整ヒテ松本領ノ飛脚三人ノ荷物ヲ馬ニ負ハセ、上田ノ原町ナル旅舎ニ送リ届ケ、歸路諏訪村ヲ過キリ、路傍ノ茶屋ニ憩ヒテ、馬ノ沓ヲ改メシニ、不圖馬ノ腹掛ニ十四五兩モアランカト覺ユル財布ノアルヲ見出セシカバ、馬ヲバ其家ニ預ケ置キ、急ギ歸リテ主人ニ示セシニ、是レ汝ノ律義ナルニヨリテ天ノ賜フ物ナラント云ヒシカド、藤治ハ決シテ濫リニ受クベキモノニ非ズ、遺失者ハサゾ迷惑セルナラン、察スルニ彼ノ飛脚ノ遺セシ者ナルベシトテ、直ニ其跡ヲ尋チシカド、夜モ既ニ深更トナリシカバ、翌朝未明ニ起キ出テ、彼ノ飛脚ノ跡ヲ逐ヒシニ、飛脚モ此事ヲ思ヒ出テ、或ハ再ヒ得ルモアラントテ歸リ來ルニ逢ヒシカバ、其旨ヲ語リテ之ヲ渡セシニ、旅客ハ大ニ喜ビ、謝禮ナリトテ金二百文ヲ出セシテ、再三辭ジケレモ、旅客聞キ入レザリシカバ、藤治モ詮方ナク之ヲ受ケシトゾ、頓テ此事領主松平伊賀守ノ聞ク所トナリ

其行ヲ賞シテ金若干ヲ賜ヒシトナン、司馬溫公曰ク儉ナレハ慾寡シト
(疑用問答)

○臨時發見セシ物を取り扱ふ心得如何……途中にて拾ひ物を取り扱ふ心得は、是まで各年級の程度に於て説き示セり、故に復た云はれども地面を掘り或は古き家を解き崩し、或は新地を開くに際し、圖らずも發見セシ財貨あるときは、遺失物を得たると同様、速に之を官署に届け出て、其指圖を受くべし

第六章 他人ニ對スル務

本章を設けたる趣旨及び本章中の各事項を教訓すべき要領等は、第

三年級の部第六章に於て述べたる者に相同ト

◎永田佐吉徳行ノ話

美濃國葉栗郡竹ヶ鼻ニ永田佐吉ト云ヘル者アリ、幼少ノ時父ヲ亡ヒケレバ母ノ爲ニ養育サレケリ、天性至孝ニシテ能ク母ニ事フ、常ニ人ニ語リテ曰ク、父母ハ我ヲ生ミ我ヲ養ヒタマヘルナリ、我既ニ長ズルニ及ビテハ、漸ク老ニ給ヒテ餘命モ多カラ予バ、此世ニ在サン間ハ、子タル者誰人ニ限ラズ、父母ニ孝養ヲ盡サムルベカラズト、又平生心ヲ公益ノ事ニ勞シ、如何ナル物モ無用ニ費サドリシカバ、居村ノ橋梁ニシテ、其損セシモノハ、之ヲ改修シテ石橋トナセシモアリ、或ハ路上ニ穀物ノ散レルヲ見レハ、之ヲ集メ置キテ冬日飢鳥ニ喙バマンメタリ、佐吉尙壯年ナリシ頃、嘗テ尾張ニ行キ或家ニ雇ハレタリシガ、暇アレバ則チ砂上ニ字ヲ書き、或ハ書ヲ讀ムコト好ミタリシニ、全輩ノ惡ム所トナリ、主人ニ讒セラレ遂ニ放逐サレシガ、後ニ其邊リヲ過ルコアレバ、必ス立チ寄リテ主人

ノ安否ヲ尋ネ、物ヲ贈ル、屢ナリシユエ、主人モ其罪ナキヲ覺リテ、大ニ既往ノ非ヲ謝セシトソ、又佐吉ハ綿ヲ賣ルヲ以テ職業トナセシガ、秤量ヲ買フノ餘財ナカリシカバ、常ニ賣ルトキハ買フ者ノ爲スニ任セ、買フヰハ賣ル者ノ爲スニ任セ、少シモ異議ヲ唱フルコナク、況シテ猜疑心ナト敢テ挾マサリシカバ、人々其廉潔ナルニ感シ、争ヒテ佐吉ノ店頭ニ集ヒケレハ、漸々富有ノ身トナリニケリ、佐吉或ル年近江ヨリ金ヲ齎ラシテ歸ル、途中ニテ盜賊ニ逢ヒシカバ、惜氣モナク金員衣服マテモ與ヘ、然ル後竹ヶ鼻ニ出ツルノ道ヲ案内セントヲ求メシニ、賊ノ一人訝リタル様ニテ、若シ然ラハ足下ハ佐吉殿ニ非ズヤト問シカバ、佐吉ハ然リト答ヘシニ、賊ハ互ニ顔見合セ、異口同音ニ、嗚呼我等ノ爲ニハ無比ナル仁者ヲ侵セシコノ愚サヨトテ、皆々低頭平身シテ其奪ロシ物ヲバ返シテ立ナ去リケリ、是其平日ニ於テ佐吉ノ善行多カリシヲ知ルヘシ、領主其殊勝ナルヲ嘉ミシテ米若干ヲ下シ賜ヘリ、寛政元年八十九歳ニテ病死

セシトゾ、語ニ曰ク善ハ以テ自ラ益シ惡ハ以テ自ラ損スト

(應用問答)

○商業を爲す者の心得如何……商業は固より利を謀るを以て目的とするか故に、利殖の道に熱心なるべきは勿論なれども、決して不正不當の利益を貪るべからず、古人も、理に逆ひて得たる財貨は、其家の幸福とならずと云へることあり、成るべく正當の手段に依りて商利を謀るへし

(◎加藤嘉明瓊器ヲ破リシ話)

豊臣秀吉ノ臣ニ加藤嘉明ト云ヘル人アリ、智勇兼備ノ大將ニシテ、部下ヲ御スルニ仁恕ヲ以テス、一日客ヲ饗セシ時、其愛スル所ノ瓊器十箇ヲ出タス、侍臣誤テ其一ヲ破リ恐惶罪ヲ待ツ、嘉明之ヲ聞キ、召シテ曰ク、人誰カ過ケ無カラん、汝既ニ之ヲ改ム、以テ罪ト爲スコト勿レト、且其餘ノ九個ヲ取り、盡ク之ヲ粉碎シテ曰ク、吾以テ怒ヲ泄ラヌニアラス、若シ此

器ヲ存シ置カハ、之ヲ見ル毎ニ輒ナ日ハシ、某年某日某誤テ其一ヲ破ル、故ニ全數ニ盈タスト、既ニ此器ヲ以テ人ノ過ヲ致セリ、而シテ又其名ヲ後來ニノコスハ余カ甚タ快シトセサル所ナリ、故ニ今其源ヲ絶ケ以テ自ラ戒ムルノミト、是ヨリ復タ器物ヲ愛重セサリシト云フ、語ニ曰ク君子ハ人ノ美ナ成シ人ハ惡ナ成サスト

(傳) 加藤嘉明、本名は茂勝、小字は孫六、參河の人なり、年甫めて十二、長濱の馬販と爲る、天性膽畧に富み且膂力あり、眼光人を射る、年少にして駄馬に熟す、十五歳に及び、馬を牽て岐阜に至り、活らんことを求め、加藤景泰に謁して能く獣馬を駄す、景泰愛惜して之を秀吉に推舉す、其行爲敏捷にして能く秀吉の意に協ふ、賤獄の役に七本槍の一に列す、元和九年從四位下に叙せられ、寛永四年二月封を會津四十萬石に轉ト同八年九月卒す年六十九

(應用問答)

○器具を取り扱ふ心得如何……其形小さくして而して重き物あり、或は其質堅くして却て脆き者あり、故に凡て器物を取り扱ふには、成るべく雙手を以てモベシ、隻手を以て輕卒の取扱を爲すべからず、是れ獨り其物を大切にするの謂而已ならず、起居動作の容儀上にも關する所あれはあり

◎澤井智明仁慈ナリシ話

天明寛政ノ頃西京ニ澤井智明ト云ヘル人アリ、道學ヲ好ミ栗田流ノ書ヲ能クシ、且慈愛ノ心深キ人ナリキ、平素其身ヲ處スル甚タ質素ニシテ、力メテ冗費ヲ蠲キケレドモ、サレバトヲ吝嗇ナルニアラス。常ニ貧民ヲ惠ムヲ以テ最上ノ樂トセリ、文化年間、攝津河内ノ兩國洪水汎濫シテ人民飢餓ニ苦ミシ時、數多ノ金銀ヲ散シテ之ヲ救助セリ、又冬季劇寒ノ候ハ、毎夜金ヲ懷ニシテ、京洛内外ヲ徘徊シ、貧家ヲ見ルキハ、金ヲ投シテ去ル、人其誰タルヲ知ラス、相傳ヘテ曰ク、神アリ金銀ヲ投シテ窮民ヲ救フ

ト、然ルニ其後誰云フトナク、自然ニ智明ノ行ナルヲ知リシカハ、人々其篤志ニ感セヌ者ナカリケリ、斯クテ此事官ニ聞ヘケレハ、金ヲ賜ヒテ其德行ヲ門闈ニ旌表スルニ至レリ、又智明ハ鴨河ノ東三條ヨリ大津ニ至ルノ道路、砂石甚タ多ク往來不便ナルヲ以テ、常夜燈ヲ設ケ夜中通行ノ便ヲ開キシモ、尙之ニ安ンセス、巨額ノ金ヲ投シ、率先シテ義金ヲ募リ、自ラ工夫ヲ督シテ亂石ヲ去リ、高キヲ削リテ低キヲ埋メ、二年ヲ經テ其工ヲ竣ヘタリ、是レヨリ道路平坦トナリ、交通ノ便大ニ開ケシカハ、官復タ金ヲ賜フテ其功ヲ賞ス、其他人の危急ヲ救ヒ、廢家ヲ再興セシメタルナド、善行舉ケテ數フルニ違アラス、其頃清閑寺ノ住職ニ智眞トテ道德高キ老僧アリシカ、智眞ノ善行ヲ慕ヒ、一日其家ヲ訪ヒシニ、折節智明ハ張籠ヲ查閱シ居タリ、智眞一言ノ挨拶モナク、突然間テ曰ク、足下ノ手ニセラル、物ハ何ナリヤ、又何ノ用アルモノゾト、智明笑テ曰ク、是レ大般若經ナリ、此大般若經ハ、能ク家族ノ口ヲ糊シ、又貧民ヲ救フヲ得ベシト、

蓋シ理財ノ張薄タリシナリ、智眞大ニ其德行ヲ賞シ、談話數刻ニシテ去
リントソ、智明生前ノ善行斯ク多カリシカハ、其歿スルヤ、會葬セシモノ
千ヲ以テ數フルニ至レリ、語ニ曰ク徳ヲ施シテハ徳トセサルヲ貢ブト
(續考) 智明の祖先は、江州高島の人にして、大黒屋傳兵衛と云ひ、其
始め京都大路第三橋の傍に商店を開けり、其頃は此邊一帯を繩手堤
と云ひて、一戸の家もなかりしが、其後追々に開け遂に市街となるに
至れり、智明は實に九世の孫にして、其家代々繁昌し、仁慈を以て毎に
著はれ、別家數十に及ぶ、三條より以南二町の間大黒屋を稱する者頗
る多し、官特にその町名を大黒町と稱せしむ、大黒屋の家法の他に異
なる所は、婦婿奴婢に至る迄、悉く高島の人を用ゐしにあり、蓋し是其
祖先を忘れざらんか爲なりしと云ふ。

(教訓との法違) 本項の事實は仁恤を中心とした者なれども、公益
を謀れる事蹟亦之によ伴へり、故に第八章に於ける趣意の材料となす

ことを得へし、蓋し一人の事蹟を以て、各般の趣意に分ち教ゆるは、實
に材料の融通を爲す者と而已見做すへからず、一人にして云々の美
舉あり、云々の善行あるなど、種々の徳義を兼ね備へたる事を知らし
むるは、德育上最も有益なる者なればなり

(應用問答)

○人世何を以て最大の樂とすへきや………人の不幸を憐み之を救
ひ之を惠み、其心を安んせしむるを以て最も樂むへき事とをべし、是
れ仁人君子の常に欲する所なり

◎義齋能ク窮民ヲ救助セシ話

義齋ハ加州ノ人ナリ、幼ヨリ醫ヲ學ビ、後京師ニ來リテ業ヲ修ム、少壯ノ
頃ハ諸所ヲ歷遊シ、足跡天下ニ遍カリシガ、年老ルニ及ヒテ、某侯ノ聘ス
ル所トナリ攝州麻田ニ居ル、性來慈愛ノ心深カリシカハ、貧民ノ病ニ罹
レルトキハ、無報酬ニテ診察シ、藥ヲ施與スルナド、力ヲ盡シテ之ヲ扶助

ス、嘗テ侯ノ病ヲ診察セシニ、侯其衣服ノ汚レタルヲ見テ、時服一領ヲ下シ賜フ、義齋恭シク之ヲ受ケテ退ク、斯クテ家ニ歸ル道スガラ、乞兒ノ病ニ惱メル者ニ逢ヒシカハ、藥ヲ與ヘテ懇ニ介抱シ、且嚴寒ニ際シテ單衣ヲ着クルノミナルヲ見、愛憐ノ情ニ堪ヘス、侯ヨリ下シ賜ヘル衣服ヲ與ヘテ立キ去レリ、斯クテ翌朝此邊ヲ過ギシニ、藩士打集ヒテ一乞兒ヲ折檻スルヲ見、之ヲ宥メントテ近ツキケルニ、昨日ノ乞兒ナリシカハ、怪ミテ其故ヲ問フ、藩士ハ憤激シツ、陳辨シテ曰ク、此乞兒ニシテ主君ノ御紋服ヲ着ス、是レ盜メルナラン、因テ斯クノ處置ニ及フナリト、義齋大ニ驚キ、其實情ヲ語リ深ク已カ粗漏ノ罪ヲ謝シ、更ニ我カ衣服ヲ脱キテ乞兒ニ與ヘ、ソノ纏ヒシ者ヲ取りテ吾カ身ニ着ケ、毫モ之ヲ厭フ色ナカリシカハ、見ル人其慈愛ノ心深キニ感セヌモノナカリケリ、語ニ曰ク人ニ失意ノ事アルヲ見レハ則チ憐憫ノ心ヲ生スヘシト

(教訓占の注) 主君の紋章の付きたる衣服を着たりとて、之を打

擲するは、甚た不都合なるか如しと雖も、昔日の事情を審かにせば、必しも怪しむに足らず、蓋し昔日に於ては、君公の紋附たる衣服を着ることは、固より臣民の爲すべからざる所にして、非常の勳勞あり功績あるにあらざれば、紋服を賜はりし事なきなり、故に君公の紋付きたる衣服の如き、甚た之を貴重せし者と知りなば、本項の事實も、さまで怪むへからざるを知るへし

廕用間答

○火災水難等の爲に困窮する者あらは如何……各自の分限に相應して、或は衣服、或は食物、或は金錢等を惠みて同情の意を表すへし

◎堀秀政寛恕ナリシ話

豊臣秀吉ノ臣ニ堀秀政ト云ヘル人アリ、固ヨリ大國ノ領主ニシテ、家來ナド數多召シ使ヘトモ、其身ハ少シモ驕リ傲ラス、能ク部下ノ者ヲ憐ミ勞ハリケレハ、人皆心服シテ能ク仕ヘタリキ、秀政或時旅行セシニ、荷物

チ擔キタル人夫、其荷ノ甚タ重クシテ、持ツニ堪ヘストカコツヲ、荷物運搬係リノ者、之ヲ聞咎ヤ、ヨハ人夫ノ懶ケテ斯ク云フナリト、頻ニ責メテ必ス之ヲ擔行セシメントス、秀政自ラ其荷物ヲ持テ試ミテ曰ク、我カ力此人夫ニ勝ルト雖モ猶ホ且重シ、況シヤ尋常ノ筋力アル人夫ニシテ此荷物ヲ重シト云フハ當然ナリトテ、他ノ人夫ニ分テ運ハシメントソ、又或時出陣ノ際ニ、旗ヲ持ケタル雜兵、足早ニ急キタレモ、秀政ヨリモ遙カニ後レタリ、人々之ヲ見テ、如何ナル呵責ニ逢フナラント氣ノ毒ニ思ヒ居タリシニ、秀政篤ト思案シテ、此ハ我カ乘リシ馬ノ餘リニ早キ故ナリトテ、其翌日ハ足ノ遲キ馬ニ乗り換ヘタレバ、旗持モ後ル、トナキニ至リシトゾ、秀政ノ部下ヲ御スルヤ、概チ斯ノ如ク已レヲ推シテ能ク憐ミテ加ヘケレハ、世ノ人皆秀政ヲ敬稱シテ名人太郎ト云ヒケルトソ、名人トハ蓋シ優レタル人ト云フノ意ナリ、語ニ曰ク寛大ハ量アリテ仁惠ヲ好ムハ事ニ處シ物ニ接スルハ善キ術ナリト

(傳身軒) 堀秀政は美濃の人なり、小字ハ菊千代、更に久太郎と改む、後ち去りて羽柴秀吉に依り織田信長に仕ふ、後ち秀吉越前を割きて北莊の邑二十九萬石余を與ム、秀吉の小田原を征する際、秀政右軍の長となりて軍に從ひ陣中に卒モ、年三十八、秀政の國を治むるや、奇法を削り煩則を除き、悉く舊弊を革め、仁を布き惠を施す、是に於て四民萬歳を唱へ、政治遂に北陸に冠たるに至る、世人秀政を目して品行左衛門と呼び、其卒するや上下之を哀惜せざるなし、豊閻嘗て評して曰く、天下の權柄を託すと雖も、毫も過謬ある者は其れ唯た秀政なる平と以て真人となりを知るへし

(教訓立の法要) 昔日は軍旗を目するに、單に其の徽章とするに止まりシ者なれども、今日に於ては大に其趣を異にする、故に事の序に現今の軍旗に關する注意を述ふヘシ、抑も軍旗には分隊旗、大隊旗等種々あれども、就中聯隊旗を以て、最も貴重なる者とをす、此の旗に對し

では、恐れ多くも天皇陛下すら町喧に敬禮を爲し給ふものなり、然るに我が國民の之に對して冷淡なるは、未だ國民皆兵主義の善ぬからざるに因るか、歐米にては此旗を捧持して通行するに逢へば、人皆脱帽して敬禮を表すと云へり、我が國民たる者亦多少この心得無かるへからず

(又曰く) 聯隊旗は硝煙鋒頭の爲に、如何ほど毀損するとも敢て之を繕はき、是蓋し千軍萬馬の間を馳驅したる経験の多さ証として貴重する所以なり、されば其破損の甚しき者に至りては、僅々數寸なる布帛の殘片と一等の旗柄とを存する者あり、而して敢て之を修繕せざるなり

(應用問答)

○人と共に事を執る時の心得如何……己れ強健ありとて人の疲るゝを笑ふ可らず、又自ら事の易きを取りて、難きを人に課すべから

そ、殊に老人などに對しては、最も此注意なかるへからず

第七章 身ヲ立テ家ヲ興スノ道

本章を設けたる趣旨及び本章中の各事項を教訓すべき要領等は、第三年級の部第七章に於て述べたる者に相同志

◎荻生徂徠學ニ耽リ新年ノ禮ヲ忘レシ話

荻生徂徠ハ通稱ヲ總右衛門ト云へり、其姓物部ナルヲ以テ物徂徠氏稱ス、性敏捷ニシテ幼ヨリ學ヲ好ム、父ノ方庵ハ幕府ノ醫官タリ、延寶年間罪アリテ上總ニ配流サレケレハ、徂徠モ之ニ從ヒテ赴キシカ、僻邑ニシテ買フニ書ナク、學ブニ師ナシ、往來スル者ハ唯漁童ノ輩ノミ、方庵其子

チ養育スル地ニ非サルヲ知レトモ、罪アル身ノ悲シサハ別ニ其詮ナカリケリ、徂徠嘗テ父ノ行李中ヨリ大學諺解ヲ得テ、日夜之ヲ研究ス、後十三年ヲ經テ、父ノ方庵赦免ニ逢ヒテ江戸ニ歸リシガ、此時徂徠ハ既ニ學者タルノ名聲ヲ得タリ、其後兵學ヲ以テ柳澤氏ニ仕フ、徂徠別ニ一見議ヲ立テ、從來腐儒ノ弊ニ習ハス、議論文章共ニ一世ヲ聳動ス、其學ヲ修ムルヤ、常ニ時間ヲ惜ミ、黃昏ニ至レハ、擔下ニ出テ、書ヲ讀ム、擔下又字ヲ辨セサルニ至レハ、燈下ニ就テ書ヲ閱ス、服部南郭ハ徂徠ノ高弟ナリ、嘗テ新年ニ當リ年始ノ禮ヲ述ヘン爲、元日ニ徂徠ノ宅ヲ訪問セシニ、徂徠ハ垢衣蓬頭、机ニ倚リテ孫子ヲ讀ム、南郭ノ來ルヲ見、縷々兵ヲ談シテ止マス、南郭遂ニ賀儀ヲ述フル能ハスシテ去レリトソ、慎思錄ニ曰ク志アル者ハ日ハ短キナ惜ムト

(續。考) 荻生徂徠は鴻儒なり、名は雙松字は茂卿、徂徎は其號、通稱は總右衛門、江戸の人其の先は參河國荻生に居る、因て氏とす、姓は物部

故に署して單に物とも稱す、徂徎生れて岐嶷、五歳にして字を識り、十餘歳にして能く文辭を屬す、人と爲り英氣豪邁、卓犖不羈、眼一世を空ふも、而して其の後進に於けるや、苟くも一長一技ある者は、齒牙を惜まぞ噴々稱揚す、其學ぶ所汪洋浩博にして、雅樂象胥より軍旅法律等に至るまで、兼ね綜へざるなし、初め柳澤侯の故を以て屢々將軍綱吉に見えて經史を辨論す、綱吉賜ふに葵章の衣服を以てす、其後將軍吉宗命して六諭衍義に句讀を附せしむ、其成るに及ひて亦衣服を賜ふ、享年六十三にして歿す、著書頗る多し

(應用問題)

○修學上時間を利用する心得如何……十二分なる時間を以て事を成すは、常人も亦能く之を爲す、苟も人よ秀つべき勉強を爲さんと欲せば、寸時一刻たりとも空しく経過すること無く、必ず其時間を利用して、以て其業を勉めざるへからず

◎ 源義家ノ兵法ヲ學ビシ話

八幡太郎義家、奥州ニ於ケル前九年ノ戰終リテ都ニ歸リシ後、一日關白藤原賴通ノ許ニ詣リテ戰爭ノ狀ヲ聞話ス、大江匡房別室ニ在リテ之ヲ聞キ、義家ハ秀才アル大將ナレドモ、未タ兵法ヲ知ラス、誠ニ惜ムヘキコトナリト私語ス、義家ノ從者微カニ此言ヲ聞キ、大ニ憲リ、我カ主人ヲ指導テ未タ兵法ヲ知ラスト云フ、實ニ憎ムヘキ奴ナリトテ、義家ノ退出ヲ待テ、具ニ之ヲ告ク、義家少シモ怒ラス、ソハ必ス故アルナランドテ、直ニ匡房ノ家ヲ訪ヒテ、其弟子トナリ兵法ノ指南ヲ受ケタリ、斯クテ後三年ノ戰ニ、義家羽後ノ國金澤城ヲ攻ムルニ當リ、一行ノ飛雁苑田ニ下ラントセシカ、俄ニ驚キテ行ヲ亂シ、散々ニ飛ヒ去レリ、義家之ヲ見テ、雁行ノ亂ル、ハ伏兵ノアルニ因ルトテ、先年匡房ノ指教セシヨトヲ思ヒ出テ、四面ヨリ其田野ヲ取り捲キテ搜索セシニ、果シテ伏兵ノ在ルヲ知レリ、義家直ニ之ヲ討テ拂ヒテ城中ニ攻メ入り終ニ大捷ヲ得タリ、其時義家

衆ニ對ロテ、吾レ前キニ匡房ノ教ヲ受ケスンハ、殆ト危カリシナラント云ヒケルトゾ、大和俗訓ニ曰ク、問フト思フトハニツハ理ヲ窮メ智ヲ明カニスルノ道ニシテ學ハ要ナリト

(備考) 義家は伊豫守賴義の長子なり、小字は源太、七歳のとき元服を石清水宮に加ふ、因て八幡太郎と號す、人と爲り武勇明決、最も騎射に妙なり、天仁元年卒す年六十八、義家英畧世を蓋ひ、機智神の如く、趨捷絶倫なり、又和歌を善くす、後世源氏の起るは、義家の士民を愛撫すること深きに因ると云ふ

(教訓との対比) 貝原益軒先生の言は曰く人我れを謗らを謗る者をとがむべからず、我が身の上に省みて求むべし、我が身に一分のあやまりありて、人我を謗る事十分ありとも、我があやまりより起りし事なれば、恨むべからず、我が過ちをせむべし、是れ謗をやむる道あり、さもなくて、人を咎め人を恨みて、我に求めされは人の謗りはやむべ

からをと、義家の如きは能く他人の言を容れて、能く其身の難を済ひ得たる者と謂ふべし、願くハ誰しも斯る雅量のあらんことを訓養すべし。

(應用問答)

○修學上理解し難き者あらは如何……修學上に於て最も不利なるは、間ふ事を耻つる者是なり、古人も間ふことの多きに從ひて、其智を増すも亦多しと云へり、されば勉めて質問するを善しとす。

(◎登蓮法師時間ヲ惜ミシ話)

昔レ登蓮法師ト云ヘル人アリ、嘗テ衆人ノ集會セル席ニ臨ミシカ、四方八方ノ話ノ末、偶々解シ難キ事ノアリケレバ、其坐ニ居合セタル一人ガ、某寺ノ主僧ナラハ能ク此事ヲ知レリト云フ、登蓮法師サラバ吾レ今ヨリ其寺ニ行キテ教ヲ受ケント云フ、時ニ一天搔キ曇リ大雨降リ來リケレハ、他ノ人々ハ斯ノ如キ大雨ヲ冒サヌモ、雨止ミテ後ニ行キ給ヘト引

止メケルニ、法師ハ、イヤトヨ、光陰ハ實ニ惜ムヘシ、今日去レハ復タ再ヒ來ルコトナシ、斯ク貴重ナル光陰ヲ無益ニ費スハ遺憾ナリ、若又雨ノ晴ル、間ヲ待ツ間ニ、我レ死シ彼レモ亦死シナハ、誰カ復タ之ヲ吾等ニ教示スヘキヨノアランヤト云ロテ、直ニ蓑テ着ケ笠ヲ被リ、大雨ヲ冒シテ馳セ行キ、其寺僧ニ面會シ、委シク其教ヲ受ケテ歸リ來レリトゾ、大和俗訓ニ曰ク人ノ智ヲ合セテ我カ智トス、是レ大智ト稱スト

(應用問答)

○質問の心得如何……若し不明瞭の事あらば、直に質問して其疑を去るべし、他日に譲らんなど、猶豫すべからず、若し然る時は、質問する時機を失ひ、或は之を遺忘するおとあるべけれはなり

(◎杉山和一ノ勉強セシ話)

鍼醫山瀬琢一ノ弟子ニ杉山和一ト云ヘルアリ、大和國ノ人ナリ、幼キ時明ヲ失ヒケレハ、江戸ニ出テ、琢一ニ就テ其術ヲ學ビケリ、サレドモ性質

痴鈍ニシテ、初メハ其技甚ダ進歩セザリシガ、日夜刻苦シテ、遂ニ其蘊奥
ヲ極ムルニ至レリ、時ニ將軍徳川綱吉病ニ罹リテ煩悶ス、和一ヲ召シテ
鍼治セシメシニ、頗ル効驗アリケレバ、汝何ヲカ欲スルゾト問ヒ給ロシ
ニ、和一對ヘテ、臣ハ盲目ナルニ因リ、願クハ一ツノ目ヲ得タク存シ候ト
云ヒケレバ、綱吉之ヲ不憫ニ思ヒテ、吾能ク汝ニ一日ヲ與ヘントテ、宅地
ヲ本所一ツ目ノ里ニ賜ヒテ、祿五百石ヲ與ヘラレケルトゾ、其後關東ノ
總檢校トナリテ、大ニ其術ヲ國中ニ擴メタリト云フ、貞原益軒曰ク、此身
再ビ生レズ空シク、一日ヲ過ス可ラスト

(續。志) 杉山和一、初の名は養慶、大和の人なり、幼にして明を失ひ江
戸に來り、鍼術を檢校山瀬琢一に學ふ、然れども性鈍にして技進む能
はず、屢々其師の爲に逐はる、因て京師に往かんとして、江の島天女の
祠を過ぎ、乃ち斷食七日、身を贅にして以て成業を祈る、一夕、困倒す、忽
ち人あり、一物を授く、既にして蘿生し、手中を探るに、鍼と管との如き
なり

(教訓占の注) 五官の内一官を失へる身にして、其の才藝却て衆
人に秀つる者あり、是れ獨り杉山和一のみならず、槁保巳一の如き、其
他尙ほ往々にして之れあり、不具者にして既に斯くの如し、五官満足
の身に於ては、猶更之に恥ぢざるやう、勉め勵ましんはあらま、併し斯
ることをば、空しく口頭のみにて云ひ聞かすとも、或は其の効應薄か
らん、因て或る教育者は、盲生聾生などの手に成りたる文書、繪畫、編
物、彫刻物、裁縫物等を取り集め、之を示して以て獎勵の具とあら、大に
其の効果あるを見たりと云ふ、是亦教育方便上の参考たるべきによ

り茲に記す

(應用問答)

○修業の志を一にすべき所以如何……其志す所定まらずして、或は農或は商或は工たらんと欲し、昨は甲の學校に入り、今は乙の學館に就くか如き、常に變遷極りなくんは、到底何事をも爲すもと能はずして空しく奔走に疲れ、世の物笑ひとなるへければなり

第八章 社會ニ對スル務

本章を設けたる趣旨及び本章中の各事項を教訓すべき要領等は、第三年級の部第八章に於て述べたる者に相同ト

◎村上清次郎公益ヲ起セシ話

村上清次郎ハ播州多可郡石原村ノ人ナリ、丹波國氷上郡ヨリ播州高砂ニ注ケル丹波川ノ流域中、播州加東郡多井田村ト上瀧井村トノ中間ニハ、大少巨多ノ岩石河中ニ屹立シ、流水爲ニ激シ、舟筏ヲ行ルニ不便ナルヲ憂ヒ、如何ニモシテ此岩石ヲ除キ、舟筏ノ通行ヲ自由ニシ、運輸ノ便ヲ開カシモノナト思ヒ、遂ニ自ラ奮セテ岩石截開ノ事業ニ當リ、刻苦勉勵一年許ニシテ其功ヲ終ヘ、衆庶ノ爲メ行通ノ便ヲ開キシカバ、官大ニ其行ヲ賞シ、金若干圓ヲ賜ハリシトナン、語ニ曰ク善ヲ行フコト屢々ナレバ、善ヲ行フノ念愈々深シ故ニ仁者ハ其心樂キヲ覺ユト

(應用問答)

○公益たるべき事業如何……固よミ一にして足らずと雖も、今其の普通なる者を舉ぐれば、道なき所に通路を開き、或は嶮路を平にし、或は河流に橋梁を架し、或は荒地を開墾し、或は學校の如き公共の建

物を設け、同胞共有的爲に樹苗を栽培し、魚卵を繁殖せしむるなど、其他公共の事業あるに際しては、各自之を助けざるべからず。

◎桑原平七善行ノ話

平七ハ豊後國大分郡府内ノ人ナリ、極メテ溫順寡默ノ性質ニシテ、幼ヨリ質素チ尙ビ、專ラ儉約チ旨トシ、年末ニハ多少ノ餘財ヲ積ミテ別ニ貯ヘ置キ、之ヲ基本金トシテ窮民救助ノ資トセリ、又遊惰ニシテ貧困ニ陷ル者アレバ、懇篤ニ説キ諭シテ金ヲ貸シ正業ニ就カシメテ其家ヲ興スノ類最モ多カリキ、中ニハ其借りタル金ヲ空シク費シテ、益々貧困ニ迫ル者アレバ、是未ダ我ガ精神ノ至ラザル所ナリトテ、其責ナ一身ニ反省シ、敢テ人ヲ咎メス、一入力チ盡シテ説諭セシ故、其恩チ慕ヒ德ニ懷ク者頗ル多キニ至レリ、又心學道話ナ好ミ、時々市中ノ年少者ヲ集メ、善惡正邪ノ道ヲ説キ教ヘ、專ラ善行ヲ勸メテ始終怠ラズ、溫厚篤實ヲ以テ交ハル、此事上聞ニ達シテ若干ノ賞金ヲ賜ハリシトゾ、語ニ曰ク富ハ屋ヲ潤、

フシ徳ハ身ヲ潤フスト

(總用問答)

○身自ら公益を起し得る時は如何……資産豊かならざるか爲、或は其他已むを得ざる事情あるか爲、自ら進みて公益を起すことを能はざる時は、公益たる事物を損害せざる様に注意すべし

◎安松金右衛門水路ヲ開キシ話

松平信綱武州川越ヲ領ス、邑ニ野火止ト云ヘル所アリ、地味瘠鹵ナル上ニ、水利乏シク土地乾燥ナリシカバ、全村爲ニ不利ヲ蒙ルコト少シトセス、代官安松金右衛門建議シテ曰ク、新渠ヲ開鑿シテ玉河ノ水ヲ引キナバ、多クノ稻田ヲ開墾スルヨトヲ得ベシト、信綱其ノ費用ヲ問フ、對ヘテ曰ク、三千金アラバ事足ルベシ、信綱曰ク、顧フニ吾レ永ク此地ニ留マルモノニ非ズ、然レモ三千金ヲ以テ不朽ノ公益ヲ起スヲ得バ、亦止ムベキニアラズト、遂ニ命シテ工事ヲ起サシム、是ニ於テ金右衛門工夫數百人

テ督シ、渠ヲ鑿ツコト十六里、小川村ヨリ始マリテ新河岸ニ終ル。工事既ニ落成スルモ水到ラズ、信綱怪ミテ金右衛門ヲ召シ之ヲ詰ル、答ヘテ曰ク、臣モ亦其理ヲ解セズ、願クハ明年ヲ待タント、翌年ニ至ルモ水尙水到ラズ、信綱又金右衛門ヲ責メテ曰ク、汝特ニ地勢ノ高低ヲ察セザルノ罪ナリト、金右衛門曰ク、否ラズ、臣今ニシテ悟ル所アリ、古語ニ曰フ、河潤九里ト、野火止ノ地タル武藏野曠漠ノ中ニ在リテ、土地乾燥シ風塵埃ヲ吹キテ座ニ満ツ、客至レバ輒チ席ヲ掃フヲ常トス、今年ニ至リテハ然ラズ、諸菜類ノ繁殖スルコト亦前日ノ比ニプラズ、是レ玉川ノ水氣、新渠ノ爲ニ導カレテ地層ヲ潤フスニ因ルコト明ナリ、思フニータヒ大雨ノ爲ニ水路ヲ誘キ開クニ至ラバ、水必ズ至ラント、果シテ明年一夕大ニ雨フル、俄ニシテ奔流怒漲、十六里ノ間一時ニシテ盈ツ、信綱喜ビテ曰ク、金右衛門三年ノ久しきキヲ歷テ其志ヲ挫カズ、詢ニ感賞スペシト、其祿ヲ増シ顯職ニ登用セシト云フ、呂氏童蒙訓ニ曰ク粗漏ニシテ煩勞ヲ厭フ者ハ事

テ成就セズト

(運用問答)

○事業を起す者の心得如何……宏大の事業を起すに當りては、意外にも種々なる蹉跌に遇ふこと珍らしとせず、故に不撓不屈、倦まず挫けず、能く久しきに亘るの耐忍力なるべからず、然らざれを折角の事業も功を一貫に欠くの嘆あらん

第九章 國民タル者ノ務

本章を設けたる趣旨及本章中の各事項を教訓すべき要領等は、第三年級の部第九章に於て述べたる者に相同ト

◎高虎私怨ヲ棄テ、嘉明ヲ薦メシ話

藤堂高虎ハ智勇兼備ノ大將ニシテ、初メ豊臣秀吉ニ仕ヘシ人ナリ、文錄年中朝鮮ノ役アリ、高虎屢々殊功ヲ著ハス、嘗テ或ル所ニテ韓兵ト戰ヒシ時、加藤嘉明ト功ヲ爭ヒ、其后互ニ睦シカラズ、秀吉薨スルノ後兩人共ニ徳川氏ニ屬ス、偶々陸奥ノ國守蒲生氏郷率シテ後任ナシ、家康乃テ高虎ヲシテ代リテ之ヲ統ベシム、高虎辭スルニ、陸奥ハ樞要ノ地ニシテ、之ヲ治ムルヲ容易ノ業ニアラズ、然ルニ已レ年老ヒ其任ニ堪ユルヲ能ハサルヲ以テス、家康其適任ナル者ヲ間ヒシニ、嘉明ヲ以テ之ヲ薦メシカバ、家康怪ミテ、平素其嫌惡スル者ヲ舉ゲシハ何故ゾト尋子シニ、高虎、サレバナリ、吾カ彼レト睦シカラザルハ私怨ノミ、國家ノ大事ヲ議スルニ當リ、眼中豈亦私怨ヲ存スベキヤト云ヒシカバ、家康大ニ感賞セシトゾ、嘉明モ亦之ヲ聞キ大ニ喜ビ、其后ハ互ニ宿怨ヲ棄テ、共ニ國家ノ爲ニ力ヲ盡シタリトナン、吳懷野曰ク度量大ナル人ハ其福モ大ナリト

(備考) 藤堂高虎は近江の人なり、字は源助、剃髪して白雲と號す、年甫めて十五、姊川の戦に從ふ、成長の後伊賀及び伊勢に轉封し二十二萬九百五十石を食む、加藤清正の卒をるや、其の嗣子幼なり、暫く代りて之を治めしことあり、高虎士を待つ極めて敦厚、若し暇を告げて去る者はあれば、茶を點し且佩刀を與ふ、嘗て令を下して曰く、若し我が爲に殉死せんと欲せば、名を載せて此の函に收むべしと、納るゝ者七十餘名、他日自ら函を携へ、殿中に登りて曰く、臣の衆士偕に死を欲する者此の如し、臣が子孫若し先鋒の命を奉せば、此等の者は皆無貳の功を樹つるの士あり、願くは大命を下して殉死を嚴禁し、以て他日の用に備へんと、乃ち邸に還り悉く其士を召し、謂て曰く、爾等既に誠心を著ハシ、他意なきを知る、而して大命あり殉死を嚴禁す、謹んで違ふおと勿れと、殉死是より止む

(應用問答)

○世の事務を取扱ふ心得如何……親族縁者の因みに依り、或は交際上の親疎に依りて、其取扱に厚薄あるべからず、誰れに對しても、其事の滞滯せざるやう速に處辨すべし。

○幕府法ヲ重ンシテ義士ニ死ヲ與ヘシ話

今ハ昔播州赤穂ノ城主ニ淺野長矩ト云ヘル人アリ、或時幕府ノ殿中ニテ、吉良義英ニ辱シメラレ、憤怨ニ堪ヘズシテ義英ヲ傷ツケ、幕府ノ制規ニ觸レンカバ、切腹ヲ命ゼラレ領地ヲ沒收サル、淺野氏ハ重臣大石良雄深ク義英ノ處爲ヲ憤リ、如何ニモシテ此怨ヲ雪ガントテ、同志ヲ糾合シ或ハ京都ニ或ハ江戸ニ潛ミテ、只管ニ義英ノ隙ヲ窺ヒ時機ヲ待シモ、義英ノ注意オサヘ、意リナカリシカバ、容易ニ發スルヲ得ズ、空シク時日ヲ過セシガ、頃シモ元祿十四年十二月十四日大雪ニ乘シテ、良雄等同志ノ面々四十六人、義英ノ邸ヲ襲ヒ其首ヲ得テ、主君ノ菩提所ナル高繩泉岳寺ニ詣テ、靈前ニ之ヲ手向ケ、然ル後町奉行所ニ自首ス、幕府之ヲ四家

ニ托シテ幽囚セシム、夫々其處置ヲ評議アリシガ、良雄等ノ行爲國法ニ觸ルト雖モ、只管謹慎ヲ旨トシ正義ヲ守リ、武士タルノ面目ヲ汚サズ、以テ此舉ニ及ビシハ感服ノ至リナリトテ、人皆其助命ヲ望マザル者ハナカリキ、良雄等ヲ預カリシ細川侯ヲ始トシ、他ノ三家モ亦之ヲ惜ミテ永ク本國ニ預カラシコト請フ、然レニ四十六人ノ命ヲ助ケナハ、天下ノ公法是ヨリ亂レ、將來ニ弊害ヲ生ズベキヲ憂ヒ、其情ハ憐ムベキモ、公法ハ決シテ枉グベカラズトテ、幕府遂ニ四十七士ニ割腹ヲ命ジ、其子弟ニシテ拾五歳ニ至ル者ハ悉ク流刑ニ處セリ、語ニ曰ク善ク國法ヲ守リテ決シテ國家ノ政ヲ謀ル可ラズト

(廻用問答)

○國法を守らざる時は其害如何……人皆其堵に安んじて、無事に起居眠食することを得る所以の者は、人々能く國法を守り、互に相侵し相凌ぐ事なきに因る。此故に國法を守るは、敢て他人の爲のみなら

す、人々個々の安心すべき道ありと心得べし。

◎古賀精里事ヲ處スルニ鄭重ナリシ話

古賀精里人トナリ嚴正ニシテ沈默、人ノ不善ヲ見レバ必ズ之ヲ面責ス、平素書生ヲ遇スル甚ダ嚴正ニシテ、如何ナル佳節ト雖ニ決シテ酒ヲ供セズ、サレド其善行アルトキハ、深ク之ヲ稱揚シテ措カズ、或時某侯ニ聘セラレテ經書ヲ講ズ、終リテ後老臣某重罪者ノ處置如何ヲ聞カントヲ需ム、精里熟慮シテ、他日ヲ待テ答ヘンガ爲ナリト、老臣駭キテ云セケルヤ郎ニ至ル、老臣誣リテ今日ハ講日ニアラザルニ何故來ラレシヤト問ヒシニ、精里曰ク、往日ノ貴問ニ答ヘンガ爲ナリト、老臣駭キテ云セケルヤウ、前日ノ質疑ハ聊カ談笑ニ供セシマデニテ、實ニ其事アルニアラズ、而ルニ尊慮ヲ煩ハサレシハ氣ノ毒ナリシト、精里悚然トシテ曰ク、一國ノ政ヲ預ルモノニシテ此言アリ、無稽ノ甚シキニアラスマト、將サニ疊テ蹴テ去ラントス、老臣只管其罪ヲ謝スルモ更ニ留ラズ、俟之ヲ聞キ出テ

、謝スルコ甚ダ力メシカバ、漸ク其所見ヲ述ヘテ立テ去リシトゾ、薛瑄曰ク事ヲ處スルニハ熟思シテ緩カニ爲スベント。

(備考) 古賀精里、名は樸、字は淳風、號助と稱す、世々佐賀藩に仕ふ、幼にして學を好み日夕勉磨す、人と爲り驅幹豎偉、嚴密寡默、人不善あれは直面之を戒しむ、而して退きて後言なし、兼て槍術を善くして妙奥に臻る、射御にも亦習熟せり、徳川幕府に聘せられて儒官となる、文化十四年五月、歿す年六十八。

(裏用聞答)

○公務を取扱ふ注意如何……若し其處置の宜しきを得されば、思ひ寄らざる迷惑を他人に懸くことあり、故に丁寧反覆、詳かに熟慮しこる後に於て其事を決すべし。

第十章 忠節ノ大義

本章を設けたる趣旨及び本章中の各事項を教訓すべき要領等は、第三年級の部第十章に於て述たる者に相同ト

◎杵淵重光主人ノ讐ヲ報セシ話

杵淵小源太(重光)ハ信濃ノ人ニシテ富部家俊ノ臣ナリ。生レ得テ剛勇衆ニ秀ツ。養和元年城長茂嘗テ源義仲ト戰ヒシ時、家俊モ亦長茂ニ從ヒテ出陣セシガ、不幸ニモ横田河原ノ戰ニテ、敵將西野廣助ノ爲ニ殺サル。是ヨリ前重光ハ人ノ爲ニ讐セラレテ屏居セシカ。横田河原ノ戰争ヲ聞キ、主人チ思フノ餘り、屏居ノ身チモ顧ミズ、馳セテ其場ニ至リ、主人ノ旗チ尋ネシモ見當ラス。偶々人アリ、敵將廣助ノ爲ニ主人ノ擊タレシヲ告ク。重光憤然トシテ敵昧方ノ間チ馳セメグリ、讐ヲ尋ネシニ、敵將ハ、主人ノ首ヲ鞍ニ結ビ附ケテ、將ニ立去ラントスルニ會ヘリ。重光之ヲ視テ、且

悲ミ且怒リ、大聲ニテ呼ヒケルヤウ、願ハクハ余チシテ主君ノ首ヲ拜セレメヨ。某前キニ君命ヲ奉シテ他ニ在リ、爲ニ主人ノ最期ニ臨マス、遺憾限リナシトア、一散ニ追ヒ懸ケシカバ、敵將其勢ニ氣テ奪ハレ、躊躇セル間ニ追附キテ、直ニ組ミ伏セ首ヲ斬リ、主君ノ亡キ骸ニ手向ケテ曰ク、臣今讐ヲ報セリ、幸ニ瞑目シタマヘト、更ニ馬ニ跨リ、左手ニ二首ヲ提ケ、右手ニ長刀ヲ取り、大呼シテ曰ク、我ハ富部氏ノ臣杵淵小源太ナリ、我レト思ヘン者ハ來リテ刃ヲ交ヘヨト、敵兵之ヲ聞キ、四十騎程群カリ來リテ、取圍ミケルヲ、右ニ逸シ左ニ出テ、神出鬼沒、力ヲ盡シテ効キケル程ニ、敵兵十餘騎ヲ斃シ、己モ亦數ヶ所ノ創ヲ蒙リテ戰死シケリ、語ニ曰ク古ヨリ忠臣義士ハ、生ヲ捨テ、義ヲ取リ、身歿シテ而シテ名存スト。

(應用問答)

○君臣の大義は時により絶ゆべき事ありや……如何様なることありとも、代々世々決して絶ゆることなし、一時譴責を蒙り忌諱に觸

ることあるとも、是れ其身に過ちあるが爲にして、之か爲に君臣の義を破るべきものにはあらず。

◎兒島高徳櫻樹ニ詩ヲ題セシ話

鎌倉ノ執權北條高時、甚々專横ナリシカハ、後醍醐天皇大ニ憤ラセラレテ、密カニ之ヲ討テ亡サント謀リ給ヒシヨ。不幸ニモ其事遂ニ洩レテ鎌倉ニ聞ヘケレバ、高時大軍ヲ繰り出シテ、京都ニ差シ向ケタリ、天皇驚キテ山城國笠置山ニ幸シ給ヒシカ、官軍利ナクシテ、恐レ多クモ天皇ハ高時カ爲ニ隠岐國ニ遷サレ給ヒヌ。此時兒島高徳ハ天皇ノ孤島ニ遷サレ給フヲ聞き、憤慨ニ堪ヘス、御幸ノ途中ニ待テ受ケテ、天皇ヲ奪ヒ奉ラント思ヒ、舟坂山ノ中ニ隠レ伏シテ待ナタリ、然ルニ御輦ハ此道ヲ通ラセ給ハス、早ヤ既ニ山陰道ニ向ハセ給ヘリト聞クヨリ、乃ナ間道ヲ馳セテ杉坂ニ至リシモ、鳳車既ニ過ギタル後ニテアリキ、是ニ於テ高徳ニ從ベル者モ皆力ヲ落シテ、散リ々々ニゾ落テ失セケル、然レトモ高徳ハ少シ

モ其志ヲ變セス、獨リ服裝ヲ變シテ車駕ノ跡ヲ逐ヒ、何卒一タヒ龍顔ヲ拜シ奉リ、我カ赤心ヲ奏シ奉ラバヤト思ヒシカトモ、武士ノ警護甚々嚴重ナリケレハ、近ツクコト能ハス、或夜密カニ行在所ニ忍ヒ入り、庭内ナル櫻樹ノ幹ヲ削リテ、天莫空勾践時非無范蠡ノ二句ヲ書キ記シテ立ケ去リケリ、夜明ケテ警護ノ士、此詩ヲ見シカトモ、其義ヲ解スルコトヲ得ス。因テ此由ヲ奏聞ニ及ヒケルニ、天皇之ヲ御覽シテ、詩ノ意ヲ悟リ給ヒ、世ニ勤王ノ士アルコトヲ察シ、御心竊ニ喜ハセ給ヒシトソ、語ニ曰ク君ニ事フル忠ナラサルハ孝ナラサルニ同シト。

(疑用問答)

○平素に在りて皇室に忠なるべき心得如何……正直に各自の業を勵み、國法を守り納稅兵役の義務を盡し、或は公益を進め、世務を擴め、以て國利民福を進め、社會をして安泰富強ならしめなは、是れ即ち平素、皇室の爲に忠を盡すの道に適へるあり、臨時非常の場合に於

て一身を犠牲に供するは、固より云ふ迄もなし

◎市兵衛ノ忠義ナリシ話

徳川幕府ノ頃、上總國姉ヶ崎ニ總兵衛ト云ヘル者アリシガ、或時鳥チ擊タントシテ、誤リテ隣家ノ女房ヲ殺シケレハ、詮義ノ上財産ヲ沒收シ、伊豆ノ一孤島ニ流サレケリ、然ルニ總兵衛其頃三歳ナル長男萬五郎二歳ナル女子アリシカ、之ヲ養育スル者ナカリケレハ、僕ノ市兵衛奮ツテ其幼兒ヲ引取リシカ、已レモ貧窮ノ身ナリシ故、止ムヲ得ス自分ノ娘ヲ奉公ニ出シテ、人ノ幼兒ヲ養ヒヌ、斯ノ如ク實直ナル心配ヲナスフ、凡ソ十二年ニシテ、其間決シテ主從ノ禮ヲ失ハス、又毎月江戸ニ出テ主人ノ罪ヲ宥サレンコヲ乞ヒ、遂ニハ己ノ身ヲ以テ代ランコヲ請フニ至リシカハ、時ノ奉行荻原近江守等、大ニ其志行ヲ賞シ、頼テ此事ヲ上聞ニ達セシニ、總兵衛ノ罪ハ固ヨリ許スヘキニ非レド、市兵衛ノ行爲ハ殊勝ノ至ナリトテ、田一町餘ト家作トサ下シ賜フトトナリシカハ、市兵衛ヲ呼ヒテハ必ス孝ト

其旨申聞ケシニ、主人ノ免罪ヲ乞フモ其御沙汰ナク、徒ニ物ノミヲ拜領セハ、忠義ヲ銘ヒテ、利ヲ博スルニ似タリ、是レ吾カ潔シトセサル所、願ハクハ主人ノ子萬五郎ニ右ノ地所ヲ賜ハリタシト請ヒケルニ、特ニ評議ノ上、市兵衛カ心ニ愛デテ、萬五郎ニハ別ニ田地ヲ下シ賜ヒシトナン、語ニ曰ク恩アルニ逢ヘハ必ス報ス、故ニ臣トナリテハ必ス忠子トナリテハ必ス孝ト

(應用問答)

○鰥寡孤獨の人に對する心得如何……世に憐れむべき者固より種々あれども、鰥寡孤獨の身ほど不憫なるはあらず、故に視を識らずの間にしても、尙且之を救恤するあり、況々己れの主人として仰き仕へたる人の零落せしに於ておや、其身の力の及はむ限りは、之を救ひ助くるの覺悟無かるへからず

◎久兵衛及ぬい女能ク其主ニ事ヘシ話

ぬい女ハ大坂阿波座仲通リノ商人喜多某ニ奉公セシ下婢ニシテ、其祖父三郎兵衛ノ代ヨリ仕ヘシカ、主家年ヲ逐フテ漸ク零落シ、三郎兵衛モ亦老衰シテ病ニ罹リ、朝夕ノ烟サヘ、イト細クナリシカハ、家財道具ヲ賣リ拂フモ、今ハ糊口ノ術盡キテ、困窮實ニ一方ナラサリキ、是ニ於テぬいハ其家ノ魚市ニ近キヲ幸トシ、晝間ハ魚類ナドヲ受ケ賣リナシ、僅少ノ利錢ヲ得、夜ニ入レハ燈下ニ在リテ縫績ニ從事シ、一身ノ辛苦ヲ厭ハス、常ニ稼キ働キテ主家一族ノ飢渴ヲ凌キタリ、然ルニ三郎兵衛ハ病ノ爲メ、遂ニ歸ラヌ旅ニ赴キケレハ、ぬい大ニ之レヲ悲ミ、野邊ノ送リナド丁寧ニ取行ヒ、忌日ノ佛事ニ至ルマテ周旋届ラサルナシ、其後モ幼主タルゑい女ヲ大切ニ撫育シテ、手習裁縫ヲ教ヘケリ、時ニぬいハ既ニ七十餘歳ノ高齡ナリケレハ、親族トモ皆其老衰ヲ憐ミ、最早若キ身ニモアラサレハ、郷里ニ歸リテ安樂ニ其餘年ヲ送ルヘシト勧ムレトモ、主家ノ相續定マラサル間ハ、縱令如何ナル事アリトモ、誓テ家ニ歸ラシトテ肯カス、茲ニ又昔シ喜多家ニ久シク奉公セシ僕ニシテ、久兵衛ト云ヘル者アリ、

前年故郷ニ歸リシ後ハ、主家ノ安否モ分明ナラス、甚タ心モトナシトテ十四年目ニテ遙々大坂ニ出テ、喜多家ヲ尋ニシニ、全家痛ク衰ヒテ、三郎兵衛夫婦モ既ニ世ニ亡カリケレハ、大ニ驚嘆シ今ハ何トモ詮術ナケレモ、已レモ故主ノ高恩ニ報井ントテ、其儘此處ニ止マリテ、ぬいニ力ヲ合セ、幼主ノ爲ニ勞働セリ、此事府廳ノ聞ニ達シ、實ニ感ズヘキ事ナリトテ、二人トモニ金若干ヲ賜ヒ、其行狀ヲ門闈ニ旌表セシトナン、語ニ曰ク疾風アリテ勁草ヲ知ルト

(應用問答)

○主家零落するに遇は、如何……斯る際に於て之を捨て顧みさるゝ、固より宜しからず、或は其家に止まりて、朝夕薪水の勞を助くるか、若又常に其家に在ること能はずんは、時々訪ひ行きて、其貧苦を慰むへし

帝國修身軌範第四卷終

明治二十五年五月八日印
明治二十五年五月九日出
明治二十六年八月廿一日訂正印刷
明治二十六年八月廿五日再版發行

第三年級合卷
第四年級
定價金廿五錢

著者 荻原朝之介



刷版權所有
發行者 大橋新太郎
印刷者 杉原辨次郎
印刷所 杉原活版所

東京市日本橋區本町三丁目八番地

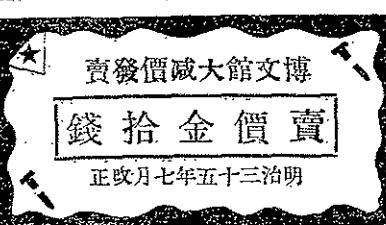
發兌元博文館
東京市日本橋區元豐町四丁目二番地
全所

文學士中原貞七先生著述 下卷近刊



上背皮金字入
正價六拾五錢
郵便稅八錢

上下三千年、東西五大州、大國小邦星羅棋布、興亡常なく盛衰定らず、而して能く其の興亡盛衰の事蹟及び其然る所以の原因結果を叙述して眼前に之を示すものは萬國歴史の目的あり、唯だ古來の萬國史は専ら泰西に詳にして東洋に零し、世界の最古國、文明の亞細亞各國の史乘を度外に置く、誤謬甚はだし、然れども彼れに在ては尙ほ恕する歴史教科書にして彼を叙して我を省き、東洋の諸國が世界の表面に有せる事を知らしめざるは尙の心そや、本書は最も此に鑑み、古今東西に亘り、日本支那西一隅と爲し、文明史體に之を編す、世界の大勢、各國の沿革炳乎として、一日の下にあり、議論正確、叙事明晰、加之文章極めて痛快、
各學校の教
是無比の良書あり



賣價金拾錢

正改月七年五十三治明

